

平成26年～令和元年分 提案募集方式データベース

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	1	09.土木・建築	都道府県	佐賀県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めるところとする規制緩和	河川法第92条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収すること)である流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をい。については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち数に土地占用料については、毎年の測定件数千数百件のうち高額の案件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年測定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。 【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能とする。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住みやすさの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (田)流水占用料等の徴収方法(施行令18条2項1号)については、都道府県の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
H26	2	11.その他	都道府県	佐賀県	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	A 権限移譲	出入国管理及び難民認定法第6条 関税法第15条の3 検疫法第4条 機動防犯法第6条、第8条 家畜伝染病予防法第38条、第40条	国際ビジネス機受人の際のCIQ業務の移譲	地方空港における国際ビジネス機受人に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(運航申請が直前かつ変更も多い1便当たり)の搭乗者数は少ないの運航希望に対して空港のスタッフ、スタッフと各給が揃ってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができていない。 【改正の必要性】国際ビジネス機に限り、空港管理者で自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の入入を、産地のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネス環境の改善につながるものである。 【効果】運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることと、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがあがる。 【懸念の解消策】移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	4【法務省】(1)出入国管理及び難民認定法(昭26年919) 4【財務省】(1)関税法(昭29法61) 4【厚生労働省】(5)検疫法(昭39法291) 4【農林水産省】(3)機動防犯法(昭25法151)及び家畜伝染病予防法(昭26法166) 国際ビジネス機の入入れに伴い、出入国の際に必要となる税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。
H26	6	11.その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法第119条及び第120条 商業登記法第10条及び第12条	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、が直接行うことができるように権限移譲を要望する。	岡山地方法務局新見支店の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的経済的負担が増加している。また、法務局庁舎内の行政サービスなど、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、「民間委託」により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を「直接」行うことは、法により制限されている。本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支店の廃止統合後の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的経済的負担が大幅に改善される。	4【法務省】 (2)不動産登記法(平16法123)及び商業登記法(昭38法125) 不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務(不動産登記法119条及び120条、商業登記法10条及び12条)については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51)に基づく民間委託との関係や行政の効率化の観点に留意しつつ、登記所等が道幅地に所在し利用が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書の交付を受けられるようにするなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
H26	7	05.教育・文化	一般市	新見市	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第5条	土木工事等に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務(掘工者からの届出の受理、発掘調査の実施等)その他必要な事項の指示)において、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	埋蔵文化財発見地として通知されている土地を開発しようとする場合には、掘工者から文化財保護法93条または94条の届出・通知が市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会へ進達し、審査後、市町村教育委員会を経由して通知することとなっているが、文化財専門職員を有し権限移譲を希望する市町村においては当該市町村教育委員会が実施できるような届出の受理や通知に関する権限を移譲する。 【民権的な支障事例】 ・従来の条に定める事務処理は、本市の意見を附して都道府県に送達し、都道府県はその意見を参考またはそのまま通知に記載し、本市を経由して申請者に通知を行っており、判断し意見を附す業務が重なっている。 ・県に送達するための文書作成に時間を要するケースが多く、「もう少し早く通知が出ないものか」との業者からの要望もある。 【制度改正による効果】 都道府県教委への意見書を作成するための期間や同教委への進達及び同教委から市町村教委への通知にかかる期間の短縮が見込まれ、少なくとも1週間程度の短縮が期待される。	
H26	8	04.雇用・労働	一般市	新見市	総務省	対象外	地方公務員等共済組合法第3条第1項	保育士及び幼稚園教諭の人事異動に付共済組合の統	幼稚園に勤務する職員であっても市町村職員共済組合への加入を可能とする。	本市では、保育士と幼稚園教諭を一本化して保育教諭とし、保育所に幼稚園の職員交流を促進するとともに、認定こども園については幼稚園教諭への任用枠を拡大した子育て支援体制の整備を図っている。平成25年7月からは幼稚園業務の所管を市長部局のこども課に移管し、保育所、認定こども園とあわせて一体的な児童福祉施策の整備に努めている。こうした中、職員の加入する共済組合については、幼稚園勤務の場合は公立学校共済組合、保育所勤務の場合は市町村職員共済組合と定められているが、共済が実施する福祉事業(生命保険、個人年金、貸付等)の継続ができないと職員本人の不利益も生じている。このため、幼稚園勤務となった場合においても、市町村共済組合に継続して加入できるように規制の緩和を望むものである。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	9	11.その他	一般市	新見市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第46条	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を可能にする。	本市では平成14年2月に施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いた投票方法等の特例に関する法律」に基づき、市長・市議選挙における電子投票を実施している。これまでに計4回の電子投票に成功しており、開票事務の迅速・効率化、無効投票の減少、投票方法のバリエーション化という効果を実現し、電子投票の信頼性は高まっているものとなっている。 現行の法制度下においては、電子投票で実施する地方選挙と、自書式投票で実施するしか国政選挙が限在することから、住民から戸惑いとともに全ての選挙での電子投票の実施を望む声が多く寄せられているところである。 また、国政選挙への電子投票導入が認められていないことが、導入を検討している多くの自治体の障壁になっており、現状のままでは、電子投票制度の普及は遅くとも数年はむづかしい。制度を維持することも困難な状況ではないかと懸念するところである。 なお、国政選挙への導入によって、開票時間の大幅な短縮や無効票の減少などの有効性が広く有権者に浸透することで、導入に対するコンセンサスが得られやすくなるかと考えており、電子投票が広く全国に普及することで経費削減にも寄与するものと考えている。		
H26	10	09.土木・建築	一般市	新見市	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、補助事業等に関する地方自治法第24条	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新設取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをしている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余裕が生じており、容易に当該施設が維持管理が困難な状況となっている。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水など)になるため、県が行う変更・新規取得手続き・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余裕範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きによるよう制度改正を行うことを要望する。 また、当該施設は建設30年以上を経過し、補助目的を達成したものとみなすことができるが、収益が不足する(地かんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。		
H26	11	09.土木・建築	一般市	新見市	農林水産省	対象外	補助事業等に関する地方自治法第24条	補助事業等による取得した財産の処分等承認基準の緩和	公共的団体における国庫補助事業により取得した財産の処分等承認基準の緩和	補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について、(平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長官通知)による補助事業等により取得した財産処分について、一定期間を経過した財産の処分は補助金の返還を緩和されているところであるが、公共的団体が行う財産処分についても地方自治体と同様の基準を緩和することを要望する。	公共的団体である本市の森林組合は、平成17年の市町合併に合わせて旧1市4町の各森林組合の合併により誕生した。合併前の各森林組合が国庫補助事業等により整備した施設について、合併後の社会情勢の変化や森林組合の事業内容等の変化により施設整備当初大きく状況が変化し、その見直しが必要が生じている。 また、林業自体の衰退が激しく、木材価格の低迷や組合員数の減少により森林組合の経営も困難な状況となっている。このような状況の中で、本市森林組合が経営改善のため各施設の見直しを検討しているが、長期利用財産(補助対象財産のうち、補助目的に促った利用により10年以上を経過したもの)の処分(解体)を行った場合、国庫補助金の返還が生じる(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達(以下「経理課長通達」といふ。))別記の目的外利用(用途)以外の場合の(敷)とし、地方公共団体である本市が所有する施設を同じ条件で処分する場合は国庫補助金の返還は生じない(経理課長通達別表2目的外利用の取扱いがない場合の敷)。公共的団体においても地方自治体と同様に合併後の財産の取り扱いについて苦慮しているところが多いため、公共的団体が財産処分を行う場合の取扱いについては、地方自治体と同じ条件になるよう財産処分等の承認基準を緩和されるよう要望するものである。	
H26	12	07.産業振興	一般市	新見市	内閣府(金融庁)	対象外	資金決済に関する法律第14条	発行保証金の供託の免除(プレミアム付き商品券発行事業)	地方自治体の補助を受けて商工会議所が行う市内共通商品券発行事業(前払式支払手段)について、発行保証金の供託の適用除外とするよう制度改正を要望する。	新見市においては、本年4月の消費税引き上げにより、市内消費の落ち込みが懸念されることから、市内への経済対策として新見商工会議所が以前から発行していた、市内共通商品券10億円分(5%の上乗せをし、プレミアム商品券として、発行することになった。5%の上乗せ部分の5千万円は本市の補助とし、今年4月～6月に販売した。)、新見商工会議所が発行している市内共通商品券は、使用期限のない前払式支払手段により発行しているため、資金決済に関する法律、及び資金決済に関する法律施行令により、基準日未使用残高の二分の一の額に相当する額の発行保証金を、最期の保証日に供託しなくても、発行している新見商工会議所にとっては大きな負担となっている。 このため地方自治体の補助を受けて商工会議所が行う市内共通商品券発行事業については供託金の規程適用除外とするよう制度改正を行うものである。		
H26	13	02.農業・農地	都道府県	佐賀県	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項・第5条第3項	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止する	農地法第4条第3項・第5条第3項	農地転用に関する法律(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見を聞いたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工法施行令(以下、実施計画いふ。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可可能となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に同意しようとする場合は、あらかじめ地方自治体等関係者庁長との連絡調整を行うこととしている。この連絡調整は法令に根拠を有したものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成(認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に同意しようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地域の状況について地方自治体が既に熟慮していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	①厚生労働省(8) ②農林水産省(11) ③経済産業省(7) ④国土交通省(13) ⑤農林地域工業等導入促進法(46)法112) (厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (1)都道府県が、農林水産省導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に同意しようとする場合(5条4項)、「農林地域工業等導入促進法の運用について」(昭65農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公害局、昭63労働省農業安定局、昭63運輸省貨物運輸局)において、あらかじめ地方自治体、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこととされている事項については、廃止する。	
H26	14	02.農業・農地	一般市	燕市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項・第5条第3項	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用の際に必要な都道府県農業会議への諮問を廃止する。	①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は1月1回しか開催されていないことから、申請から許可までに要する期間が長くなるため、申請に対し「迅速な事務処理」の支援となっている。 ②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化しており、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考える。 申請から許可までの時間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋がれることから、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	15	11.その他	一般市	燕市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員法第6条第3項	人権擁護委員推薦の議会議決の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等がゆがみの努力を要している。委員の再任、新任とも適任者として推薦したくはしたがゆがみ理解を得られなかったこともあり、ゆがみの日程が必要である。併せて、議会に承認を得るためには在期満了の半年以上前から責任の作業にかかり、議会集議のための議案作成が必要になることから、この承認手続きにかかる作業をゆがみで省略することができれば、本人の予家を確認するに法務省へへの推薦が可能となり、手続きの負担が軽減される。また、議会提案では承認されたことはいないため問題ないとする。	【調整結果】 【6法務省】 (2)人権擁護委員法(昭24法139) (3)人権擁護委員の推薦(昭33第3号)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見集約を推薦の推進手段の一つとして、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。
H26	16	02.農業・農地	一般市	飯田市	農林水産省	A 権限移譲	農地転用法第4条及び第5条	農地転用許可権限の移譲	①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支援が必要。地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。 ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあつては「国(農林水産大臣)」で、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村継者の定住に支障がある。 ③農地の実情を踏まえた必要性 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体は、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。	・支障となる手続きの現状と事例 開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外(以下「農地転除外」と表記。)の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなるが、農地転用が許可される見込みがない事業については農地転除外の手続きが進められない。そのため、農地転除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後農地転除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期期間を要するため、開発計画の進捗やゆがみは困難である。 ・迅速な事業推進の必要性 農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農地転除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体は、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。	【4農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて 農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を定め、都道府県知事、市長及び町長らの代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が示した国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣と協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を達成するための要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村の長)については、都道府県知事同意の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項の5)については、農委委員改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	17	02.農業・農地	一般市	飯田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする	①現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設建設にあつては、農地転除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発用途と判断されるまで1年以上の期間が必要となる。 ②地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる農地づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。	・支障となる手続きの現状と事例 開発を進める場合、農地転除外の申し出の審査対象には建物の平面図、立面図を整えることが必要になる。土地収用法に基づいた開発計画でない限り、市町村の同意があつて同様の手続きが必要である。建設に至るまでには、農地転除外の審査及び許可と農地転用の審査及び許可の手続きが必要であり、例外規定である宅地開発判断と判断されるまでに、最長でも1年以上の期間が必要になるため、定住希望者が計画を断念するケースがある。 ・迅速な事業推進の必要性 定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしやすさ環境づくりを進める必要があり、地域事情を把握している基礎自治体である市町村は、国・県と協力して優良農地の確保や保全・維持に努めつつ、迅速な事業推進を図っていく必要がある。 ・地域の実情を踏まえた必要性 特に、中山間地域等では営農活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安等による離農が多い。農地の条件不利な地域では、農業収入による生計は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保することを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手になっていくことが期待できると考える。	
H26	18	09.土木・建築	一般市	狛江市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第49条第2項 都市計画第8条	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状の承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について国への報告とすることで、市の土地利用を有効活用できるようにする。	・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。 【制度改正の必要性】 市内において特別用途地区の手法を活用し、土地を有効に活用していきたいと考えている。狛江市の玄関口である狛江駅北口は、再開発事業により駅前広場など整備されているが、南口については基盤の整備も進んでいない。狛江駅の再開発事業を検討する中で、様々な手法が考えられる。都市計画事業として開発を行うことも一つであるが、住民発意による地区計画の設定や特別用途地区を設定し商店街を呼び込み、狛江駅目のまちづくりを推進することもできると考えている。 【制度改正の内容】 建築基準法第49条第2項の国土交通大臣の承認を規制緩和をしていただき報告とすることで、手続きの時間を短縮し、地元住民との調整など市民との協議の時間に活用したい。	【6国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法21) (2)以下に掲げる事業については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(88条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	19	04.雇用・労働	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】 職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、産業振興、人材育成、福祉など、地域の実情に応じた取組を推進している都道府県自身が、その役割を担い、かつ雇用施策を運用することが効果的である。例えば、愛知県においては、県で造成した「産業空間化対策減価基金を活用した企業融資や、IT・ITnaI経営学専攻産業クラスター形成特区」など、産業政策としてした積極的な職業紹介等を一体的に実行することで、雇用政策をより効果的に推進できる。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すでに地方移管が可能。 【現行制度の支障事例】 国は、H24年12月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。 【懸念の解消策】 ①雇用保険との財政責任と運営責任の不一致については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。 ②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティの基でアクセス許可を受けられることである。 ③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連絡調整により一体的実施は十分可能。 ④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づく助言・助言、是正指示を行い条約の趣旨を講じたことは可能。	4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法14)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の適正な処遇に関する法律(昭60第88号) (2)職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (イ)国と地方公共団体は同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など)、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこまま以上に推進する。 (ロ)以上の取組の成果と課題を検査し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約の整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (ハ)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (ニ)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	20	02.農業・農地	都道府県	愛知県	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条1項、5条1項	農地転用許可(4ha超)権限の移譲	農地の転用(4ha超)に関する許可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい、国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮する上地方で行う方が効果的な事務ができる。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27第22号)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地転用(農地の総量確保)の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣が示した国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場は議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月8日地方4団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を定立するなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農振法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成すると地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	21	06.環境・衛生	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法施行令第14条第1項	水道事業者(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲	給水人口5万人超の水道事業者への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。	【支障事例】 水源の公正な配分、合理的配量等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 移譲を促めことにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつ的確な指導・監督の実施が期待される。 【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在) 大臣認可水道事業者 32事業体 県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)	4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法17) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制が十分に整った都道府県であつて、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業者から受水する水道事業者については、当該水道用水供給事業者との事業統合を行うことと上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業者の認可(6条1項) ・水道用水供給事業者の認可(26条) ・水道事業者及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)
H26	22	07.産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への移譲	新産業集積創出基盤構築支援事業の委託先の選定事務等の権限及び財源の移譲	【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	23	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	対象外	なし	情報処理の促進に関する業務の都道府県への移譲	地域の中小企業等によるITを活用して経営革新、生産性向上を図るための取組に対する支援事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 IT総合戦略本部の戦略である世界最先端IT国家創造宣言において、基盤構築に係る部分は全国的な視点で行うことが必要と認識するが、地方の中小企業等へのIT活用促進の取組に関しては、基盤構築ではなく利用であるため、地域ごとに地産産業のカラーが異なるなど、それぞれに特化した施策が必要と考える。例えば製造業においても製造機械が盛んな地域においては機械系の設計ツールやそれを連携したシステムの活用が必要であり、観光業に力を入れた地域においては地域資源を広く周知するためのツールやシステムの活用が必要となる。ゆえに、地域の実情に精通した地方自治体が最適なIT活用となるよう施策を行うべきである。	
H26	24	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条、第5条 戦略的基盤技術高度化支援事業 公募要領・交付金交付要綱	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への移譲	研究開発計画の認定業務(申請受付、認定、計画変更対応等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務(公募/採択、契約、事業管理、確定等) 「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務等の権限移譲	【制度改正の必要性】 平成26年2月には、最新技術の動向を踏まえ、健康・医療、環境・エネルギーなど需要側産業の視点に立った「特定ものづくり基盤技術高度化計画」に改正されたところであるが、地産産業振興、地域資源の活用など、地域振興の視点が欠けている。そこで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の目的に「地域振興」を加え、都道府県に権限を移譲して、地域のニーズに合った事業を実施すべきである。	【4】【経済産業省】 (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) (10)中小企業に基づき認定された特定研究開発等計画に基づき特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募等の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。
H26	25	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援事業)要綱	新連携支援に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【4】【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源の活用に関する法律(平11法18) (1)異分野連携新事業分野開拓計画の認定(11条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行う。
H26	26	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものであるため、地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【4】【経済産業省】 (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として「経済産業局」に事前届出があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評議委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの段階で実施を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (2)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う条件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	27	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者や農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行う、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【再掲】 【4】【農林水産省(9)】【経済産業省(18)】 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (1)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
H26	28	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	産業競争力強化法第127条、第128条	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲	支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督業務の権限移譲	【制度改正の必要性】 25年3月の中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、今後、地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援の重要性が高まるものと考え、地方自治体に権限移譲することで、より一層効果のある施策展開が図られるため、(ただし財源付与を条件とする) また、下記の理由等から25年6月の全国知事会でも地方自治体への移譲を求めている。 「国の支援基準に沿って再生支援を行うことから異なるとなる運用となる余地はほとんどないこと」、「知見の集約や情報共有は国でなくても十分可能であること」、「債権者として直接貸付や債権保証をすることで債権放棄には利益相反を生じることにもなるが、債権放棄は適正な手続きがあれば地方自治体としても対応できるを得ず、地方自治体が行う認定支援機関の認定や監督には影響がないこと」	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	29	07.産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(第21法第4条から第7条及び第12条、第13条) 地域商業自立促進事業要綱	地域商店街活性化に関する事務の都道府県への移譲	「地域商店街活性化に関する法律」の業務のうち、「地域コミュニティの担い手」として行う、「商店街活性化や支援に関する事務」の権限移譲	【制度改正の必要性】 本県は毎年180近い商店街等に対して各種支援を行い、商店街等の現状を熟知している。本県が当該事業の実施主体となることにより、県の特長やネットワークを活用した円滑で効果的な事業計画及び執行を行うことができる。	【4【経済産業省】 (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(第21法第4条) (1)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。 (1)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	30	07.産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	JAPANブランド育成支援事業の事務の都道府県への移譲	地域における関係機関との案件発掘等に係る調整補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランドの確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づき適切な支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。	【4【経済産業省】 (2)JAPANブランド育成支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画に係る情報提供を行うとともに、当該計画について意見聴取を行う。
H26	31	07.産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化に関する法律第40条、第41条 中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲	中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲	【制度改正の必要性】 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はすべて国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の範囲内であるから地方に任せざるべきである。これまでのところ支障となる具体的な事例はないが、法改正が実施されたことにより基本計画要件数が増加することも想定されるため、都道府県による地域の実情に応じた事務処理がより効率的である。また、事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から、市町村の現場に近い都道府県が認定を行うことが適当かつ効果的と考える。 地方、国認定基本計画に位置づけられた個別事業については、都道府県が地域の実情に応じて補助スキームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務は、地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村の基本計画を存知し、市町村及び地域と緊密に連携する都道府県での実施が効果的である。 具体的な実施方法は、財源移譲を受けた上で、都道府県の単独補助事業として実施する。すなわち、都道府県が個別事業計画を認定し、市町村と一体となった財政支援を実施する。また、都道府県は市町村に対して補助を行う。(間接補助を想定)	【4【経済産業省】 (6)中心市街地の活性化に関する法律(第10法第2)(内閣府と共管) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県との意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。
H26	32	07.産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	A 権限移譲	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲	企業立地促進に関する補助金等の権限移譲	【制度改正の必要性】 企業立地促進に関する事務については、国際競争力を有する企業を中核として産学官連携による産業集積の形成及び活性化に向けた取組を行っており、全国的な視点があるとしても、地域の強みを活かすことにより当該地域から我が国全体の産業競争力強化に資する産業発展が期待できることから、自由度を高めて、都道府県に企業立地促進に関する補助金(対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金)等の権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。	【4【経済産業省】 (16)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(第19法第40条) 法5条5項に基づき同意された基本計画に基づく事業に係る施設等整備に対する補助については、国と都道府県の連携強化を図るため、採択に当たって関係地方公共団体の意見を踏まえることを公募要綱に明記するなど、地方公共団体との連携がより強化される仕組みを構築する。
H26	33	09.土木・建築	都道府県	愛知県	内閣府、国土交通省	対象外	道路法施行規則(一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準)第1条の2	直轄道路の事務・権限の移譲	平成25年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定)」に基づき、直轄道路の事務・権限の移譲、及び直轄事業のあり方について、適切な見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 直轄道路の移譲に伴う財源措置について、所要の法整備を行った上で確実な措置をとるとともに、個別協議において合意に至らなかった路線についても、引き続き移管に向けた検討を進められた。 なお、国と地方の役割分担や社会資本を巡る状況変化を踏まえ、国際拠点空港と高規格幹線道路を直結する道路(西知多道路)など、直轄事業のあり方についても、適切な見直しを行われた。	
H26	34	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法4条、9条、11条等 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金	旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限り)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	旅客自動車運送事業に関する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限り)による自動車運送事業に対する助成について、地方運輸局から都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準策定は国がその役割を担っており、具体的事務は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのバス路線の確保について、地方の実情に応じた運行維持対策を講じるためには、本来地方がその役割を果たすべきであると考えられ、そのために必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。 なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その有効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等は、法的に様々なケースが想定される専門的な知識や経験を有する職員の育成を必要とあることから、移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援などの人的支援の円滑な業務移譲のため必要な財源措置等を確保し講じていた。また、	【4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第19法第59)及び道路運送法(第26法第18条) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(第26法第41)により、地方公共団体が先頭を立て、まちづくりを進め、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたこと踏まえ、地域公共交通形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果を十分発揮できるよう、環境整備を進める。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	35	01土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第1項	土地利用基本計画の策定の義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」といふ)と土地利用の調整に関する事項を示したものを(以下「計画書」といふ)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」といふ)第9条第1項において、都道府県による策定の義務が課せられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画法(国土利用計画法及び関係法令)を基本とするものであり、計画書はその内容を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画法が十分に言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されること重要とされているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも後述「計画」との批判が多い。 なお、本県では、個別に土地利用調整等に関する具体的な土地利用については、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地利用対策会議)において、部局を跨って審議することにより、個別規制法の総合調整を図っており、土地利用基本計画によらず、個別規制法の総合調整機能を果たしている。 【支障事例】 以上のほか、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかかる必要のない)ha未満の計画図変更についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正してゆかねばならず、修正件数は年間100件以上ある。)にあり、多大な事務量が生じている。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法2) (1)土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。
H26	36	01土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条第4項、第7項	土地利用審査委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査委員会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に関与して大きな影響力を有するため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていることと比べると、他の審議会との均衡を失っている。 【現行制度の支障事例】 議会同意に係る事務手続きは5か月度要し、長期間の事務処理負担が強い。上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法2) (1)土地利用基本計画(9条)については、委員任期の延長や審査会開催方法の簡素化など事務負担の軽減について、地方公共団体の情報提供を行う。
H26	37	01土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第6条第5項	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべし。	【制度改正の必要性】 森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伏立拡大材積、森林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いシステムとなっており、県が森林計画区域の実情に基づき計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。	4【農林水産省】 (4)森林法(昭26法49) (1)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直し方向で検討し、森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。
H26	38	02農業・農地	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則2項	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	同左	【支障事例】 法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。 【制度改正の必要性】 農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮する地方で行動が効果的な事務がある。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域/農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現地の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方の国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、実施効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法5条及び5条の2)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の間等での移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を備えているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農政会議の意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するとともに、公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定)記載内容
H26	39	02.農業・農地	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第5条	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないこととなっているが、この条項を廃止する。	【支障事例】平成22年の県基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が接近しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえた上で、政策努力を加味して設定した数値である。 しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあてはめられ、102%ありきの議論に終始し、最終的に、当県の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られることとなった。 【制度改正の必要性】平成22年の国の基本方針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことと求められ、県の実情にそぐわない目標値とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国との役割分担については、以下のおおき、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとする。併行して、都道府県知事による農地転用申請に加え、国の目標面積率について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積率及び都道府県の目標面積率の設定基準等について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積率及び都道府県の目標面積率の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者等と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積率及び都道府県の目標面積率の設定基準と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積率及び都道府県の目標面積率の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開墾許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	40	02.農業・農地	都道府県	愛知県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域革新を促した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項	農家レストランの農用地区域内設置の容認	収穫体験や農業体験により都市住民を接客する農産物の生産施設を併設される農家レストラン等について、農振法の農業用途として、農地法においても農地転用の許可相当とする。	【現状】農家レストランは、農振法上の農業用途として認められていたため、農振法農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を接客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを提供する上で支障となっていた。 【支障事例】いちごの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用途に該当しなかったため認められなかった。 【制度改正の必要性】主として同一市町村内で生産される農産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用途とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。	6【農林水産省】 (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する対応方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平成26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。
H26	41	03.医療・福祉	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項 医療法施行令第5条の2、第5条の3 医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32 医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)	基準病床数を算定する際の内加算率の容認	基準病床数の算定方法を都道府県独自の増加できるようにする。	【現状】基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病床に該当する場合は、厚生労働大臣に協議をした上で病床を整備できる。 【支障事例】国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床数超過を理由に整備困難となっている。 【制度改正の必要性】国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床数超過を理由に整備困難となっている。地域の実状に応じて都道府県が基準病床数を独自に加算可能とすることで、基準病床数を超えている地域でも、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の生命と安心の確保につながる。 なお、増床は無秩序な増床ではなく、医療従事者の偏在を解消し、一定程度の地域に真に必要なとされる最低限度の増床を想定している。	4【厚生労働省】 (5)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数超過制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごと異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	42	03.医療・福祉	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律、第9条第1項、第11条第1項、第12条第1項	都道府県医療費適正化計画の策定義務の廃止	都道府県医療費適正化計画の策定義務及び当該計画に係る評価(中間年度、最終年度)を廃止すべき。	【現状】当該計画においては、「医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見直しに関する事項」を定めることが義務付けられているが、その算定を都道府県が独自で行うことは技術的に困難であるため、国から提供される推計ツールにより一律に行われている。 【支障事例】医療費適正化を推進することによる計画期間における医療に要する費用の見直しに関する事項の医療費の算定には、推計ツールにおいてメタリックシンドローム該当者・予備軍の減少率と平均在院日数の短縮に係る数値を用いる必要があり、したがってこの2項目について計画において目標として記載せざるを得ない状況となっている。 また、医療に要する費用の見直しについては、厚生労働省から提供される各種データ、推計ツールを用いて算定していることから、適時状況について把握、管理することが現実的に不可能であり、義務化するほどの必要性は考えられない。	



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	43	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	学校教育法 第108条 第122条 第132条	高等学校専攻科卒業生の大学への編入学の制度化	高等学校専攻科卒業生の大学への編入学に係る法的制約を撤廃すべき。	【制度改正の必要性】 産業の伝承を継承し、さらに発展させていたためには、専攻科でより高度な知識、技術・技能を身に付けた者が大学へ編入学し、より専門的に研究をすることのできる環境を整えることが不可欠である。	
H26	44	05_教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第7条第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 施行令第2条、第5条	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の大幅化を行うべき。	【制度改正の必要性】 加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。しかしながら、学校の抱える課題は様々であり、課題解決に必要な教職員定数は、市町村や都道府県など、地域によって大きく変わるところであるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が措置できないものもある。 【支障事例】 例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほぼ小中学校全校に配置できるもの、特別支援教育に関する定数等は必要数に満たないような場合、配分された加配定数のなかで加配要件の枠を超え、より地域の実態に即して学校へ配置できるよう調整することができない。また、近年課題となっている、通常学級に在籍する発達障害などの児童生徒への対応や、職務遂行能力を十分に発揮できない職員(事務職員等)への対応など、既存の加配要件では対応が困難な課題も増加している。 【求める措置内容】 このようなかから、現行の加配要件に縛られずに、学校や市町村が抱える個々の課題に柔軟な対応ができるよう、加配要件の大幅化が必要である。	
H26	45	07_産業振興	都道府県	愛知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する基本法的な計画に関する法律 第5条 第1項	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本法的な計画の見直し	地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化	【支障事例】 国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 【制度改正の必要性】 地域の特性・強みを活かした企業立地を促進する旨の法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	【再掲】 【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの期間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするるとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
H26	46	09_土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法 第79条第2項1号	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 河川法の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針(即ち河川整備計画)を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 【制度改正の必要性】 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項・令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであるため、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に基づき行われたものであることと鑑みれば、国の同意を必要とする規制制度は、単に手続を迂回のものとするのみならず、その自主性を損傷するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に迅速な審査が必要となる。実務においては、現在のところ1水系あたり18～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したこともあり、策定水係数が増える、事前協議と審査に要する期間が長期化する懸念がある。 【求める措置内容】 県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正された。	【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (12)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うこと、国と地方公共団体の連携強化を図る。
H26	47	10_運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第4項	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、国が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を了承したものは、国の施設認定は適用除外とすべき。	【現状】 港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨港地区内に存在することが要件となっている。このため、同条第6項で、「港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定) 【支障事例について】 別紙のとおり 【制度改正の必要性】 港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるが、認定を受けるまでに事前審査を含め約2～3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が建設を了承した施設については、施設認定を適用除外することとすれば、事業の円滑化に大きく寄与するものと考えられる。 ＜適用除外すべきと考える理由＞ 現在、港湾施設の整備にあたり、港湾区域及び臨港地区に納めることができない場合は、港湾管理者としては施設認定で対応せざるを得ないが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間がない場合も想定されるのが実情である。港湾計画上で位置づけがなされた区域や補助事業認可申請において、港湾計画、補助申請をもって施設認定を兼ねることとすれば、事業の円滑化に寄与すると考える。	
H26	48	01_土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行うっており、また、埋立地の有効かつ適切な利用の促進の観点から、用地の売却・貸付についても迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。	【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのあり方が多様化している上、経費判断が迅速化しているため、一部無償許可を求められている。すでに懸念が示されており、これに即した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、期間の短縮化が図られれば企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に活用していくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 企業との交渉期間において、通常の契約行為に要する期間とは別に、4か月(大臣協議)月とその事前調整月が必要であることを説明すると、関連コストの見直し・出店計画など経営判断に時間を要することとなり、進出をためらう要因となっている。標準プログラムのお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能とされているが、企業のリスク管理としては4か月を見込む必要がある。また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付けた契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別判断が必要な事例もある。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	49	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第58条第3項	埋立地の権利移転等・用途変更に関する処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利用用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を告示し、処分制限期間を短縮するときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならないとされている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたってのめりが多様化している上、経営判断が迅速化しており、これに則した厳正な審査を港湾管理者が行うことで、その企業ニーズに応え、埋立地を有効に活用をしていくことができる。 【事情変更(現行制度の支障事例)】 標準ガイドラインによる10月(大臣協議1月)とその事前調整3月)を要することとされており、なお審査では、この期間の柔軟な対応が可能と認識されているものの、低地利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する迅速かつ柔軟な対応を行うためには、判断材料を欲する企業に対して時機を逸する原因となる。	
H26	50	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第6条第1項	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。このため、都市施設的位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要がある」と認めるときに実施する旨の規程に改めるべき。	【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。 【実施事例】 例えば、本県では、5年をかけた全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。 【求める措置内容】 しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。	
H26	51	09.土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第30条第3項	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道にのみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	
H26	52	09.土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第45条第2項	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道にのみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。	【制度改正の必要性】 都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	
H26	53	09.土木・建築	都道府県	愛知県	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法 第10条第1項、第4項、第12条第1項、第6項、第13条第1項、第15条第1項、第4項	地方道路公社が管理する有料道路の料金、徴収期間等に係る国土交通大臣の許可(認可)制から届出制への変更	地域の実情に応じた道路事業の推進のため、地方道路公社が管理する有料道路の料金及び料金徴収期間等について、道路管理者が直接管理する有料道路と同様に柔軟に対応できるように、国土交通大臣の許可(認可)制を届出制とすべき。	【制度改正の必要性】 第2次一括法により都道府県等が直接管理する有料道路については、条例に基づく管理運営が可能となり、国土交通大臣への届出のみで足りることとされた。地方道路公社が管理する都道府県道等の有料道路についても、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営ができるよう、許可(認可)制を届出制に変更すべきである。	
H26	54	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第1項第2号、道路運送法施行規則第49条第1号、2号、第51条の2第1号等、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15)	市町村運営有償運送(交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加する。また、用途に旅行者の輸送を追加する。	過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とする。過疎地有償運送については、実施主体に市町村を追加する。また、用途に旅行者の輸送を追加する。	【制度改正の必要性】 市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が煩雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して弾力的な「ドア・トゥ・ドア」のサービスを行うことができない。また、路線を定める必要がない過疎地有償運送については、運営主体は「特定非営利活動法人等」とされており、市町村が主体となることができない。過疎地域においては、健康な高齢者向けに「アワード」のサービスを行っていたが、採算性の問題等で無工金での参入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者は当該地域内の住民等に限定されているが、自家用車を持たない旅行者にも過疎山村を巡視していただく機会を増やすため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。 【求める措置内容】 については、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路線を定めなくとも可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する必要がある。また、自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)用途に旅行者の輸送を追加する必要がある。これにより高齢者等に対するきめこまごめな対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができる。	【国土交通省】 (3)道路運送法(第26法183) 自家用有償旅客運送の旅客の範囲(施行規則49条)については、市町村の区域内に営業所を有するバス・タクシー事業者等による地域外からの旅行者へのサービスの提供が困難であることが確認されている等の一定の条件を満たす場合には、これら旅行者の運送も可能とするよう拡大する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	55	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	対象外	道路運送法第82条第1項	過疎地域における市町村運営有償運送(交通空白地域)による貨物運送の容認	一般乗合旅客自動車運送事業者に限って認められている旅客の運送に付随した貨物の運送を、過疎地域における市町村運営有償運送(交通空白地域)に拡大する。	過疎地域における市町村バスについては、乗車人も限られていることから乗車スペースに空きがあるのが現状である。 【制度改正の必要性】 この空きスペースを活用して、生活物資や農作物等を有償で運搬することにより、効率的な運行と運行財源の確保が可能となる。	
H26	56	11.その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第202条、第203条、第206条及び第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における異議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正されたい。	【現状】 市町村の自治事務である市町村長又は議会議員の選挙に係る選挙無効及び当選無効の訴えについては、市町村選挙に対する異議の申出(公選法202、206)、都道府県選挙に対する審査の申立て(公選法202、206)を経て、都道府県選挙の裁判に不服がある場合は、都道府県選挙を被告として高等裁判所に訴訟を提起することができる(公選法203、207)こととなっている。 【制度改正の必要性】 都道府県選挙が審査庁として存在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにもかかわらず都道府県選挙が被告となることは、都道府県が選挙管理委員会の決定に不服のある者として訴訟を提起することと出訴できることと比べて不均衡であり、市町村の自主・自律の観点から、このような制度は見直されるべきである。 【支障事例】 なお、平成18年5月に執行された愛知県内の市議会議員補欠選挙における事例では、選挙の効力を争う異議申出に対する市選挙管理の決定を経て、県選挙に対し審査申立がなされ、最終的には平成19年3月の最高裁の判決をもって選挙の無効が確定した。	【総務省】 (5)公職選挙法(現25法100) 市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとすることについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	57	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進地方計に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を制定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしないときは、関係行政機関の長に協議を要する」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することとなるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられる。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興基本方針に関する国への協議はすでに廃止されている。	【総務省(8)】【農林水産省(13)】【国土交通省(17)】 過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省、農林水産省及び国土交通省と共背) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
H26	58	10.運輸・交通	都道府県	千葉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第75条、第77条	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためのバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメントを経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価業務も廃止すること。	【制度改正の経緯】 平成23年9月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体に大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等が出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する必要性は低いと考える。 【求める措置内容】 さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価業務も廃止すること。 なお、本取組は路線補助金のみに係る協議会は審判機関となるなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。	【国土交通省】 (8)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (a)バリアフリー化設備等整備については、ノンステップバスの導入台数を削減する場合等について、手続きを簡略化する。
H26	60	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求めている。 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個々に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとなっていない。 関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西域内でも意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的にを行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	
H26	61	09.土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」についての閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められている。しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについては、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国土による直轄事業では、住民が距離があるため、その意向が反映されないが、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の間やチェック機能も高まり、その意見を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日)「直轄道路・河川の権限移譲に伴う併置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについては広域での移譲を進めるため、財源措置を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所管財源の確保、人員・資機材の移転が前提となる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	62	10.運輸・交通	その他	関西広域連合	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の面」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて両立型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア(AANSAL)のブランド確立と創着しを主として効果的な観光圏整備を行うことができる。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の面」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて両立型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア(AANSAL)のブランド確立と創着しを主として効果的な観光圏整備を行うことができる。		
H26	63	03.医療・福祉	その他	関西広域連合	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第66・66-68・71・73・78・80・81条 国民健康保険法第41・45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66・72条 等	保険医療機関の指定・指導権限の地方厚生局から広域連合への移譲	健康保険法等に基づく「保険医療機関の指定・指導権限」について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。	【制度改革の必要性】 今後大きな課題となる「2025年」問題への対応として、「社会保障制度改革」の中で、地域に必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョンの策定」「病棟の機能分化」等について、地方分権の観点から、今こそ、地方が主体的に医療体制のあり方を考える時期を迎えている。 こうした状況下において、地方が、その地域における必要な医療を確保していくためには、医療提供体制の整備について、積極的に関わっていくシステムづくりが必要となる。 【趣旨内容及び効果】 「医療法人の認可・指導監督」、「病院の開設許可等の権限」を有する府県との緊密な連携が図れることにより、事務執行体制の集約化により、高度で専門的な事務執行が可能となる「広域連合」(または、府県域を超える唯一の意思決定機関「関西広域連合」)において、「保険医療機関の指定・指導権限」を受け、地方において効果的な「医療提供体制の確保」及び行政の効率化を図ることを目指す。 現状において、診療報酬に関する個別指導の実施率が十分でないとの指摘があり、責任ある広域行政主体が実施することにより、ガバナンスの効いた適正な個別指導の実施により、医療費の適正化に向けた動きとなる。 【調整が必要な事項】 保険医療機関の指定等については、高度な専門知識が必要となるため、保険医療業務に精通した医師、歯科医師及び専門官等の人材及び事務費にかかる財源を確保する必要がある。		
H26	64	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第27条、第28条、第32条、第33条	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限り。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一層の施策としての連携が取りたい状況にある。 事業者が一つの府県のみを越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	4【経済産業省(9)】環境省(4)】 特定家庭用機器再商品化法(平10法律) (経済産業省と環境省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた法的確実な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	65	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条	国立公園に係る管理権限の移譲	国と地方の二重行政を解消し、行政の効率化を図るとともに、関西広域連合で取り組んでいる山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまたがる広域施策を展開する上で想定される事業の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における「許認可」及び「施設整備・維持管理」の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。	自然公園法に基づき国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における関係施策の一元化を図り、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。 1. 許認可事務 ・特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1〜3ヶ月程度かかるなど、各府県とも事務処理に時間を要している現状がある。 ・権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。 2. 施設整備 ・現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめで順次付けし本省への要求を行っているが、自然遺産の災害復旧事業において国が求める復旧レベルが認められず単年度での対応を余儀なくされた事例(鳥取県)や、過去に補助を受け整備した施設の再整備が認められなかった事例(兵庫県)など、地域の実情に即していない場合が見受けられる。 ・これを一括して関西広域連合が担うことで、ジオサイト(地形地質などジオパークを特色づける見学場所や拠点施設)の特性やニーズに沿い、広域的な視点で整備条件を優先順位付けることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。		
H26	66	11.その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができ、事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西3府3県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請が難しい。		
H26	67	11.その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。当該協議には相当の時間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化する必要がある。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	68	01.土地利用(農地除く)	町	酒々井町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとされている。都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の課題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を促しているにもかかわらず、一律に町村のみ除外された同意が必要とされている。 本町は、町域が小さい(19.02km <sup>2</sup> )ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏定住圏整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政課題は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。 これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (注)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(2)第3項で規定する場合を含む。)については、制度の運用実施等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	70	09.土木・建築	一般市	草津市	国土交通省	A 権限移譲	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項	改良住宅の譲渡処分に必要な国の承認権限を都道府県へ移譲	①前用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する前用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項(国土交通大臣)を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅法施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅では、住宅地区改良法第29条第3項で公営住宅法第44条が準用される。 ②前用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理業額(昭和54年5月11日建設省住居発第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。	【制度改正の必要性】 群馬市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく前用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。 ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を協議県に申し入れたら国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまでに1か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気象が変り、譲渡を受けようとするのを危惧している。この危機を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。	6【国土交通省】 (10)住宅地区改良法(昭56法84) 前用年を経過した改良住宅の処分については、法29条1項において準用する公営住宅法(昭26法193)44条3項の規定により改良住宅の用途を廃止した上で、地方公共団体の判断により譲渡を行うことが可能であることを、地方公共団体に通知する。
H26	71	07.産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条	創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。	【制度の概要】 創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを認定する大臣の認定を受けることとされている。 【制度改正の必要性】 本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している事が計画を策定することの適切なため、一体的な創業支援につながる。この取組については、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。 【本県の状況】 連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、特に経済団体等については県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。 【懸念の解消策】 市町村が策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。	4【総務省(2)】【経済産業省(22)】 創業競争力強化法(平25法68)(総務省、経済産業省と共寄) (1)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うことと、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画することを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (2)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	73	02.農業・農地	都道府県	山梨県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条及び第5条(平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知)	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期間の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可は、一時転用が認められており、許可から3年後には一旦撤去し、再度許可を取得しなければならぬが、こうした規制を緩和し、本地の営農が軟く限り設置を可能とする。	【国の方針】 平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であるとされ、転用期間満了時に撤去しなければならない。一方、本地については、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じく一時転用とするもの、営農継続が確認できれば延長が可能と示された。 【農業者の意見】 法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から5年を最長に撤去しなければならないことについては、延長を欲しいとの農家からの声が出ている。また、防草シート(いわゆるシート型太陽光パネル)の設置については、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかとの意見がある。 【要望事項】 法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、営農継続と法面機能を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取扱いに準じ、長期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (イ)太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、優先的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。
H26	74	07.産業振興	都道府県	山梨県	内閣官房、内閣府	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	中心市街地活性化基本計画の認定権限を都道府県へ移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後における支援のみである。しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取組が不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定するべきと考ええる。さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	75	05.教育・文化	中核市	松山市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項 市町村立学校職員給与負担法 第1条	県費負担教職員の人事権(任命権)及び学級編成基準の決定に関する権限を中核市に移譲する。 また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となる。 そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されている職務の監督に関する権限だけでなく、市町村が学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員の人事権(任命権)や、これに関連する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になる。また、人事権(任命権)とこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続などに関する事務を行う人身体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必要となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保しううえで、県費負担教職員の給与等についても移譲されることで、移譲された市はより責任を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすことができる。また、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の事例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。 ※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり	5【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭41法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭53法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭41法162))、県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭41法162))、県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭41法162))、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭53法2項))については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理移譲制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭55法1項))の運用状況を踏まえて、広域での人事調整を促進して対応した上で、中核市等に権限を移譲する方式で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものに順次実施する。 また、条例による事務処理移譲制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。		
H26	76	02.農業・農地	中核市	松山市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	B 地方に対する規制緩和 別紙1 第4助成措置の1 第10の1 関係(1)	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱 別紙1 第4助成措置の1 第10の1 関係(1)	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱 別紙1 第4助成措置の1 第10の1 関係(1)	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱の助成措置における再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えられる土壌をつくることである。農地を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間は必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要が認められる結果が出ている。 例えば、ビニールハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ハウスレンドロなども作付前に土に右を撒くため、土の中に浸透しない点、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同事業に躊躇していた農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものと考ええる。 なお、5年間という期間は、同対策実施要綱で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。	
H26	77	03.医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	教育学子に対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「教育学子」についても、認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされ、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2により条例の定めにより中核市が処理することができるようになったことである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象のため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはなかなか考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなく、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができると考える。		
H26	78	09.土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条	公営住宅における暴働(失)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては暴働控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるように規制の緩和を求める。	【制度改正の経緯】 2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったといことは、「子」によって選択の余地がない事情を理由に不利を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだと考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分別額を民法14条1項に遡する。と判断している。 このことは、婚姻歴の有無で、暴働控除の適用が差別されて、その子に不利を及ぼすことが許されないことも示している。 【支障事例】 これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることにより、支払う家賃の軽減のみであれば、課税所得の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入区分により認定される収入階層となる事業も回避できると考える。 【懸念の解消策】 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくするため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるように、規制の緩和を求める。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (4)入居者の収入の算定(施行令第1条3号)上、非婚の母又は父についても、暴働控除又は失業者控除の対象とするについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。	
H26	79	09.土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金の計画別取組について(平成23年3月31日改正) 国土交通省説明資料(HP) 「社会資本整備総合交付金制度等の関係」	社会資本整備総合交付金事業における交付金金の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9% (H24末)であり、全国平均76.3% (H24末)と比較して16%以上低い数字となっている。また、松山市は南瀬田ラフ地帯防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。 【国の方向性】 国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 しかしながら、下水道財政の確立化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に遂行していく、5箇年計画を策定し、計画的に事業を進めるとともに、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない、従前は、未普及改善事業で課題していたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整の出なくなったため苦慮している。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	80	02.農業・農地	町	松前町	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第1項	全ての市町村に転用許可権限を移譲	農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代がなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。土地利用はまちづくりの基本であり、地域の繁栄や住居ニーズを反映しながら、おおよそまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。しかし、現行制度では、大臣や知事の許可が必要であり、地方分権を進めるうえで阻害要因になるとともに、迅速性に欠けている状況である。地域の経済や住民の生活を考慮しながら、より良い土地利用を進めるとは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)による国土地方の役割分担については、以下のおお、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとし、現行都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するた、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の際等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)あつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事(前項の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における農地転用可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲にあつては、国土地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	81	01.土地利用(農地除く)	町	松前町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代がなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代では大きな隔たりがあり、区域区分制度を全面的に適用する合理性はなくなっている。また、その決定については、都道府県が行うことであるが、基礎自治体の独自のまちづくりを行ううえで阻害要因となっている。もちろん無条件な開発等は抑制しなげなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考ええる。そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。  【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考える。	
H26	82	01.土地利用(農地除く)	一般市	新座市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることになっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができれば、適切に決定又は変更をすることが種々考えられる。 また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。 よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。  【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	
H26	83	01.土地利用(農地除く)	一般市	新座市	国土交通省	A 権限移譲	土地区画整理法第52条第1項	市が土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けるなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 (仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。 本地区は、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業誘致や想定地割込みを行っている。このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が遅やかに行われる必要がある。 なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく潜在的なニーズは高いと推察される。 以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲願うものである。  【過去の議論を踏まえた検討】 設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業については、既に市に認可の権限が移譲されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。 また、事業計画については、設計の概要を含め公表の縦覧に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見を提出することができ(同条第2項)、当該意見書については都市計画審議会に付議しなければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者の判断を考慮する制度が確立されているため、市が単独で定めるものではない。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	84	05.教育・文化	中核市	和歌山市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校教職員給与法	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数に関する権限を市へ移譲 【参考】 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 現場に近い市が子ども状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編制基準及び教職員定数の決定に関する権限が市に移譲されること不可欠である。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かく個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考えられている。 【制度改正による効果】 市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教職員の採用を、市が責任を持って実施できる。 【小規模市町村の人事交渉】 現在、和歌山市の場合には、都市間の人事交渉を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。 【権限移譲に伴う財務影響】 人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えられるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。	【再掲】 5【文部科学省】 (1)市町村立学校教職員給与法(昭32法135)、義務教育費国庫負担法(昭72法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) (2)県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校教職員給与法1条)、都道府県教育委員会が県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162))、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162))及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116))については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭35法17))の運用状況を踏まえて、広域での人事調整の仕組みも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 なお、条例による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けると、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	
H26	88	03.医療・福祉	一般市	田辺市		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第27条、第28条、第29条、第32条、第33条、第35条の2 介護保険法施行規則第38条第1項第2号、第41条第2項、第52条第1項第2号、第55条第2項	介護保険制度に係る要支援・要介護認定有効期間の弾力的運用及び緩和	要支援・要介護認定有効期間については、介護保険法(第28条及び第33条)に基づき、同居規則(第38条第1項第2号、第31条第2項、第35条第1項第2号及び第35条第2項)において、市町村が認定審査会の意見に基づき3月間から24月間までの範囲で定める期間とされている。 現状、要支援・要介護認定者は増加してきている中、認定調査員及び介護認定審査会委員の確保が困難となっています。加えて、新規要支援・要介護認定申請月、区分変更申請月及び更新申請月が偏ってしまし傾向があり、月当たりの業務量にかなりのばらつきが生じており、調査員、審査委員会委員への負担が増えるとともに、要支援・要介護認定の遅延の傾向も一つとなっております。この新規認定、区分変更及び更新に係る申請件数は、現在月平均で約100件ですが、月に1,000件以上の超過が度々発生しており、また認定有効期間については認定審査会の意見に基づき決定しますが、ほとんどが6月間、12月間、24月間となっていることから次回更新月も偏ってしまし傾向となっています。 本提案を実施することにより、介護認定業務に係る負担軽減が図られるとともに、月当たりの業務量を平準化することができ、介護保険被保険者の不利益を下げると考えます。		
H26	89	03.医療・福祉	中核市	松山市		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第135条 介護保険法施行令第41条、第42条	介護保険料の特別徴収対象年金の優先順位確保	介護保険料の被保険者が複数の年金を受給している場合に、1つでも年額18万円以上の年金があれば、介護保険料の特別徴収を実施することができるように、特別徴収対象年金の優先順位を確保すること。 【支障】 年額18万円以上の年金を受給している被保険者については、介護保険料の特別徴収を実施している。 一方、複数の年金を受給している被保険者の場合は、特別徴収の対象となる年金が、年金種別により優先順位付けされ、特定されている。 そのため、優先順位が上位の年金からしか特別徴収を実施することはできず、仮に上位の年金が年額18万円以上の条件を満たさない場合は、下位の年金が年額18万円以上の条件を満たしていないとして、特別徴収を実施することができないという規制が設けられている。 優先順位が設定されていることで、年額18万円以上の年金の受給がある被保険者であったとしても、特別徴収を実施することができない場合があり、保険料徴収事務において支障となっている。 なお、同様に年金からの特別徴収を行っている全国高齢者医療連合協議会から保険料の特別徴収について要望が出されている。それに対して、平成21年11月20日付けの厚生労働省回答において、特別徴収の対象となる年金の優先順位の変更は、各年金保険者の大規模なシステム改修が必要であるため、保険料徴収を含めた新たな制度全体のあり方を議論する中で検討すべき課題であると考えられているが、5年を経過しうする現在も未だ制度改正のスケジュールが出ていない状況にある。 【効果】 優先順位を確保することで、年額18万円以上の年金の受給がある被保険者であれば、すべて特別徴収の対象者とすることができ、保険料徴収率の向上、市町村の事務処理の軽減に資することができる。	【厚生労働省】 (1)介護保険法(平9法123) (2)介護保険料の特別徴収に関し、対象年金の優先順位が決められているが、優先順位が下位の年金からも徴収することについて、各年金保険者のシステム改修方法の研究や関係者の意見等を踏まえた実現可能性も含めて検討し、平成20年度からの第7期介護保険事業計画の実施時期に向け一定の結論を得る。	
H26	91	02.農業・農地	都道府県	佐賀県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度(市町村)で確保していることや、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行った上で、事後に第三者機関による評価を行うことと実効性を確保すること等により、解消が可能である。	【支障】 土地利用法則と併せて法則・法則ともに規制があるが、都市計画法則が一定の権限確保が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点から問題がある。 【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲することにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することと提案)。 【効果】 農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準に加えて、国の目標面積種別について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積種別について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣が示した国の目標面積種別及び都道府県の目標面積の設定基準について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・協議の場においては、農林水産大臣が示した国の目標面積種別及び都道府県の目標面積の設定基準と地方の意見との間に相違がある場合は、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じ、国と地方が十分協議を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の間等々の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超え農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村に移譲する。 ・農地転用許可制度を基本に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎的明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するとともに地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	92	05.教育・文化	指定都市	新潟市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法第4条第1項第2号	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止	市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会が必要だが、規制緩和により都道府県への届出制とする(参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【制度改正の経緯】 本事務は、市立高等学校等とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置可能地区が指定都市に移譲されることとなった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が必要となる。 また平成29年度には(特別支援学校(小・中・高)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数確保も指定都市に移譲されることとなり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面で指定都市が権限を持つこととなる。 【支障事例】 一方、本市においては、特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、平成22年度、それまで市内1か所だった市立特別支援学校を市の東西に分離拡充して受け入れ態勢を充実している。今後さらに特別支援学校への進学を希望する生徒が増えることが予想され、市立の特別支援学校の設置が課題となっているところである。 【実現した場合の効果】 特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校まで学校の設置・教職員の配置について、総合的な施策を展開することが容易になるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることが可能となる。 【3次勧告以降の事情変更】等は別紙のとおり	5【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 指定都市の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出の上で指定都市に移譲する。
H26	93	01.土地利用(農地除く)	指定都市	新潟市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第6条、都市計画運用指針 III-2運用に当たったの基本構想の方針を市町村の主体的な広域的な調整。	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	都市計画基礎調査の実施方法を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 都市計画運用指針において「都市計画の決定に当たっては、市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・広域的な都市計画については、都道府県が決定することとする」とし、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。 【支障事例】 新潟市の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているのが実態である。 人口調査など調査区分の設定は関係市町の案をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応できないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠けた部分が生じたほか、調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたことが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叫びわかった事例がある。 【制度改正の効果】 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。 【懸念に対する方策】 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。 権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。	
H26	94	06.環境・衛生	指定都市	新潟市	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第13条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第28条第1項、等	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限の保健所設置市への移譲	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等における事務・権限を保健所設置市へ移譲する。	総合衛生管理製造過程については、現状では地方厚生局(以下、厚生局)が管轄しており、新規申請あるいは更新申請を行うためには、最寄りの厚生局(新潟市の場合は、さいたま市の関東信越厚生局)を訪ねる必要がある。事業者にとって大きな負担となっている。また、施設の実地指導については厚生局からの職員の派遣が年に数回に限られているため、より身近な保健所設置市が権限が移譲されることにより、効率的な実地指導を行うことができると考えられる。 現在ところ、新潟市内の承認施設は5施設であるが、今後は国からのガイドラインに基づき「HACCP導入が推進された場合、承認施設がさらに増える可能性がある。 権限移譲にあたり、以下の事項について調整したい。 ①申請に係る手数料条例を改正する必要があり、他都市の状況把握を含め、準備が整うまでに時間を要するため、十分な告知期間を設けていただきたい。 ②承認の手続きについては、施設への監督・指導に伴い高度な知識を要する業務であるため、移譲する際には自治体職員を対象とした研修等を開催するなど、体制の整備をお願いしたい。 ③移譲された後についても、厚生局等による技術的なバックアップ、相談受付体制をお願いしたい。	4【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法23) 総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	95	10.運輸・交通	都道府県	岡山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第6条1項1分列表4	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における1日当たりの輸送量の下限を、都道府県の判断によって緩和できるようにすることを求める。	【支障事例】 現行の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金においては、補助対象基準で輸送量は15人以上と定められているため、人口減少が著しい過疎地域等では、輸送量が15人に達せず、岡山県においても、補助対象系統は、平成20年度の36系統から、平成25年度は22系統と大幅に減少し、また、平均乗車密度が5人未満のため、補助金額が削減される場合も多くなっている。これらの地域間幹線系統は中山間地域等の住民にとって、高校への通学、地域の基幹病院への通院、買い物等の生活の足として不可欠であり、維持していく必要がある。 【制度の改正案】 こうした状況を踏まえ、都道府県が特別な支援が必要と考える条例等で指定する過疎地域等(例:岡山県中山間地域の振興に関する基本条例における中山間地域)においては、国の定める範囲内(輸送量12~15人)で、補助対象基準を緩和できるようにすることを提案するものである。 【制度改正の効果】 バス路線だけでなく、他の交通手段や地理的な条件などを都道府県で勘案し、判断することにより実現に即した支援が可能となる。	6【国土交通省】 (2)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法11)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
H26	96	06.環境・衛生	都道府県	岡山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第9条及び第8条	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続きの際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を急急に実現したい。事業者からの要望に対して、申請期間が許可手続には最低でも10日以上期間を要しており、事業者の支障となっている。(水質汚濁防止法のみ適用される東京湾、伊勢湾などの地域の場合は、届出後速やかに実施期限間を短縮し、着工可能である。) 【支障事例】 これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを踏まえ、瀬戸内法が制定された経緯があるものの、現行法において、瀬戸内海より環境保全の達成が図り難い瀬戸内海(東京湾、伊勢湾等)では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。 【懸念の解消】 瀬戸内法では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は、達成可能である。	6【環境省】 (2)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	97	11.その他	都道府県	岡山県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第11条、同法施行令第6条	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予措置等の適用等の条件の緩和を求める。	沿岸漁業改善資金の支払猶予及び違約金の減免について、次のとおり措置を求める。  沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により違約金の徴収が著しく困難である旨の認定を受ける場合は、違約金の支払いを減免することができる」とある。このため、借受人の経営状況の悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や違約金徴収の状況などに応じた違約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。  本県での一例を挙げると、カキ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため同資金を借り入れたが、海産物価格の悪化等により、養殖の不況が続く、経営を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生したが、職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その後、借受人が漁業廃業に伴い工面した資金より元金を返済したが、違約金については、借受人の経済状況がほぼ破綻していることから、回収金以上に人件費がかかるような状況が続いた。この間、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また違約金の減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることができ、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。		
H26	98	11.その他	都道府県	岡山県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法(強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し  同要領に「改築」について、費用対効果(B/C≧1)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる旨を追加する。	産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。  本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定し、費用対効果(B/C≧1)を義務付けている。一昨年、カキ養殖業が盛んな漁場において、むき身処理施設「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設による荷さばき時間の短縮と労働時間の短縮、これらに伴う燃料費削減、草面の高い時期に集中出荷することによる生産量の増大などに限定された。これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるような強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領において明確化を行う必要がある。  今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につながることができる。	6【農林水産省】 (2)産地水産業強化支援事業 (2)産地水産業強化支援事業(産地水産業強化改修目標)費用・便益分析要領(平22水産庁産地部、漁漁漁場整備部)において、従来より既存施設の全てを取り壊した上で新たな施設整備を行う場合の便益算定方法については、新築として取り扱われていることを、地方公共団体に通知する。	
H26	99	05.教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省等一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和  国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸入・譲渡等しうとする。「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」により、有償譲渡にもかかわらず耐用年数に達した残存価額相当額の国庫納付金が生じるため、保護者からの強い要望があるにもかかわらず適切な設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。  【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(平成24年施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心に、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。  【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸入・譲渡等を認めたい。		
H26	100	02.農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項及び第5条第1項	農地転用許可権限の市町村長への移譲  1)4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。 2)4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権を変えなければならないに乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。  【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスと逸す場合や、不要な出費を強い場合がある。  【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができており、市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、農業者会議の意見付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭和27年法律229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 ①農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積についても、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準に基づき、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方の国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証するとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の間等移譲の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止とする。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を備えているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限については、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業者会議の意見を取り入れ、協議の場(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成することで公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	101	02.農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度概要】 市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従って計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議・同意を必要とするしくみとなっている。 【支障事例】 当県では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。 【制度改正の必要性】 同計画の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えば足り、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の迅速化が図られる。	
H26	102	02.農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度概要】 国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があるとし、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。 国の基本方針における確保すべき農用地等の面積の目標については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。 【支障事例】 都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農業の高齢化・担い手不足、条件不利農地の存在やその他の地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。 また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに応じなければ国の同意がないという実態がある。 【制度改正の必要性】 確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようしくみとすべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおお、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を踏まえ、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (15)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分・個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の55%については、農委委員改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	103	11.その他	一般市	栃木市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員法第6条第3項	人権擁護委員推薦の議会審問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。	人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要となる都度、市議会定例会に議案提出しているが、推薦手続きにおいては、法務局が弁護士会及び人権擁護委員推薦委員会の意見を求める規定もあり、市町村議会の意見を義務付ける必要性はないと思われる。 地方議会の諮問の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町村推薦手続きが簡素化され、議会及び市町村の業務負担が減少する。	【再掲】 【法務省】 (2)人権擁護委員法(昭23法139) 人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。
H26	105	02.農業・農地	一般市	栃木市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止	農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。	【長期的な支障事例】 農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地区域を定めることにより優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、35,000坪の広さを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は打ち出しており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農振農用地に該当しており、ICが設置された地理的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市のまちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを推し進めていく上では、農業振興制度が大きなハードルとなっている。 【制度改正の必要性】 農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止していただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画のかつダイナミックな土地利用の見直しを決めることが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	107	09.土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川管理施設等構造令第47条第2項 溝長超過16令第47条関係(2)	樋門の最小断面の緩和 樋門の最小断面は溝長超過により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるように最小断面の条件を緩和したい。	河川内用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は溝長超過(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の期間を保持し開くする「バランズユニット式ラップゲート」を採用しており、今後も設置が継続される見込みである。 また、河川内用水の河川河口付近などを想定して30、既設排水機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資も)抑制できる。 求める制度改正の内容は、例えば、通過を改正して、内径1.0mという基準にこだわることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋門のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。	6【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) (注)樋門の構造(河川管理施設等構造令(国土51令199)47条2項)について、国土交通大臣が構造の事項の規定によるものと同以上の効力があると認める施設については設置が可能であること(同令73条4号)等を、地方公共団体に改めて情報提供する。	
H26	108	11.その他	中核市	金沢市	内閣府	A 権限移譲	特定非営利活動促進法第9条	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	【支障事例】 特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170名にも及ぶ。各団体の特徴や意思分野、その具体的な活動実態を十分把握できないなど、団体の一元的・総合的な管理が不可能なことで、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。 また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びCFO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更申請・事業報告)等が各層のため、各団体の顔が見えづらいほか、団体や法人に関する情報を単一の窓口等を通じて体系的に収集できないなど、団体の一元的・総合的な管理が不可能なことで、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。 【制度改正による効果】 権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。また、相談・申請等に対応する中で、本市職員とのNPO法や協働に関する知識の蓄積、協働意識の醸成等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくことと、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。 さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかっている時間が不要となり、機を急することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。	5【内閣府】 (2)特定非営利活動促進法(平10法7) 特定非営利活動法人の設立認等を行う所轄庁の権限(9条)については、条例による事務処理例制度による運用状態や都道府県、中核市等の意見を踏まえて、中核市への移譲について検討し、必要な措置を講ずる。
H26	109	01.土地利用(農地除く)	一般市	二本松市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項 都市計画法施行令第14条 都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の軽易な変更の見直し	都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項の次に又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の次に又は同規則第13条各号の本文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。	【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるとの見解がある。 これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。 【長期的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。 ・都市計画道路施行の計画、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した事業と事業認可を受けようとする内容が異なる場合、都市計画の変更を完了した上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要し、また、事業予定地に建築物等が建築されてしまふ恐れがあり、移転補償が困難に道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工期も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。 (参考) 通常の変更 案の縦覧から決定告示まで約6週間 軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間 軽易な変更(名称の変更以外) 案の縦覧から決定告示まで約4週間	6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (注)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	110	08.消防・防災・安全	指定都市	浜松市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	消防組織法第45条第1項、第49条第2項及び第3項 緊急消防援助隊に関する政令第6号 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条	緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る等補助基準の廃止又は緩和 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第3条に規定されている、県及び指定都市が補助金の交付を受けられるための基準(交付額が9,500万円以上)について、基準の廃止又は緩和を求めたい。	【支障事例】 消防組織法第45条に規定される緊急消防援助隊(以下「緊援隊」)の車両等に交付される緊急消防援助隊設備整備費補助金については、同補助金交付要綱第3条において、指定都市においては、交付額が9,500万円(以下「基準額」)に満たない場合は、交付決定を行わないこととされている。 このため、更新の先送り等により更新年度を集中化しなければならず、平成19年度以降は更新期間を延長して対応している。今後も、平成28年度及び平成33年度に更新を集中させ更新せざるを得ない見通しであり、関係車両以外の車両等の更新時期にも影響を及ぼすとともに、老朽化による年間の車両維持管理費の増大や、更新の先送りが困難な場合は、全額市費による更新を余儀なくされる。 ※他の指定都市にも同様の課題が見られる。 【制度改正の必要性】 基準額の廃止又は緩和により、当該補助金を実情に即した形とすることで、上記の課題を解決し、各自治体における緊援隊の計画的整備に大きく資するものとなる。ひいては、平成30年度を目途とする緊援隊の規模増強の計画達成につながるものと考える。(添付(参考3))	6【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩やかな方向で見直しを行う。	
H26	111	02.農業・農地	指定都市	仙台市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場法第9条、第11条 卸売市場法施行令第7条	中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となる。消費税法及び地方税法の改正に関し、税負担の適正な転嫁を関係業者間で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	【支障事例】 本年4月の消費税率の5%から6%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が事前に提出すべき報告書の卸売予定数量等の報告及び売渡仕切書の記載事項の消費税率を100分の5から100分の8に改めた。この変更については、農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。 認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明書発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。 【制度改正の必要性】 消費税法の改正は国会で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税の適正な転嫁を関係業者間で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。 【類似事例】 一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴って経済産業大臣の認可を必要としない規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条第1項第1号で「消費税相当額の増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としない。	6【農林水産省】 (10)卸売市場法(昭46法35) 中央卸売市場業務条例の記載事項(9条)の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規則等で定めることができることを、今後の「中央卸売市場業務規程の作成について」(平11農林水産省食品流通閣)の改定に合わせ、地方公共団体に通知する。	
H26	112	01.土地利用(農地除く)	指定都市	仙台市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第6条第1項第5号 都市計画運用指針、C-1.(1)	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市の排水処理については公共下水道、農業集排水、浄化槽、灌漑排水、専用河川などの手法があるが、都市計画に位置付けられている下水道は位置付けられる下水道だけでなく、都市内の排水処理の全てを都市計画で規制している。現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画的な観点から希薄となっており、近年行われている手続きは、家1件の建築に伴う区域の追加や、区画整理により市街化編入した区域の追加など、都市計画的な観点の余地がないものがほとんどである。 また、都市計画図の中に下水道の排水区域を明示しないため、一般の方が都市計画決定された下水道の排水区域を見るために、都市計画課を複数訪ねる。都市計画決定図書の内容を簡示請求し、下水道の管渠は下水排水前線1,000m以上のものについて決定することとなっているが、どのようなルートで下水が流れるかを明示した図に過ぎず、地下鉄の決定のように平面位置や線形高さを決定して他の構造物に対して制限を掛けるようなものではない。また、管渠は一般的に道路下に占用するため、土地収用の必要も生じない。 下水道の都市計画決定については、土地収用の観点や都市計画的な観点から市民にとって迷惑施設となる可能性がある処理場、ポンプ場などの施設の位置に限定し、排水区域及び管渠の項目を削除すべきである。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	113	01.土地利用(農地除く)	指定都市	仙台市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第9条第1項	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を除外すべきである。	併行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代になった現在、当初の都市計画の観点が希薄になっており、都市計画的議論の余地のないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行う必要がある事業とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画が採保されていることから、都市計画事業認可取得手続と自らが事務的に負担となっている。	
H26	114	03.医療・福祉	都道府県	千葉県		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第115条の4第2項第6号(地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための関係法律の整備等に関する法律)による改正後の介護保険法。当該事項の施行期日は平成27年4月1日。	介護保険法地域支援事業の認知症施策に係る「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者」として、「専門的知識を有する者」として、国が養成する認知症地域支援推進員だけでなく、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じて独自に養成する者も対象とする。	【制度改正の経緯】平成27年度以降、介護保険法の地域支援事業に認知症事業が位置付けられ、市町村に実施が義務付けられる。この事業は、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者(以下「専門的知識を有する者」)を置き実施することとし、具体的には国が養成する認知症地域支援推進員と想定されているが、都道府県や市町村が認知症地域支援推進員に準じて独自に養成する者も対象となること。 【支障事例】認知症高齢者の急増に伴い現状に鑑み、認知症多職種協働の連携促進を急ぎに実施する必要があると判断し、平成24年度に研修体系及びプログラムを作成、25年度から独自に認知症コーディネーターの養成を開始しており、その役割の多くは認知症地域支援推進員と重複している。認知症コーディネーターの養成研修プログラムは、県内の医療、介護、福祉等各分野の多くの関係者で検討・協議を重ね、現場の声を取り入れて作成したものであり、地域の実情に合わせた養成を行っている。既に69人を養成し、27年度までに160人の養成を目指しており、今後とも積極推進を図っていく予定としている。しかし、地域支援事業で配置が義務付けられる「専門的知識を有する者」について認知症地域支援推進員しか認められないことになると、本県のこれまでの取組が活かされず、継続していくことが困難となる。 【制度改正の必要性】認知症地域支援推進員に準じて一定の質は確保しつつ、自治体が自主的な取組により地域の特性を踏まえて養成した者も対象とする中で、認知症の人が住み慣れた地域で生活するための効果的な支援が可能となるため、要件を緩和する必要がある。	【6】【厚生労働省】(19)認知症地域支援推進員等設置事業 地域支援事業実施要綱に基づき認知症地域支援推進員等設置事業については、国が定める研修を受講した者のほか、地方公共団体が独自に養成した者を活用することもできるように、平成27年度の当期に当該実施要綱の見直しを行う。	
H26	115	06.環境・衛生	一般市	三豊市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長	一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と延長されている。一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。	【支障事例】本市は合併後、市域が広がって事業所数が多いことから、市が、現在以上の細かい指導を行うことには限界がある。また、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が市町村合併時の10社から延べ21社に増加し、事務が煩雑化している。 【制度改正の必要性】一般廃棄物収集運搬業を行う優良事業者に対する許可期間を延長することにより、事業者の質の向上と行政事務の軽減が図られる。また、優良事業者としての特例を与えることにより、事業所に対する市の指導等について一層の協力が見込まれ、行政の確実な立場を打ち合わせた事業活動の展開が期待される。 【制度改正の経緯】平成24年、本件に関する全国市長会の要望に対して、国は、「一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村が実施する一般廃棄物の処理を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより、一層の信頼を高める必要がある」と回答している。信頼性の確保について、市町村は収集運搬業者と日頃から直接顔を合わせる機会があり、日常的なチェックや確認が可能であることから、今回は、収集運搬業に限るものとして提案する。	
H26	116	11.その他	一般市	三豊市		B 地方に対する規制緩和	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日会発第041700号)	補助金返還要件の緩和(各省市の財産処分基準の見直し)	現在、施設の実理等の財産処分にあたっては「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び所管行政の財産処分承認基準により、補助金の返還が余儀なくされている。多くの数値化・客観化した施設の有効活用が図られていない中で、それが弊害となり、民間への売却等の際、契約交渉の過程において不利となり、財産処分承認基準を見直し、有償譲渡や有償貸付の場合であっても、補助金返還を求めず、事務処理の簡便化を図ってほしい。	【制度改正の経緯】全国の多くの自治体は、平成の合併後、約10年が過ぎようとしており、合併に伴う施設管理の増大や更新費用の問題が喫緊の課題となっている。しかしながら、各所管省庁の「補助金等に係る財産処分基準」により補助金返還が余儀なくされており、施設運用計画にも大きな影響を及ぼしている。 【支障事例及び解消策】事例として、今年度、市では厚生労働省所管の施設である「三豊市豊中町南福祉ふれあいセンター」の有償譲渡を行う予定だが、新着建物であれば処分制限期間が4年ということになっており、老朽化建物であっても残存査定され、期間相応分の補助金についても返還の必要が生じ、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 【制度改正の必要性】三豊市では、議会特別委員会での協議やパブリックコメントを経て、平成25年6月に公共施設再配置計画を策定し、将来維持できる施設量や目標数値、公共施設のある方や方向性について定めた。厚生労働省の基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分は、全ての場合にあてはめるのではなく、市町村がその計画をもとに適正であると判断して行う財産処分については、地域の特色や自主性を発揮した地域づくりにつながり、地方分権の一步になると考えられるため、目的外にあたらず、特例として国庫納付を求めない旨の改正を求める。	
H26	117	01.土地利用(農地除く)	一般市	芦別市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第16条	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定める事項」を掲げ、(「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域」の整備、開発及び保全の方針)に即することによって、策定にあたっては都道府県長との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会が設けられていることから、「都市計画マスタープラン」が策定された場合に即しての廃止は、地域住民の意向がまっすぐに反映された結果である。	【制度改正の必要性】国土交通省が掲げるコンパクトなまちづくりの方向の中で、住民を中心に市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じ、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 【制度的な支障事例】①田舎地区における都市公園の取組田舎地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況があるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地とする対応が必要である。②高齢化が進んでいる都市公園の取組都市計画策定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などもできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、田舎地区において、人が住まなくなった中に公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった懸念は生じない。また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40.25㎡/人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、遊戯場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	【6】【国土交通省】(7)都市公園法(昭31法79) (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」(16条1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	120	02.農業・農地	都道府県	静岡県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	2haを超え4ha以下の農地に係る農地転用許可等に係る農林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項により都道府県知事に義務付けられている、農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合には知事(又は権限移譲市長)が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保が可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	4【農林水産省】 (4)農地法(附則第22条)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44条58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	
H26	121	02.農業・農地	都道府県	静岡県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲	農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲	【提案の背景】 農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合には知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。 【制度改正の必要性】 大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。 【懸念への対応】 大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保が可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。	4【農林水産省】 (4)農地法(附則第22条)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44条58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積案及び都道府県の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	122	09.土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編「特定構造物改善事業」	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改善事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改善事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策事業に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。しかしながら、長寿命化対策の重要性、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の状態や、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。  【支障事例】 石川県には、県管理の水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れている。その他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できず、浸水被害が発生する恐れがある。  【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。	
H26	123	03.医療・福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第46条の3 S61. 6. 26厚生省健康政策局長通知「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」	医療法人の理事長は、原則医師又は歯科医師がなることとされており、非医師が理事長となる場合には県知事の認可が必要とされているが、医療機関の管理者は医師であり、理事長が医師である必要がないため、理事長の医師要件の撤廃に向けて医療法人の理事長の特例認可制度を廃止する。	【制度改正の経緯・支障事例】 医療法第46条の3により、医療法人の理事長は、原則、医師又は歯科医師がなることとされ、非医師が理事長となる場合には知事の認可が必要である。 S61. 6. 26厚生省健康政策局長通知により、知事の認可は、理事長が死亡等により、理事長の職務を継続することが不可能になった際、その子や医科又は歯科大学在学中か、又は卒業後、臨床研修を終了するまでの間、医師又は歯科医師でない「監理者等」が理事長に就任しようとする場合等に行われるが、医師又は歯科医師の跡継ぎがないため事業承継ができず、廃業しなくてはならないことがある。  【懸念の解消策】 しかし、医療法人が開設する医療機関の管理者は医師でなければならないこと、医療法人の業務は社団法人医療法人は社員総会、財団法人医療法人は評議会及び理事会の議決を経て決定しており、理事長が独断で行うことができないこと、医療法第63条以下において、法令違反、運営不適正等があった場合における医療法人の監督権限が都道府県に与えられていることから、理事長が非医師であっても、医療提供上の問題は無い。また、医療費抑制が求められる中、医療機関の経営効率化の推進が必要であり、経営経験豊かな人材を意思決定に生かす仕組みとすることが重要であるため、理事長の医師要件の撤廃に向けて医療法人の理事長の特例認可制度を廃止すべき。		
H26	124	02.農業・農地	町	松前町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第2項、第5条第2項	転用許可基準の条例委任	農地法第4条及び第5条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるように条例委任すること。	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が喫緊している状況である。その一方で、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のため、地域の元気を創出し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを推進するため、優良農地をどのようにするか、どのように有効活用していくのかを判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。 そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。  【支障事例1】 所轄2市鎮の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」(休憩所「給油所」等の施設)については、国、県道ではないということ認められていない。  【支障事例2】 自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置できない例があった。	
H26	126	03.医療・福祉	都道府県	富山県	厚生労働省	A 権限移譲	薬事法第14条第1項、同法第9項、同法第81条、薬事法施行令第80条第2項第5号	医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	①承認基準の範囲内であるが地方委任の対象外とされている一般用医薬品 ②承認基準が制定されている一般用漢方製剤 ③新範囲医薬品(平成16年4月に医薬品から医薬品外品に移行された整腸剤、殺菌消毒薬等)の承認権限を、順次都道府県知事に移譲すること	【経緯】 国は、かぜ薬等15薬品群の一般用医薬品の製造販売に係る承認審査について、配合可能な成分やその配合量を定めた承認基準を制定している。医薬品の承認は薬事法第14条第1項の規定により厚生労働大臣が行うが、画一的な審査ができる範囲の医薬品については、同法第81条、同法施行令第80条第2項第5号の規定により、その権限が都道府県知事に移譲されている。この知事承認の範囲(厚生省告示第366号)の大部分は承認基準の範囲と一致しているが、生薬のみからなる製剤など一部が除外されている。 この状況から、本県が平成20年の構造改革特区第14次の中で、知事承認範囲の拡大を提案した結果、一部について地方に権限が移譲されたが、未だ知事承認の対象外のものが存在する。 また、一般用漢方製剤についても承認基準が制定されているが、国が承認審査を行っているほか、新範囲医薬品外品についても承認されている。  【必要地】 地方委任の対象から除外されている部分を確認し、知事の権限で承認する範囲を拡大することで、地方による迅速な審査、新製品の早期上市による経済の活性化が期待できる。(大臣承認の標準的審査処理期間が10カ月と比べ、富山県知事承認の審査処理期間は4カ月)  【長期的支障事例】 現在、大臣権限の一般用医薬品の承認には長期的審査処理期間を要しており、業界からは地方承認の範囲拡大による審査の迅速化を求める声も聞かれている。  【懸念との解消】 新たに地方に移譲される部分の審査事務については、県ごとの事情により円滑な審査が難しい懸念も考えられるが、審査要領の整備や審査担当者の研修の実施などにより解消できると考える。	【厚生労働省】 (8)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 医薬品及び医薬品外品の承認(14条1項)については、以下の承認基準を見直し、都道府県知事の事務・権限とする品目を拡大する。 (1)一般用医薬品のうち、かぜ薬等15薬品群の承認基準 (2)医薬品外品のうち、薬用歯みがき等5種類の承認基準
H26	127	09.土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省	対象外	特定多目的ダム法第2条第1項、第21条、第22条	ダム使用権の貸与及び一時転用	ダム使用権について、本来の特定用途に供するまでの間、第三者に貸与するとともに、特定用途以外の他用途への一時転用を可能とする。	【規制緩和の必要性】 富山県では、国直轄の多目的ダム(宇奈月ダム)を水源とする水道用水供給事業(東部水道用水供給事業)を実施するため、特定多目的ダム法第17条の規定によるダム使用権の設定を受けている。 しかしながら、受水団体における水需要の伸び悩みから、浄水場等の専用施設の建設を見合わせており、現在のところ、ダム使用権は未利用となっている。とくに、取水に係る水利権の許可(河川法第23条)申請をしていないところである。 特定多目的ダム法では、第18条、第22条の規定においてダム使用権の第三者への貸与が認められておらず、また、同法第2条第1項の規定によりダムの用途が発電、水道、工業用水に限定されていることから、現行制度上は、水道用水としての水需要が発生するまでの一時的な貸与、他用途への転用(例:修業、消流管、地下涵管、防火、発電等)ができない状況である。 県において多大な投資をして確保した水資源を有効に活用する観点から、こうした規制を緩和し、ダム使用権の第三者への貸与及び特定用途以外の他用途への一時転用を可能とするには有意義と考える。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	128	11.その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領第2(4)③	地方消費者行政活性化基金の活用要件に係る義務付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画」の策定を撤廃すること。	【制度改正の必要性】 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているもの。このため、基金活用後において、これまで基金の活用により充実・強化した地方消費者行政の体制について維持・充実を求めている「自主財源化計画」の策定を基金等活用の要件とするのは、財務措置を要する地方公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定すべきである。	
H26	129	11.その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)	地方消費者行政活性化基金の特例適用要件に係る義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組として基金等を活用して整備した体制を維持・強化すること。平成25年度から毎年度首長が地方行政方針説明等で対外的に表明すること」を撤廃すること。	【制度改正の必要性】 基金等活用期間を延長するための特例要件である首長表明は、地方公共団体に対する不当な義務付けである。要件については、消費者行政に係る事業について予定することが、地方公共団体の十分な意思表明によるべきである。仮に要件を定めるとすれば、消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定と地方公共団体の総合計画又は個別計画で消費者行政の維持・充実を定めること等に止めるべきである。 【支障事例】 本県においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例があること。 ①消費者の安全と安心を確保するため、啓発活動に継続的に取り組んで参ります。(「啓発活動」は「消費者行政」の一部、「啓発活動」が「消費者行政」であれば要件クリア) ②消費者行政については、出前講座の開催や情報提供など積極的に推進して参ります。(「基金活用後」に当たる文言なし、「これからも」継続的に等が加われば要件クリア)	【消費者庁】 (1)地方消費者行政活性化基金 地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間の特例については、地方公共団体による消費者行政関係予算の確保等に向けた自主的な取組を促進するための仕組みであり、その趣旨及び特例の適用を受けるための具体的な表明方法について、地方公共団体に改めて周知する。
H26	130	07.産業振興	都道府県	岩手県	環境省	B 地方に対する規制緩和	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領 再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業実施要領	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業に係る対象事業の要件緩和	被災県(青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県)を対象とした上記基金事業の対象について、被災県以外を対象とする「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と同様に「省エネ設備」も対象とするよう要件緩和すること。	【制度改正の必要性】 平成23年度に被災県を対象とする、災害時に最低限必要となる電気又は熱の供給のための再生可能エネルギー設備を防災拠点へ設置する事業として創設。その後、被災県以外の都道府県にも展開され、平成25年度からの実施等においては、被災県に認められていない①高効率照明(屋内高所照明を除く)、②高効率空調にも補助率2/3(民間施設は1/3)が適用されている。被災県に対して、必要最低限の再生可能エネルギー導入のみならず、今後の避難所等設備の維持の面から省エネ設備の導入を認めるよう、対象設備の拡大を求めるもの。 【支障事例】 ①EMS(エネルギーマネジメントシステム)関連設備、発電量等表示装置、電気自動車等の事業対象化を求められているが、これらは直接発電・発熱に寄与しないことから対象外とされており、市町村から事業対象化を求められている。 ②屋外高所照明のうち、水銀灯からLED等の高効率照明への更新は対象となっている一方、LED等が水銀灯以外の照明からの更新は対象外となっている。多くの市町村では、避難所として体育館を指定しており、現状が水銀灯以外の場合であっても、高効率照明に更新することが可能となるよう、対象拡大を望んでいる。	【環境省】 (1)再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業 既に達成されている基金の範囲内において効率的に事業を執行するため、平成27年度から高効率照明及び高効率空調の導入を、補助対象に含める。
H26	131	01.土地利用(農地除く)	都道府県	岩手県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林を除く)の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	国有所有である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定の解除権限がある国有保安林(重要流域の1号～3号保安林を除く)の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	【制度改正の必要性】 知事権限(森林法第26条の2)で解除できる国有保安林が、国が買取することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除業務を行う上時間要している。 国(林野庁以外)で国有保安林を買取する場合は、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うにあたり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。 【支障事例】 ①知事権限の場合 「申請一貫で審査・県報で予定告知(法定期間40日経過後)→直近の県報発行日に県が確定告示」 ②大臣権限の場合 「申請一貫で審査・林野庁に提出→林野庁で審査・県に予定告知→県報で予定告知(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」 【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定まで2ヶ月程度多く時間を要している。 (本県の事例数：H24.4件、H25.2件、H26.2件、計8件。) 【従来実施した場合の留意】 林野庁の審査が無くなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヶ月程度手続きが短縮となる。	【農林水産省】 ④森林法(第26条24) (イ)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業者の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部署)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業者実施者に対し要請する。
H26	132	02.農業・農地	施行時特例市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止すること。	<概要> 農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。 <地域の実情を踏まえた必要性> 土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができず、地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがつかない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要件緩和を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集約の実現による地域振興を図ることができると。 <具体的支障事例> 雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅転移等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。	
H26	133	02.農業・農地	施行時特例市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項、第5条第3項	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止	都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。	<概要> 一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあっても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会での審議による「許可」決定から、許可書発行まで20日以上を要している。 <都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性> 都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。 <具体的支障事例> 豪雪地という地域特性から、転用事業のための工事期間は降雪時期を除かなくてはならない。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。	



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	134	02.農業・農地	施行時特例市	長岡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第3条第3項の解釈基準を示した、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12横改B第404号)	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定めた、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」を改定するもの。	<p>&lt;概要&gt; 「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めていること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経済の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。</p> <p>&lt;支障事例・必要性&gt; 大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産業者が経営不安定な場合がある。中山間地域の農業が安定経営のため法人化し事業拡大する場合、農業生産だけでなく、複合的で多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えると農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる、経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。</p> <p>&lt;効果&gt; 中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国の中山間地域共通課題である高齢老人への給食サービス、買物代行やバス運行、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのような、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成と、コミュニティビジネスとして地域経営を継続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考える。</p>	6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (1)農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業に関連する事業(2条第1項)については、自己の生産した農産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。
H26	135	11.その他	施行時特例市	長岡市	総務省	対象外	地方税法第22条	税情報福祉目的の給付等に活用できるよう法整備	臨時福祉給付金のような課税状況を基準とする給付施策等に実施する場合、地方税法第22条の規定を回避できような事項を取り込んだ法律の整備	<p>&lt;支障事例&gt; 地方税法第22条の規定には税情報の「啓用」に対する罰則が規定されており、これは、地方において「個人情報保護審議会」などが、あらゆる手段を講じたとしても免れられないものと解釈されている。このための臨時福祉給付金では、住民税の「非課税」が根幹の要件となっており、対象者に漏れなく通知するためには、課税データを活用することが必要不可欠であったため、住民税担当課が、非課税者宛てに特別に送付する「非課税のお知らせ」に、「給付金」の申請書を送付するという「翰索の策」で対応することとしたが、税担当課との連携などやりとりに苦労があった。</p> <p>&lt;解決策&gt; 「控除」から「給付」へという流れにより、今後このような給付施策が増加していくことが予想される中、地方税法第22条に抵触しないような税情報の活用が可能となる法整備を要望する。 【国税機構再編法】での課税情報法などにおいては、「収入の状況等の文書の閲覧や資料の提供要求」が本法に規定されていることで税情報の活用が可能となっているが、給付施策のために特別な立法措置を行うことは、今回と同様、時間的な制約などで立法できないことが想定されるため、汎用的な立法措置が必要と考える。</p>	
H26	136	03.医療・福祉	施行時特例市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第10条第3項)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)で定められた「職員」基準(従へき基準)について、市町村の放課後児童健全育成事業の実情に応じた運用を可能とするよう「従へき基準」の緩和を望む。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の「職員」基準において、放課後児童支援員については、当該省令第10条第3項の規定に該当し、都道府県が実施する研修を修了した者と定義された。「従へき基準」として規定された「職員」基準が、長岡市において支障が生じることから、長岡市の実情に応じた運用が可能となるよう別紙のとおり緩和を望む。		
H26	138	02.農業・農地	全国知事会・全国市長会・全国町村会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	農林水産省	A 権限移譲	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2項、農業委員会等に関する法律第12条	農地制度のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の確保に資する国・地方の施策の充実</li> <li>農地の総量確保の目標管理</li> <li>農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し</li> </ul>	<p>[基本的認識と改革の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識</li> <li>○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進</li> <li>○国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき</li> <li>[見直し方向性]</li> <li>○農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実</li> <li>・市町村が主体的に設定した目標の種別を基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する仕組みを設け)地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域化調整を実施)</li> <li>・地方は新たに市町村計報において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)</li> <li>耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定</li> <li>目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価</li> <li>○農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し</li> <li>・農地転用許可について、大改正を協議を促し、土地利用政策を総合的に担っていく観点から市町村に移譲</li> <li>・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等</li> <li>・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めると可能とする</li> <li>・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取)</li> <li>○農地において農業が力強く進むための仕組みを充実</li> <li>国は制度の枠組みづくりを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集約化や耕作放棄地対策等の施策を推進</li> </ul> <p>※別紙参照</p>	<p>4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積について、都道府県知事の見解を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の見解との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、協議効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分に議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等については、事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2a4条以下(以下)の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4aを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基本として従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開地許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可等に関する基礎的明確化を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</p>

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	139	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第6項、第7項、医療法施行令第5条の2第1項、第5条の3第1項、医療法施行規則第30条の31第1項、第30条の32	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	医療法30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令第5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。 医療法30条の4第7項の規定に基づき同施行令第5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同。	【現状】 現在、基準病床数については国の定める基準に従い算定しているが、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の都道府県の人口規模や医療資源の配置状況等の違いが反映されない仕組みとなっている。基準病床数算定の特例措置の規定は、都道府県知事等の裁量に委ねられている。 例えば、既存病床数が基準病床数を超過している二次医療圏でも、当該圏域の医療実情が喫緊病床が多く一般病床が少ない(既存病床数の4割が喫緊病床であるような圏域)、あるいは中小病院が多く(高度)急性期医療を提供できる医療機関が少ない(病院数が少ない)うえに病床数が多い病院でも250床以下のような圏域、30病院中300床以上の大規模病院が5病院で、うち1病院はがしの高度専門病院(うらな圏域)などの状況にある場合、当該圏域にある病院を喫緊病床から一般病床(高度急性期機能)と転換させることや中小病院を統合することは事実上不可能であり、いつまでも現状を改善できない。 【前次改正の必要性】 地域の実情に精通した都道府県において、知事が、医療計画にそって、地域社会に求められる医療機能を整備しようとするものについて、特に必要があると認める場合について、特例措置の対象にできるようにすべき。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	140	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、福井県、三重県、全国知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項、医療法施行規則第30条の32の2第1項	特例により病床の新設・増床ができる病床の種類の基準の緩和	医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則第30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	【現状】 在留外国人にとって、日本語や英語が通じないことによる生活面での不安は大きいと考えられ、特に、安心して受けられる医療体制の確保は重要である。特に多くの在留外国人が暮らしている都道府県(例えば、在留外国人が約4万人、外国人労働者数が約2万人という県がある。)においては喫緊の課題となっている。 一方で、医療機関においては、経歴上、診療面でのトラブル、未収金といった問題があることから、外国人患者の受け入れに必ずしも積極的でない面がある。 【前次改正の必要性】 医療機関における外国人患者の受け入れ体制の整備を促進するためには、関係者のコンセンサスを得ながら、都道府県として必要な支援をしていくことが必要となる。 その具体的な取組として、例えば、外国人患者受け入れ医療機関認証制度等の認証を受けた医療機関に対する病床規制の緩和が必要である。 よって、医療法施行規則第30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	141	02.農業・農地	都道府県	北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域法の整備に関する法律第3条第4号、農業振興地域法の整備に関する法律施行規則第1条 農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規則案業に係る各々の特例に関する措置を定める命令	農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同施行規則第1条に定める農用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。	【長期的な支障事例】現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域をいう。以下同)内においては、農家が中心に国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。 このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な条件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出ている。 【前次改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」は、「経営者層を暮らしの刷新(消費者・実需者ニーズの変化等)に対応する「チャレンジする農林水産業経営者層」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させること」によって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進めることとしている。 農家レストランは、生産現場と隣接する最適に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものも期待できる。 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。	6【農林水産省】 (9)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に適用することを検討する。 なお、地域再生法の一部を改正する法律(平26法128)において、農家レストランを含む6次産業化に資する施設等の整備について、農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。
H26	142	02.農業・農地	施行時特例市	佐賀市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域法の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号(27号計画)の要件緩和	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)について、現行の「農業振興の振興を図るもの」だけでなく、「(間接的に)農業の振興を図るもの」や、「地域振興を図るもの」にも適用が認められるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、市内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、27号計画が「直接的な農業の振興」に限定され、当初認められていた農地の流動化を目的とした工業団地の開発が認められなくなった。そのため、農政局への協議に入ることはできず、工業団地の開発をきたしている。 【必要性】 今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模農地として担い手に集約することで、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。 農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会を拡大し、希望する施設として工業団地を開発し、雇員を希望する大規模農家や、担い手の農地集約を希望する兼業農家の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。		
H26	143	02.農業・農地	施行時特例市	佐賀市	農林水産省	A 権限移譲	農地転用に係る事務・権限の市町村へへの移譲	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、市内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、27号計画で認められる施設要件が以前より厳しくなったことにより、事業者側の手法を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。 本市の平野部分は都市計画区域外であり、その中で市街化区域内で一部の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地はないというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議・許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとのことで市外に流出した企業もある。 【必要性】 農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主雇用の確保等、地域経済の活性化を図ることができる。	
H26	144	11.その他	施行時特例市	草加市	総務省	対象外	特別交付税に関する省令第3条、第4条第1号、第5条	特別交付税の減額に対する見直し	国は、自治体職員給与を国の基準に従って定めること(是正措置)し、また職員定数においても更なる削減を行うことを求め、その対応次第で地方交付税を増減するよう手法で、自治体経営の根幹である行政組織運営に悪影響も思える措置を行っている。この間に見直しを依頼する。本提案は、税制改正に関する提案であり、国から地方への権限移譲にも規制緩和にも該当しないため、提案対象外である。	【別紙参照】	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	147	11.その他	都道府県	鳥取県、京都府	総務省	A 権限移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条 情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条 無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第20条	移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分届出受理権限を都道府県に移譲する。	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条(補正事項)に定める移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分届出の受理権限を都道府県に移譲する。	当該補助金の財産処分届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に係る財産処分の届出がほとんどで、技術的なチェックを要しないものである。しかしながら現在は、財産処分に係る届出先が総務省とされているため、都道府県を結ぶ必要があるが、都道府県への申請から総務省の届出受理までには概ね2週間程度の時間を要しており、結果として利用者の利便性向上に時間を要している。(総務省からの届出受理連絡を持って、その旨市町村に通知している) については、届出の受理権限を都道府県に移譲し、申請者(市町村)及び都道府県並びに総務省における事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	【総務省】 ③移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。
H26	148	04.雇用・労働	都道府県	鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条 等	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 人口急激減少の鳥取県は、人口将来推計において今後も人口減少が見込まれている。人口減少を食い止める施策の実施は喫緊の課題であり、特に若年層の流出が特に、ハローワークの職業紹介機能を、単なる就労支援だけでなく、自治体の定住推進策の一つとして位置付け、地方のインフラブロー一体的に運用していく必要がある。 【支障事例】 現在、無料の職業紹介事業が国の一元管理下(職業安定法第5条第3号)にあり、ハローワークによる職業紹介では一律にマニュアル化された説明対応や就業指導となっているため、求職者・求人双方の思いが合致せず、雇用ミスマッチの発生要因となっている。 【効果】 権限移譲によって、次のようなメリットが期待できる。 (1)自治体が定める人口減少対策とハローワークの職業支援対策の一体的運用が可能となる。 (2)ハローワークの限られた人員だけではきめ細やかな就労支援は不可能であり、自治体のマンパワーを最大限に生かすことで、地域内での求職者・求人双方の最適なマッチングを実現することが可能となる。	【再掲】 【厚生労働省】 4【厚生労働省】 ④職業安定法(昭22法14)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (1)国と地方公共団体は同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、(ハローワーク特区)の取組、ハローワークの求人情報と地方公共団体のオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体と一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (2)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88条条約の整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (3)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けなどの措置を講ずる。 (4)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	149	04.雇用・労働	都道府県	鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも、自治体が設置するふるさとハローワーク等において雇用保険手続が行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八雲郡において、住民サービスを維持するため、「鳥取県ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続ができず、該当者はその都度来庁し、鳥取市のハローワークに出向かねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続を完結できる仕組みを設けることが必要である。 【支障事例】 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体で運営するふるさとハローワークでは実施できない。 【効果】 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に出向かなくても手続が可能となり、ハローワークの本来機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できるとなる。	【再掲】 【厚生労働省】 ④雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に対応する。
H26	150	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県・大阪府	厚生労働省	A 権限移譲	水道法施行令第14条第1項、第2項	水道事業等(計画給水量5万人超の特定大規模水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。	水道事業等(計画給水量5万人超の特定大規模水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。	【改正の必要性】 鳥取県で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官を分離することは非効率である。なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水量10万5千立方メートル以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。また、厚生労働省の新たな水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。 【移譲による効果】 国の認可審査期間が都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比べて長期であり、指導監督の密度が都道府県に比べて小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめやかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。	【再掲】 【厚生労働省】 4【水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業者(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用供給事業から受水する水道事業については、当該水道用供給事業と事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合は移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る情報の徴収及び入力検査(39条1項)
H26	151	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項及び第4項	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限を市町村へ移譲	4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項の農林水産大臣及び都道府県知事の許可を市町村長へ移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長へ移譲する。)	必要性) 農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可の効率的により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。) 農地転用は、富農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可をなればならないものである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法220)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を2こととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積と都道府県の目標面積の設定基準について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場外議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方の国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準と地方の意見との間に相違がある場合には、その要原因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											<p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止とする</li> <li>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>・農地転用許可制度等を基本として適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>
H26	152	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、9条、9条の2、9条の3、15条	旅客自動車運送事業)に小する許認可等の権限の地方へ移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、道路運送法に基づく許認可等の権限を都道府県に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方と大都市圏では公共交通にかかる諸条件が著しく異なることから、道路運送法に基づく事業者の事業計画(路線や営業区間など)の変更などについて、地域の実情に応じて迅速な対応ができる制度とするなど、事業者の負担を軽減し、住民サービスの向上を図る。ただし、2つ以上の都道府県にまたがる路線については、自治体ごとの対応が異なることも予想されるため、今回は対象外とした。</p> <p>【効果】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めることが求められる中、路線や営業区間の変更など旅客自動車運送事業の許認可等に関する業務について、生活交通ネットワーク計画の作成、地域協議会への参画等により地域の交通事情・利用者ニーズについて熟知している都道府県が総合的に実施することで、地域住民及び事業者にとってより身近でかつ迅速な対応が可能となる。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【国土交通省】</p> <p>(7)地域公共交通の活性化及び再生(平19法59)及び道路運送法(昭26法18)</p> <p>平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(昭26法11)により、地方公共団体が先順に立て、まづぐり連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相対に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。</p>
H26	153	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村に移譲する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、よけ地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。</p> <p>※鳥取県、19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結。</p> <p>※上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることがあった。</p> <p>これについて、二重行政の解消といった趣旨であること踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。</p> <p>※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与(都市計画法の手続きにおける国協議一同意)が廃止されることから、よけ地域の主体性が拡大される。</p> <p>※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とでは、基本的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというのが実態である。</p>	
H26	154	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第14条、第27～28条、第47条、第52～53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理の特例等により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	<p>廃棄物処理法に基づく指導監督やPR等に関する消費者への啓発等は都道府県、市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取れない状況にある。</p> <p>また、国の各府省が共通していることにより、縦断行政の弊害が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、事業者が一つの都道府県の区域内のみである場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。</p> <p>特例等により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。</p>	<p>【再掲】</p> <p>【経済産業省(9)】環境省(4)</p> <p>特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省、環境省と共管)</p> <p>小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行う。実施主体や国の関与等の在り方をめぐる議論も執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
H26	155	07.産業振興	都道府県	鳥取県、徳島県	外務省	対象外	出入国管理及び難民認定法第6条、外務省設置法第4条	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証取得に係る規制緩和	ロシア人が日本に上陸する時に必要とされている査証取得について、日本に上陸する場合、旅行会社取扱による団体旅行者に限り、数次査証の取得(1回の滞在期間は15日以内)を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシア人観光客を増やし、地域経済の活性化と、訪日外国人の増加に寄与する。</li> <li>・日本の旅行会社が身元を保証し、ロシアの旅行会社が扱う旅行者を対象とすることで、不法滞在のリスクを回避する。</li> </ul> <p>・境港にはウラジオストク(ロシア)、東海(韓国)を結ぶ農日本海定期貨客船航路が平成21年6月に開設(境港 金曜日9:00入港、土曜日19:00出港)。</p> <p>・境港近郊には磐生温泉、大山、鳥取砂丘、松江、出雲など外国人・ロシア人観光客を惹きつける観光資源が豊富にある。</p> <p>・同航路による日双方の観光客の増加を見込み、平成21年12月にロシアの旅行会社が境港に日本法人を開設しているが、同航路を利用するロシア人の数は少ない。</p> <p>・因みにロシアにおいて、港湾を限定し、団体観光参加者に限り72時間無査証で滞在することが平成21年5月から可能になった。</p> <p>・また、平成26年1月1日から韓国とロシアの国民は査証なしで最長60日まで相手国に滞在できるようになった。</p>	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	156	05.教育・文化	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	高等学校等就学支援金の受給権者に對する通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に對する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めようとする。(個人ごとの支給については学校設置者に對する一覽の送付とし、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に對する通知は、平成20年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に對し、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知を納付の準備が完了した時点で作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び学校支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に對する支給決定(変更)通知普及及び支給実績通知については、学校設置者への一覽の通知をもって代えることができることとしてほしい。	【文科科学省】 (4)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知と支給額を記載し、支給額の通知することも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。
H26	157	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第86条第1項 高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項 「厚生労働大臣の定め(評価産業及び遊覧産業)(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号 「厚生労働大臣の定め(先進医療施設及び施設基準)(平成20年厚生労働省告示第129号)	ロボット手術に係る先進医療の対象化	一定の水準を持つ医療機関における保険診療の対象外のロボット手術を、「厚生労働大臣の定め(先進医療及び施設基準)(平成20年厚生労働省告示第129号)」に規定する先進医療の対象とする。	【支障事例】 ロボット手術については、一部は保険適用を併せて保険外診療となっているが、既に本県の鳥取大学医学部附属病院では、年間40～60件の保険外診療のロボット手術が安全に行われており、患者の身体的負担軽減となっている。 今後、ロボット手術の需要は増えると思われるにもかかわらず、ロボット手術が先進医療の対象外であれば、ロボット手術の患者への恩恵を阻むとともに、鳥取大学医学部附属病院でのロボット手術の発展を阻害するものである。 【改正の必要性】 今後の大きな課題となる「2025年」問題へ対応して、社会保険制度改革の中で、地域に必要な医療の確保に向けた「地域医療ビジョン」の策定や病床の機能分化を進めることとなり、地方分権の観点から、地方が主体的に医療体制を考える時期にきている。ついで、鳥取大学医学部附属病院などロボット手術について一定の水準を持つ医療機関に對しては、ロボット手術を先進医療の対象としてほしい。	
H26	158	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項 医療法施行規則第30条の32の2第1項	病床通利圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、医療法施行令第5条の4第2項に規定する病床通利圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止する。	【経緯・支障】 全国知事会においても、「義務付け・付付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能性を提案していたが、国が特別病床の協議に同意する際の留意事項を付したことから止まった(平成25年4月24日付厚生労働省医政局指導課長通知)。 一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高く、今後増床の検討をする場合、上記通知で示された特別病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特別病床の運用が難しい状況である。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取組が必要である。 ※特定の病床等の特別の事務の取り扱いについて(平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知) 特別病床算定の留意事項(補足)2.④ NICU:総出生数(都道府県内)または、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。 NICU:総出生数(都道府県内) / 10,000人 × 30床 ↓ (鳥取県の状況) 総出生数4,771人(H24) / 10,000人 × 30床 = 14.3床 県内の既存NICU病床数 18床 > 14.3床	【再掲】 【厚生労働省】 (3)医療法(第23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごと異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	159	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する等方法施設内での調理以外の方法も認める。	【現行制度】 児童発達支援センターを利用している障がい児に食事を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理する方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理設備などの整備が必要である。 【支障事例】 本県のように人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)も少ない中で、自前の施設で食事を提供するとは、非常にコストがゆとり、非効率的であり、当該センターの設置や施設の経営上大きな問題となっている。 【規制緩和の必要性】 施設外調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入、関連する施設で一体的に調理した食事を提供、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入)を認めると、地域の実情に合わせて柔軟な対応ができるよう、規制緩和することにより、人口の少ない地域においても、児童発達支援センターの設置促進と安定的な運営が可能となる。 【規制緩和の効果】 外部搬入方式等が可能となれば、児童発達支援センターの設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供費が少額であっても、食料の質の確保及び種類豊富に献立を提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の強化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい・特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。	
H26	160	04.雇用・労働	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業者が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 現在、中小企業等に對する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。 【支障事例】 当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで複雑。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。 ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 【効果】 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増える可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。	【厚生労働省(9)】【経済産業省(9)】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管)事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	161	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	1.放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働省発表第0401第15号厚生労働省事務次官通告)	放課後児童クラブの補助要件緩和	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に行えるよう、放課後児童クラブの利用児童数の下限の要件を緩和すべし。	【制度改正の必要性】 現在、小規模な放課後児童クラブ(利用者9人以下)や開設日数が少ない(249日以下※特例あり)放課後児童クラブの運営費については、国庫補助対象となっていないが、県内の中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においては、国庫補助費に占める割合が大きい放課後児童クラブが以下のとおり存在している。 【具体的な支障事例】 放課後児童クラブの運営にあたっては、安全管理上、職員の数配置が必要であるが、小規模なクラブについては特に保育料収入が少ないことから、市町村単独では運営が困難であり、県単独補助で支援している状況にある。 【制度改正の必要性】 中山間地域をはじめとした、少子化が進行している地域においても、他の地域と同様に、放課後児童クラブを実施していく必要があるが、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応していくためには、5人以上、249日以下のクラブについても国庫補助対象とする等、補助要件の緩和が必要である。  ○県内の全クラブ数に対する国庫補助対象外クラブ数 平成23年度:8クラブ/135クラブ 平成24年度:7クラブ/137クラブ 平成25年度:6クラブ/138クラブ 平成26年度(予定):5クラブ/144クラブ	6【厚生労働省】 (21)放課後児童健全育成事業費 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直す。
H26	162	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第59条、61条(児童福祉法第6条)	地域子ども子育て支援事業における要件緩和	子ども子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特色を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども子育て支援法第59条に定める「地域子ども子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。	森のようちえんとは、自然体験活動を基にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども子育て支援新制度の枠組にない。このため、市町村の子ども子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入籍する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏まえた総合的な子ども子育て支援のための計画にならぬという支障が生じる。1950年代にデンマークで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立されている。鳥取県と実務の実施団体を事例対象に、「森のようちえん」における幼児の発達について調査・分析したところ(鳥取大学へ委託)、身体的、精神的、知性、社会性ともに好ましい発達が見られたとの結果が出ている。これを受けて、本県では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うとともに、平成25年度から、官民協働で「森のようちえん認証制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。この「森のようちえん」を地域子ども子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部にはない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	
H26	163	04.雇用・労働	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていたためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。当該計画の認定を条件とする国の助成金受給申請は、平成25年度以降実施がなくなり全国的にも同様と推測。 【例外】 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手續が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるか、労働局に確認 ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続を行う ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	6【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平法第63) 介護労働者が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善に力となる職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	164	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組みとなっている。このため、国と県の協議で、国は全国一律の基準で算定された確保面積を求め、県の地域性・独自性を十分に反映した内容により異なる確保面積を提示しても同意を得ることは困難となっている。よって、地域の実情を踏まえた仕組みとするともに、協議・同意制を意見聴取など都道府県の意向を拘束しない方法に変えるべき。 ※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえた目標面積は1421年比22%増となる見込みとの実情を伝えたが、国の基本指針の目標面積の算定割合と同様に2%増となるよう求められた。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27条第2項)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44条第5項) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場(協議等)については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その原因分析等を行い、実施効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を策定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止とする。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を達成するための要件を確保しているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議の意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成することで公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】
											地方からの提案等に関する対応方針(協議決定)記載内容
H26	165	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事との協議を廃止する。	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事との協議を廃止する。	【必要性】市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。農業用ダムからの協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。	
H26	166	02.農業・農地	都道府県	鳥取県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	学校給食用牛乳供給対策要領第3章	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。	学校給食用牛乳供給対策要領第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなる。また、学校給食用牛乳供給対策要領第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。	6【農林水産省】(17)学校給食用牛乳安定需要確保対策事業供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれを決定できることが明確である場合、競争入札により、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象と定めることを、地方公共団体に周知する。
H26	167	09.土木・建築	都道府県	鳥取県	農林水産省	対象外	土地改良法施行令(昭和24年制令第26号)第59条 土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達5-0-4(他目的使用等の使用料)	農業用ダムの用水から供給する畜産用水、消費用水の使用料軽減	農業用ダムのかんがい用水について、家畜の飲雑用水や夏場の乳牛の暑熱対策に専水して使用する場合、消費用水を専水して使用する場合に「目的外使用料」を軽減できることとする。	農業用ダム用水の畜産用途への活用については、夏場の暑熱による乳牛の生乳生産量の落ち込みを回避するため、牛舎の室温を下げるための、農機への散水や換気扇・扇風機散水、雑糞処理による冷卻などの対策には、大量の水遣水が使用されている。農業用ダムからのかんがい用水を、畜産用途に振り替えることにより、乳牛の暑熱対策と併せて畜産家の経費削減につなげることが可能となる。	
H26	168	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地の国有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては県にも適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。国への協議を廃止することで保安林解除手続をより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間：協議書受理日から起算して30日)。	6【農林水産省】(4)森林法(第26条24) (注)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第2号2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	169	02.農業・農地	都道府県	鳥取県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 ・農林水産省関係国策特別区域法第26条に規定する政令等関係事業に係る省令の特例に関する措置を定める政令	農用地域内への農家レストランの設置の容認	農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地域内において農家レストランの設置を可能とする。	現在、農用地域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第3条第2項に定める農用地をいう。以下同)においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められていないため、設置することができない。	6【農林水産省】(9)農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農家レストラン(農用地域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、国家戦略特別区域制度の下での活用事例について、可能な限り速やかに効果を検証し、全国に活用することを検討する。
H26	170	09.土木・建築	都道府県	鳥取県、京都府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・会計法第48条 ・農林水産省関係国策特別区域法第26条に規定する政令等関係事業に係る省令の特例に関する措置を定める政令	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩美広域の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること	繰越制度の活用については、財務省においてアングルの省略、総付資料の簡略等の事務の見直し・改善が行われている。(「繰越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年月15日財務省))	6【農林水産省】(27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越(翌債)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越(財政法(第22法34)14条の3第1項及び5条第4項)及び繰越(評書)に係る翌年度における債務の負担(43条の2)の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(第22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭和46年165)140条に規定する手続を進める。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	171	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項 都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等) このうち、一般国道(指定区間外)一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意が必要となる案件があったが、国は「国の利害に重大な関係がある都市計画」として反対意見が出された等の理由により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・特付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画」であり、国協議～同意の廃止は困難であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・特付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、「標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の協議に半年程度を要する結果となるなど、手続きの迅速化に繋がっていないこと。 特に一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)(以下これを「協議不要希望施設」という。)については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国との利害の調整は担保されるものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速度道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	
H26	172	10.運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和と制度を見直し。	【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。 特に中山間地における交通弱者にとってバスは基礎的な交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和と、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。 また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。 【支障事例】広域行政圏中心～繋がりの複数市町村をまたがって運行する生活の重要路線でありながら、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低い補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。(採択条件である平均乗車率5人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるが1路線のみである。) 【効果】要件緩和により、人口が少ない中山間地域を結ぶ系統においても補助要件を満たすこととなり、生活の足を確保することが可能となる。(採択条件である平均乗車率5人から3人に引き下げると、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるが1路線から3路線に拡大される。) 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量:15～150人について、中山間地域は「15人以上」の要件を9人(本県における平均的乗車密度＝3人程度であるため、最低運行回数3回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象:平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人数按分して算出されているものを中山間地域は「15人」の要件を3人で引き下げる。	【再掲】 6【国土交通省】 (2)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年4月1日整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。
H26	173	07.産業振興	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等に関する法律第5条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	策定から国の協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方は、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。 国の同意が必要とされれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることになる。 都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。	【再掲】 6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年4月4日) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当たった後の留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。
H26	174	07.産業振興	都道府県	鳥取県、徳島県	経済産業省	対象外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第3項(補助金等の交付)条第2項 経済産業省平成25年度補正予算「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり・商業・サービス革新事業)の各実施種別(地域事務局)の公募要領等	設備投資に対する補助金に係る「取組投資」ルールの廃止	「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の実施要領における収益納付の規定を廃止する。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(第7条第2項)では収益納付の条件を付す「ことができる」という規定があり、現在国の各種補助金ではそれが一律に適用されている。 中小企業を対象とした産業振興を目的とする補助金。なかでも、設備投資も対象事業とされ、生産設備としての活用が想定されている「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」については弊害が大きく、補助事業の実施者、補助金交付を行う実施機関双方にとって大きな負担になるだけでなく、収益を納付する定めがあること自体が企業活動を制限、意欲を減退させることにつながり、当該補助金の本来の目的を阻害することとなるため、収益納付の規定撤廃が必要。	
H26	175	01.土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際、国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・特付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画」であり、国協議～同意の廃止は困難であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・特付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。)において、「標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において後14年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基き、都道府県の責任で国土形成上の調整は可能と考えられること、さらに、都道府県内で農政部局との調整を行なうため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えられることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭和43年100)国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更と同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときは除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年55号)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭和27年229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。



年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	176	01_土地利用(農 地除く)	都道府県	鳥取県、京都府、大阪府	国土交通省	B 地方に対 する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取・報告への変更する。	【支障事例】 国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行なうことにより、計画策定・変更に時間がかかっている。 具体的には、現在の継続プロセスである①市町村意見聴取→②国への事前調整→③審議会諮問→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(国意見への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1ヵ月間の期間短縮が図られる。 【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取すれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考ええる。	6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(昭49法92) (15)土地利用基本計画の変更(10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑を図る。
H26	177	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対 する規制緩和	外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかわる事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができることとするため、「外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条 外客来訪促進計画への位置づけを不要へ 第11条 第2項 本法律で定めるのではなく、各都道府県の条例で定める。 第13条～第21条 不要(各都道府県条例による)。	【制度改正の必要性】 ここ数年、渡港への大型のクルーズ客船の着港が相次いでいるが、着港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、着船の特色であるコーヒーやスイーツ・ワッフルス等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士の有資格者は存在せず、無償で県内観光団体を、ボランティアガイドが対応している状況。このことが、本県の特色あるインバウンドの推進に当たり、ネックとなっている。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が要因で、無資格者が通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞か。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数回の自治体間で実施していたが、試験実施時の事務量の割に受験者が集らず、制度の休止が相次いでいると聞いており、試験実施のコストが制度運営のネックとなっていると考えられる。また、通訳案内士からのアテンドによる、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。 【期待される効果】 地域限定通訳案内士の人数が大幅に増加し、通訳ガイド不足が緩和されると共に、地域の観光知識を豊富に有し、一定の外国語能力もある地域の人材を活用し、地域独自の観光形態の推進を図ることができる。 【懸念の解消策】 外国語の能力については、外国語能力検定試験の一定水準を基準とすることで担保し、観光情報の知識については、所定の研修を受けることで担保することを想定。	6【国土交通省】 (4)外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成30年) (1)地方公共団体が実施する研修を修了すれば、当該地方公共団体が指定する区域において、通訳ガイドの資格を付与する特例制度を創設する。 (2)上記の特例制度一般制度化するに当たっては、当該特例ガイドが果たす効果やその影響、通訳案内士制度への社会的影響等を踏まえ、同制度の在り方について検討する。
H26	178	02_農業・農地	都道府県	佐賀県	農林水産省	B 地方に対 する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用の許可に対する農 林水産大臣協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障】土地利用規制と所管省庁は法制・所管とも重複しているが、都市計画法が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まわりの地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続きに時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。 【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から国への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能になる(別添、農地転用に関する事務権限を市町村長に移譲することを提案中)。 【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法220)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における土地の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農地転用の事務・権限を所管する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)においては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を定むこと等の要件を満たしている限り、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改組の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体に係る農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	180	01_土地利用(農 地除く)	都道府県	佐賀県・長崎県・熊本 県・大分県・沖縄県	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法17条	土地収用法に基づく事業認 定の権限移譲	都道府県が事業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	【支障】社会資本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が事業者である事業については、土地収用法第17条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることあり、迅速な対応がきかず、県によっては、約3年間に10回程度の事前協議を行い、必要性を理解しても不応、そもそも土地収用法の必要性を理解してもえず、事業そのものの進捗が遅れている例もある。 【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の状況に精通した地方自治体において可能であることから、都道府県が事業者である事業については、都道府県へ権限移譲する。これにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつつ、社会資本整備の事業の進捗を早期に出現させることができる。 【懸念の解消策】国が事業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行っていることから、都道府県が事業者である事業の事業認定を都道府県が行うことは許容されるものと考ええる。また、公平性は、事業部局以外の職員が事業認定の事務を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の審理員)や、土地収用法34条の7に基づく審議会を活用することなどにより担保できる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	181	02.農業・農地	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項 農地法附則第2項	農地転用許可に係る農林水産大臣との協議の廃止	2haを超え、4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止すること	【見直しの必要性】 ・農地法附則第2項において、都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超える農地転用について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないこととしている。 ・農地転用については、法令に基づく許可が定められており、許可権者に聞かず、許可の可否判断は同一である。 ・大臣協議(事前調整及び公文書協議)に一定期間(1～2週間)を要し、迅速な許可事務に支障をきたしており、協議は必要ない。 ・県は国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農地法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとして、先行都道府県の目標面積の設定基準(事業)に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の確定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の確定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の際等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。」 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長)については、都道府県知事(同項)の権限を移譲するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における農地転用許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の機会も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	182	02.農業・農地	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)を実務単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。国では、本ガイドライン等に基づいた事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度々なる入札不調により工事の遅れや工期工事による費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	【見直し】 (20)農林水産省 現行の草地畜産整備事業については、公共事業の品質確保の促進に関する法律(平成18)のついでに、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質の総合的に優れた内容の契約を行うことにより、畜産公共事業(平成21年度で終了)に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されないことを、地方公共団体に通知する。
H26	183	08.消防・防災・安全	都道府県	秋田県	厚生労働省 復興庁	B 地方に対する規制緩和	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)実施要綱	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の実施主体等の拡大	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)の中の子ども健やか訪問事業及び「親を亡くした子ども等」への相談・援助事業について、実施主体及び事業に被災県以外の現に避難者を受け入れている都道府県を加えること	【見直しの必要性】平成26年度に創設された「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(子育て支援対策費補助金)」における「子ども健やか訪問事業」は、東日本大震災により被災仮設住宅で長期避難生活を余儀なくされている子どもを持つ「家庭等」に対し訪問指導を行う事業であり、「親を亡くした子ども等」への相談・援助事業は、被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助行為である。 両事業はいずれも事業主体は被災県(岩手県、宮城県、福島県)及び被災指定都市(仙台市ほか)に限定されており、被災児童を受け入れている都道府県では活用することが出来ない。被災県以外に避難されている家庭等では、二重生活による生活費の掛かりや父親の不在による子どもへの影響、親のストレス等多くの問題を抱えている。避難先がどこであろうと避難している子どもを持つ一家庭等や子どもたちに対する相談・支援を行うことは必要であり、被災県以外でもこの事業が活用できるよう見直しを行う必要がある。 【具体的な支障事例】受入都道府県と被災県は様々な面で互いの連携を図りながら事業を実施しているが、上記事業の実施要綱に基づき被災県以外に避難している子どもや子育て家庭等への支援事業を行うためには、実施主体である被災県等が避難先の都道府県等に事業を委託することで可能である。しかしながら、県外避難者は全国に避難しており避難先の都道府県等に対し個別に事業委託をすることは現実的には困難であると考えられる。また、本県には4県から避難されている方がいるが、仮に事業を実施しない県があった場合、避難者として同じ県に避難しているにも関わらず、避難先によって支援サービスが受けられないといった事態が生じる。受入都道府県は避難先がどこであろうと平等に支援を行っている。 【見直しによる効果】受入都道府県の避難者については受入自治体が一番実情を把握していることから、受入都道府県が実施主体及び事業者となることが、避難先がどこであろうと避難している子どもや子育て家庭等に対し等しいサービスの提供が可能となり避難している方々は安心して生活を送ることができる。	【再掲】 6【厚生労働省(22)】【復興庁(1)】 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(復興庁と共管)「子ども健やか訪問事業」の実施主体を、被災県・被災県内の市町村として、市町村等への委託により実施することとできることを周知する【措置済み(平成26年9月30日付け雇用等・児童家庭局総務課通知)】
H26	184	03.医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	【制度改正の経緯】 「がん診療連携拠点病院」については、指定要件が細格化されたことにより、全ての指定病院(山梨県内4病院)が平成27年3月までに、厚生労働省の指針に適合しなければならない。また、新たに設けられた「地域がん診療病院」については、県内で2病院が指定を目指している。更に、これらの指定は、4年ごとに更新しなければならない。指定の力を失ってしまう。 【支障事例】 指定に当たっては、各病院が「指定更新推薦書」を都道府県に提出し、都道府県がその内容を審査するとともに、推薦意見書等を添付したうえで厚生労働省に推薦する。また、厚生労働省が開催する「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」において、都道府県のプレゼンテーションが求められている。 【制度改正の必要性】 厚生労働省が定める「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」によれば、指定に必要な要件は明示され、公表されていることから、県が一層審査をするのではなく、厚生労働省が都道府県からの推薦やプレゼンテーションを経て指定しなければならない必要性は低いものと思われ、県においても指定は可能であることから、処理の迅速化及び事務処理の効率化を図るため、権限移譲が必要と考える。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	185	03.医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項(同法第149条において開用する場合を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項	診療報酬を定める一部の権限の都道府県への移譲	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めることとされている診療報酬のうち、入院基本料について、都道府県知事が定められるようにする。	【制度改正の経緯】 改正医療法において、都道府県は、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想(以下「構想」)を策定し、医療機能の更なる分化を推進することとされた。 【支障事例】 地域医療構想を実現する仕組みとして、医療関係者等との「協議の場」を設置し、医療機関相互の協議によることとされたが、協議だけで進まない場合、知事が導くことができる措置は、医療機関への要請や要請に従わない場合の医療機関名の公表などに限られているため、実効性に乏しく、地域医療構想に沿って必要な医療機能への転換を進めることは極めて困難となることが懸念される。 【制度改正の必要性】 地域医療構想に沿って医療機関を必要医療機能へ誘導していくための実効性のある方策として、現在、厚生労働大臣が定めている診療報酬のうち、入院基本料について、地域の状況に応じ、都道府県知事が定められるようにすることが必要である。	
H26	186	03.医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱	厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業における事業の実施主体となる対象の拡大	国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象をこの広域的連携主体都道府県に拡大するよう要望する。	【制度改正の経緯】本県の合計特殊出生率は、平成25年、1.44で全国の29位と依然低迷しており、先般行った調査では、ほしい子どもの数で増えない理由として、経済的な理由とほしい育児への不安を訴える声が増強された。現行の県・市町村の公的な支援として、妊娠から乳幼児期までステップごとに支援メニューがあるが、出産直後の母親に対する施策は手薄な状況にあることから、育児の不安や負担感を軽減するための新たな産後育児支援が必要と考えている。 【解決に向けた取り組み】このため、本県では、妊娠・出産から子育てに至る切れ目のない支援を実現するため、産前産後ケアセンターを平成27年度中に開設することし、本年度は、県と市町村が広域的に連携して事業を実施する仕組みづくりに向けた取り組みを行っている。 センターは、需要調査の結果等から、居室6床を備えたものを県内に1箇所整備することし、助産師等専門スタッフを配置して通年稼働とするが、このような施設を、小規模市町村が単独で運営することは困難といえ、全県的にバランスの取れた安定的なサービスを実現するためには、この仕組みの導入が不可欠なものと考える。 県の関係としては、この連携組織の事務局として運営を主導するともに、利用者に利用料の一部を負担させた残額相当分を市町村が半半で負担し、運営を牽引する事業者への委託料として拠出するものである。 この取り組みは、一部の高い財政力を有する自治体だけでなく、全国各地の母親に産後ケアサービスの提供を可能にする先駆的モデルケースとなるものと見え、少子化問題の突破口となる可能性を有する革新的な取り組みと考える。	6【厚生労働省】 (18) 母子保健医療対策等総合支援事業 (1) 現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の事業主体を市町村のみとしていることについて、平成27年度から都道府県による市町村の体制整備のための地方支援(人材育成研修等)を新たに補助の対象とするよう見直し。
H26	187	03.医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、11項、同法施行規則第99条の2	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲	麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する	【長期的な支障事例】 麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の人に麻薬を譲渡することはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。 一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。 小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増える麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲渡を行いたい。許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければならないため、時間的・金銭的など不都合な状況にある。 また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の実態を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。 【制度改正の効果】 都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。	4【厚生労働省】 (6) 麻薬及び向精神薬取締法(即28法14) 麻薬小売業者間の麻薬の譲渡しの許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則99条の2)については、都道府県に移譲する。
H26	188	03.医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)第6の12等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等(平成18年10月31日閣議第10310号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長官通知)第二の2の(6)⑬等	障害福祉サービスにおける加算の逆算算定要件の緩和	障害福祉サービス事業者が利用者の逆算を行った場合に算定できる逆算加算について、地域の実情に応じて都道府県が決定できるようにすること。	【制度の概要】 障害福祉サービス事業者が、居宅と事業所間で利用者の逆算を行った場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)により、逆算加算を算定できる。ただし、この告示において、逆算加算の要件を「居宅と障害福祉サービス事業所との間の逆算を行った場合に限定しているため、「最寄駅と障害福祉サービス事業所間」等の逆算は対象外となっている。 【支障事例】 当県は、公共交通機関が充足していないため、各障害福祉サービス事業所から公共交通機関の最寄駅までが2〜3キロ程度であることが普通であり、その場合、最寄駅から事業所まで、利用者が歩いて通うことは不可能である。一方、利用者の居宅についても、農村集落から山間部、海岸地域まで広範囲に渡っており、各事業所からは、それらの利用者宅への逆算に要する状況である。 【規制緩和の必要性】このような中、自身で公共交通機関を使用しながら最寄駅まで来ることのできる利用者には、居宅への逆算に代えて最寄駅までの逆算としてもらうことは効率的であり、現実的である。 また、公共交通機関の利用は、障害のある利用者にとって欠かせない「社会との接点」であり、自立訓練の意味合いも大変有意義な時間となっている。 このことから、逆算加算の算定について、地域の実情を熟知している都道府県の裁量で決定できるようにすることが必要である。	
H26	189	03.医療・福祉	都道府県	福井県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第45条第2項	一人医師医療法人の設立認可に係る手続の簡素化	一人医師医療法人の設立認可(認可をしない処分を除く)手続に係る医療審議会の意見聴取を廃止(報告事項化)する。	【現在の状況】 医療法人の設立認可の審査については、都道府県が、厚生労働省の医療法人運営管理指導要綱やモデル定款を踏まえ、厳正に実施している。 また、設立認可申請を行う医療機関の多くが、これまで個人医療機関として診療を行っている実績があり、継続性の観点から、医療審議会の意見を踏まえ、認可できない事例はない。 【長期的な支障-求めるべき具体的な内容】 医療法人の設立認可は、医療審議会の意見を聴取する必要があるため、設立が医療審議会の日程に制約される。このため、地域医療に与える影響が比較的小さい一人医師医療法人の設立認可にあたっては、手続を簡素化の観点から、医療審議会の意見聴取を廃止し、報告事項とした。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	190	04_雇用・労働	都道府県	和歌山県、大阪府	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号他	ハローワークの全面移管	ハローワークのすべての事務・権限を都道府県に移管する。	【効果】 ハローワークが行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と、地方が行う職業訓練、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体主導のもと一体的に実施されることにより、以下のことが可能となる。 (1)求職者のニーズに応じたワンストップの就業支援 生活保護や育児相談などの多様な求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの、きめの細かいワンストップサービスが実現する。 (2)企業のニーズに応じた戦略的な雇用施策の実施 企業ニーズを把握している県が、職業訓練や職業紹介を一体的に展開することで、企業が求める人材を育成し、雇用に繋げていくことが可能となる。	【再掲】 4【厚生労働省】 1【職業安定法(昭22法14)】及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60第88号) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体の行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (1)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体と一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (2)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約の整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (3)地方公共団体の行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公務員資格を付与のめ、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (4)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	191	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第63条第3項第1号、第64条、第73条、第78条第1項、第80条 国民健康保険法第41条、第45条の2 高齢者の医療の確保に関する法律第66条、第72条	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限の移譲	保険医療機関及び保険薬局の指定・指導権限並びに保険医及び保険薬剤師の登録・指導権限を都道府県知事に移譲する。	【移譲の必要性】 今後、大きな課題となる「2025年問題」へ対応するため、地域に必要な医療の確保に向けて「地域医療ビジョン」の策定、「病院の機能分化」等について、都道府県が主体的に医療体制のあり方を考える時期であり、これを実現させるため、都道府県が医療提供体制の整備について、積極的に関与する必要がある。 【移譲による効果】 そこで、「保険医療機関の指定・指導」権限を都道府県へ移譲することにより、従前から実施している医療法に基づく「医療法人の認可・指導監督・病院の開設許可等」権限と合わせて、地域定型的な主体的な医療行政を推進することができ、ひいては、より効果的な「医療提供体制の確保」「医療費の適正化」を図ることができ。 また、診療報酬に関する個別指導について、現在は、地方厚生(支)局と都道府県が共同で実施しているが、実施状況が十分ではない状況であり、地域に密着した都道府県が実施することにより、適正な個別指導を実施し、医療費の適正化に向けた動きとなる。	
H26	192	03_医療・福祉	都道府県	和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条第1項	保健所長の医師資格要件の緩和	地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は国民でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 要件の緩和については、 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良い」とする。 ②同項において、定められている「医師であつて次の号のいずれかに該当する者」における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に置いて定められている要件の実務経験等の緩和を求める。	【経緯】 公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性的に続いており、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、身内フルエンザ等の健康危機管理部門に専門知識、経験が必要である点、組織運営面において医師という専門的立場がましいという点から医師資格要件は必要であるという意見があったが、一方で、地方分権の観点に逆行であるという意見、医師不足から保健所長の業務や若年の保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたところ。 【実状を踏まえた必要性】 要件を緩和し例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の業務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の業務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるなどの考えから厚生労働省として移譲に反対との回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和にもかかわらず改善されていないことを考え、再度検討を行い、 【当県の状況(7保健所1支所)】 ・平成25年度:1保健所において業務 1名退職 ・平成26年度:1名採用 1保健所において業務の状況変わらず ・今後 : 定年退職等と考えた2~3保健所において業務の可能性あり	
H26	193	01_土地利用(農地除く)	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2第1項、第27条、第27条の2第4項、第27条の3第1項、第29条、第33条、第33条の2、第33条の3第44条	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都道府県の区域にわたる河川流域	保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限は、地方分権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一部権限移譲され、民有林のうち①水源調護②土砂流出防備③土砂崩壊防備の重要流域内は農林水産大臣(直轄執行事務)、①②③の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。 また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくその申請書を農林水産大臣に送達しなければならないこととなっている。 上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受領してから予定通知の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。 また、現行でも異議由の稟、県においても国と同様の審査をすたうで申請書の進捗を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遅滞なく実施することは可能である。	4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (1)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間が都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を横断する重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に限りては、関係する町村の意見を十分に聴きるとともに、近隣の農中集落等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配置がなされるよう留意する。
H26	194	01_土地利用(農地除く)	都道府県	和歌山県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3条の3	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に關しての大巨協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (注)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(同条の2第2項第2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	195	02.農業・農地	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条、5条	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する	【制度改正の必要性】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。我が国が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおお、農地の総量確保の仕組みの充実に加え、ともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するに、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方六団体)」において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開地許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の仕組みも踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	196	02.農業・農地	都道府県	和歌山県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に定める農林水産大臣協議の廃止	面積が2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する	【制度改正の必要性】 我が国が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおお、農地の総量確保の仕組みの充実に加え、ともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するに、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について(平成26年8月5日地方六団体)」において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開地許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の仕組みも踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	197	02農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第1項	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲	4haを超える農地の転用に係る農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。 【改正の必要性】農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を促す上で課題となっている。地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】当該農産物産出を確保するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域・市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要との。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することなど、事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が事後施工した。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27(法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下とおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、先行し都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の際等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について (i)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事(前項)の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における農地転用(農振法15条の2)に係る事務・権限については、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改組の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の場も設け、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	198	01土地利用(農地除く)	都道府県	奈良県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2	保安林の指定、解除等の権限を知事権限とする。	大臣権限である重要流域における1〜3号保安林の指定、解除等の権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の経緯】 ・大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。 ・中々、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められる。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号〜3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除に伴う公共工事についても、これまでより早期に着工することが可能となる。 【具体的な効果】 ・指定の確定告示までの期間： 大臣権限(125実績平均)約280日→知事権限(125実績平均)約80日 ・解除の確定告示までの期間： 大臣権限(125実績平均)約1年1知事権限(125実績平均)約6ヶ月 ・指定廃棄要件の変更の確定告示までの期間： 大臣権限(125実績平均)約280日→知事権限(125実績平均)約80日 【制度改正に伴う問題の有無】 ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進捗しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差はない。 ・既に重要流域以外の1号〜3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1〜3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。	【補記】 4【農林水産省】 (3)森林法(第26(法249)) (1)保安林の指定・解除については、一、都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁する重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山体災害が多発している状況も踏まえ、法25条第1項から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配置がなされるよう留意する。
H26	199	02農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止	2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逸す場合や、不要な出費を強い場合がある。 【制度改正の経緯】 地方では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができており、市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27(法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下とおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、先行し都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の際等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											<p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>・農地転用許可制度等を基盤として適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>
H26	200	02.農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止	農地転用許可に係る農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。	<p>【制度改正の必要性】 農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すると、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図ることができる。</p> <p>【支障事例】 地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、地を計画している企業等が別々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを逸す場合や、不要な出費を強い場合がある。</p> <p>【制度改正の経緯】 本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができており、市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見がある。</p>	<p>4【農林水産省】 (4)農地法(第27条29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44条58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて 農林水産大臣が農地等の確保確保に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記を行うとして、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>・農地転用許可制度等を基盤として適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>
H26	201	11.その他	一般市	花巻市	総務省	B 地方に対する規制緩和	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総務省第39号総務事務次官通知)	定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	定住自立圏構想における「中心市」の要件として昼夜間人口比率が定められているが、当該要件を満たさない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体については、中心市として位置づけを可能とする。	<p>定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が自らの意思で協定を締結し、形成される圏域ごとの「集約とネットワーク」の考えに基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としている。</p> <p>中心市の要件には、①人口5万人程度(少くとも4万人を越えていること)、②昼夜間人口比率が1以上(合併市町村に対する特例措置など規定されているが、夜間人口に対する昼間人口の1人でも少ない場合には、中心市として要件を欠くこととなり、本制度を活用した住民確保対策や地域の魅力向上対策が展開できない現状である。</p> <p>そこで、人口要件と同様に昼夜間人口比率についても要件に幅を持たせ、「昼間人口を夜間人口で除して得た数字が1以上又は概ね1程度」とすることによって中心市宣言をしやすくなる市の後押しをすることが必要である。</p> <p>本市の具体的な現状は、別紙のとおり</p>	<p>6【総務省】 (1)定住自立圏構想推進要綱 定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中核都市圏構想における連携中核都市の要件の考え方にも参考し検討を進め、平成27年度中に結論を得る。</p>
H26	202	02.農業・農地	一般市	瑞穂市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条、5条	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	<p>農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない」と記述されている。</p> <p>各号の追記として、「地方分権の趣旨にない市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。</p>	<p>【地域の実情】 本市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域に於いて、東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路路地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的農業の実現が可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。</p> <p>【改正理由】 国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させないことがないという考え方もある。そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願したい。</p> <p>【改正すべき制度の根拠条文】 (農地の転用の制限) 第4条、 (農地又は牧草放牧地の転用のための権利移譲の制限) 第5条 (地方分権の趣旨にない市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合)を、ただし書きの各号の一つとして追加する。</p>	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	203	02.農業・農地	一般市	瑞穂市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域法第8条、4項(農振法)	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合(農業振興地域の整備に関する法律(農振法))に係る手続きの簡素化	農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができるを追加。	【地域の実情】 当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られた新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的農業の実現が可能で期待できるとし、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。	【改正理由】 農地転用をするには、前段の地理として、当該農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならない、この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。	【改正すべき制度の根拠条文】 【農地の転用の制限】 第8条、4項の追加 「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。
H26	204	03.医療・福祉	一般市	瑞穂市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の4、第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	保育支援員(仮称)の保育士配置定数への算入	国が示す一定基準の研修課程を受講した者を「保育支援員(仮称)」と位置づけ、限定的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、従事できるよう配置基準の見直しとするもの。	【制度改正の経緯】瑞穂市は交通至便な位置にあり、人口流入が続き、平成15年度合併後、10年間で5,000人余(約11%)人口が増加している。この地域の土地柄から公立保育所が多く、その中で支援員を保育する保育士(補助職員である保育士は、全「保育士資格者である。」を要実現に対する加配保育士等、保育の質を確保する取組を推進してきた。 【支障事例】しかし、朝・夜の時間帯の保育士確保に支障を来している。これは、補助職員としての保育士の就労希望時間帯が全時から15時までが主流であるため、朝・夜の短時間労働の保育士がいまいちである。 【制度改正の必要性】現下の少子化対策は、経済の活性化と労働力の市場への投入(平成26年6月「日本再興戦略」改定2014に「女性の活躍推進」を成長国家であるが、子どもの居場所である第1児童の保育所の保育士の確保が困難な状況下にあるので、早期に保育所の体制強化を図り、子どもの受け皿を確保して、女性の就業機会の拡大を図るべきである。保育業務の安全・安心を担保する保育の質の検証を併せて実施したが、地域の実情を加味して政策を総員士へすべきである。 【懸念の解消策】平成26年6月30日の子ども・子育て会議にて議論されている小規模保育における保育従事者としての「子育て支援員(仮称)」を、保育所における原則的な保育時間以外に時間においては、おむつ交換やおやつ等の生活の支援が生じることから、保育士以外の「保育支援員(仮称)」を保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、「保育支援員(仮称)」として保育士配置基準の見直しを行う。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭22厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準第33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準第33条2項)に基づき、地方の実情を踏まえて、「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に協力に取り組む。	
H26	205	06.環境・衛生	一般市	安芸高田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条 旅館業法施行令第1条、第2条 旅館業法施行規則第5条	中山間地域における旅館業法の客室延床面積要件の緩和	農林漁業者が営む民宿については、旅館業法施行令に規定する客室延床面積要件が緩和されているところであるが、これを中山間地域に存在する非農林漁家にも拡大すると、通常対象としては、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域を想定している。	【改正の必要性】 少子高齢化に伴う急速な人口減少は、大きな問題であり、少子化対策と合わせて、他の地域からの移住促進を図るとも合わせて取り組む必要がある。移住に際しては、気候、風土、その土地に住む人の気質等を知ることも、地域に溶け込む必要がある。移住への段階の一つとして、中山間地域に存在する民家等に滞在して生活体験を行うことが考えられるが、現行法規制では、農林漁業者が体験を提供する民宿を営む場合においてのみ規制緩和されており、非農林漁家については規制緩和の対象となっていない。 農林漁業体験でなくとも、中山間地域に存在する民家等に滞在して行う生活体験自体に価値があると考えるため、非農林漁家が生活体験を提供する民宿を営む場合にあっても、農林漁家の場合と同様の規制緩和を提案する。 【具体的な支障事例】 非農林漁業者が生活体験を提供する民宿を開業しようとする際、客室延床面積が33㎡以上なければ開業できず、内容的にも大幅な施設改修が必要となること想定される。非常に難題の多いものである。 農林漁業体験のみが山造村体験ではなく、農地等を持たずとも、地域の伝統、文化、生活等を伝える体験を提供することは可能である。 【改正による効果】 都市と中山間地域の交流が促進され、移住者確保の一翼を担うと考えられる。また、その交流を通して、中山間地域の文化が見直しされることで、地域住民の誇りとなり、人口流出防止にもつながることを想定している。 【想定される課題】 市内に存在する旅館業者との競合が懸念材料となるが、今回提案する内容は、人と人との交流を促進するためのものであり、目的が異なるため、競合はないと考える。		
H26	206	01.土地利用(農地除く)	都道府県	青森県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25、26条	国有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国有事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。	(1)現状 重要流域における第1～3号国有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。 (2)支障事例 ア 指定 ・申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで税法上の優遇措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 ・手続きの遅れ ・申請(知事)→通告審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)→決定告示(大臣) (3)要望内容 重要流域のうち、2以上の都府県にわたらない流域における第1～3号国有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日)地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (1)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁する重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限も都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配置がなされるよう留意する。	
H26	207	02.農業・農地	一般市	木津川市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第2項第1号ロ 同法施行令第11条第1号	農地転用許可基準の一部条例委任	農地法第4条第2項第1号ロに規定する農用地区分の基準(いわゆる「第1種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。 農地法第9条についても同様。	農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2haを超えるものを除く。)は、都道府県の自治事務とされている。 しかしながら、許可の基準については、同法及び関係府省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第4条第2項第1号ロに規定する「良好な営農条件を備えている農地」の基準のうち、同法施行令第11条第1号に規定する集団的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の一群の農地の区域内であることをもって「良好な営農条件を備えた農地」とするものであり、本市の区域内において別荘に非ずする支障が生じている。 なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあるとの指摘に対しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な営農条件を備えている農地」と誤って規定している恐れがあるため、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。		



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	208	02.農業・農地	一般市	木津川市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号 同法施行令第6条	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画(同法第8条第4項の「農用地利用計画」)に定めるべき農用地区域(同法第8条第2項第5号の「農用地区域」)の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係政令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により「10ha」と定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮し」て定める余地はない。農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参照すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。		
H26	209	01.土地利用(農地除く)	一般市	磐田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項、第21条第2項	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間となっていることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっている。 <b>【具体的な支障事例】</b> 県との同意協議があることにより、都市計画決定、変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が蓄えている。市が考えている都市計画決定を、県との調整の中で変更しなければならないこともあり、市が行いたい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 <b>【制度改正による効果】</b> 人口減少が問題となっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考えに基づいて、推進することができる。	
H26	210	01.土地利用(農地除く)	一般市	磐田市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特別市のみで設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするともに、開発審査会を設置できることとする。	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即していないこと、当道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 <b>【具体的な支障事例】</b> 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許すことができる案件と見なされていない。都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までには相当期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 <b>【制度改正による効果】</b> 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	5【国土交通省】 (1)都市計画法(同43法100) (2)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特別制度(地方自治法(同22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できる等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。
H26	211	02.農業・農地	一般市	磐田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条4項	農用地利用計画の変更等の際、都道府県知事への協議・同意の撤廃	農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃	農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げとなっている。  農地除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなるが除外申請者からも期間が短めするよう声が多く上がっている。 同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないと考えられる。	
H26	212	02.農業・農地	一般市	磐田市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲	<b>【支障事例】</b> 国内外屈指の光技術を有する底松トニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神崎)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可条件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。 <b>【必要性】</b> 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州磐田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続に期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。 <b>【効果】</b> 4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。	
H26	213	02.農業・農地	一般市	磐田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法別則第2項	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止	<b>【支障事例】</b> 国内外屈指の光技術を有する底松トニクス㈱が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神崎)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。 <b>【必要性】</b> 磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州磐田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続に期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。 <b>【効果】</b> 2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	214	02.農業・農地	一般市	磐田市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項及び第5条第3項	県農業会議の意見聴取の廃止	県農業会議の意見聴取の廃止	【支障事例】 農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。  【必要性】 本件については、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法では、農地転用に係る手続に期間を要することあり、迅速な土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる。  【効果】 農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。	
H26	215	01.土地利用(農地除く)	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有水面埋立法第27条第3項	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしている場合は不要とする。	公有水面埋立の免許申請を都道府県知事に行った場合、埋立面積50ha超等の国土交通大臣の認可を要する許可に当たっては、埋立の申請に係る「公有水面埋立免許願書」(法第2条関係)の添付図書において、当該願書中「3 埋立地の用途」の概要(権利移転の予定を含む)を判断する資料を添付しており、分離独立して権利移転を含めて認可を得ても、実際の権利移転の際に国土交通大臣の協議が必要とされており、事務処理が二重となっている。このため、免許の出願内容どおり権利移転の場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。	
H26	216	02.農業・農地	指定都市	新潟市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一地域で航空機産業の企業用地として開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一地域で航空機産業の企業用地として開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。	【法律の改正箇所】 法第10条第4項「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り除くものとする。  【支障事例・過去の議論】 ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入すると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街地圏内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する場合もある。例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。しかし、今後のように企業が成長産業へ進出を計画しても、開拓可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業者と一緒に多様な集積することで一層の成長が見込まれる。一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでも同様の食料生産を図る必要がある。成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋げたい。農地としての貴重性を理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。	
H26	217	09.土木・建築	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第6条	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	【提案の背景】 全国的に自主防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置するケースが多くなっている。  【支障事例】 ところが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を受ける必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(一具体的支障事例は別紙のとおり) なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を増築・改築する場合、床面積の合計が510平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。  【解消策】 については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が510平方メートル以内であれば一律に建築確認申請を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。	9 【国土交通省】 (1)建築基準法(現25法201) (注)防災備蓄倉庫等の建築基準法上の取扱いの明確化を図るため、小規模な備蓄倉庫については、外部から荷物の出入れを行うことができ、かつ、人が内部に入らなれないものについては、建築物(2条1項1号)に当たらず、建築確認(6条1項)が不要であることを、地方公共団体に通知する。
H26	218	09.土木・建築	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設がいずれかに盛り込んでいただきたい。	【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。 しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応できず、新たな保管場所の確保が課題となっている。  【支障事例】 ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(一具体的状況は別紙のとおり)  【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。  【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要なものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。	9 【国土交通省】 (1)建築基準法(現25法201) (注)地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令第130条の4第1項第2号)に該当し、特定行政庁の許可(6条1項)を併せて、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	219	03.医療・福祉	市区長会	全国市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第8条	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過調調整に係る事務処理の見直し	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過調調整について、被保険者を介さず被保険者等間において直接処理できるような措置を講じること。	【支障事例】 転職等により、国民健康保険から別の保険に異動したときに起こる。過調調整の方法は、旧保険者の国保が医療機関に支払った額を被保険者に一旦負担してもらい、その被保険者が新たに加入した保険者に請求すること。 過調調整は、1市で年間200件を超えている団体がある。 被保険者としては、医療機関で既に一部負担金を支払っており、更に保険者負担分の肩代わりについて、納得してもらおうに時間がかかる。また、途中で連絡がつかなくなる場合もあり、最悪の場合、支払ってもらえないこともある。 これは保険者によって異なるが、被保険者にも負担である。 【提案に対する国の対応等】 この提案は、全国市長会において、国に対し、平成11年6月から要望・提言している。 厚労省では、市町村事務の負担の軽減の観点から、事務の効率化への取り組みは必要であるとしているところであるが、資格喪失・権受診に伴う保険者間の過調調整は、被保険者が新保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者と合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を新保険者から旧保険者に直接支払わせることは可能であり、具体的な処理が実施できる体制の構築について、関係者と協議し検討したいとしている。 この対応では、保険者が被保険者と接触する必要があり、保険者と被保険者ともに、事務的な負担が残るから、被保険者を介さず保険者等間において直接処理できる仕組みが必要である。 【効果】 本提案が実現すれば、被保険者は事務的金銭的な負担が無くなり、保険者は迅速な事務処理が可能となり、事務的負担も軽減される。	6【厚生労働省】 (7)国民健康保険法(昭33法192) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過調調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の変戻について委任を行うことで、旧保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過調を減少させるための仕組み等、保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。
H26	221	01.土地利用(農地除く)	一般市	中津市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する視点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的のものも、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては運用基準により調整している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なるところの市独自の基準を設定できるとまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	
H26	222	03.医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎的当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと。 具体的には、①「現行の人員配置体則加算(1)の配置基準を組んで手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別加算」の新設を図ること。	【支障事例】 重症心身障害者を多数入れている生活介護事業所では、看護職員は約9人(運営基準では、“常勤・非常勤を問わず1人置く”となっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乗せ補助を行っている。 【制度改正の必要性】 重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められる。また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。	
H26	223	03.医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領別紙2	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)基準を見直すこと。 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助(グループホーム)の整備基準(単価)に、重度障害者対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害者対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。	【支障事例】 本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の掛増し経費の補助を行っている。 【制度改正の必要性】 スレックレー等を利用することが多い重症心身障害者等通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や廊下等のスペース拡大が必要がある。 災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。 重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人たを受け入れることができるための施設整備と、それを支えるための制度見直しが必要である。	
H26	224	03.医療・福祉	都道府県	滋賀県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育士修学資金貸付制度の運営に 関する省令(平成25年2月26日付け 児童養育法第0236第6号 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通知)	保育士修学資金貸付事業の貸付対象の住所要件の厳格化	保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必要であることから、貸付対象の住所要件を厳格化	【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け児童養育法第0236第6号)において、その対象者は県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。 【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成校では増大する保育ニーズに応えられていない状況である。 本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。 【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在任者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。 こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の厳格化が必要である。	4【厚生労働省】 (20)保育士修学資金貸付制度 保育士修学資金貸付事業に係る貸付対象者の住所要件について、平成26年度末までに廃止する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	225	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条、附則第2項	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。 農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合は農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をためらうといったケースがある。 【制度改正の必要性等】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が現れており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は義務主体である市町村が総合的に担い、地域の実情に地じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要があり、農地の重要性については地方を認識して、適宜の措置を行っている。実情を把握する地方の方が行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両方が可能となることから、移譲すべきである。	4 【農林水産省】 (4)農地法(第27条22号)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44条58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおお、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、或行都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積について、都道府県知事と協議することとする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するにあたり、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。」 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分・個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事の同意の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る事務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲にあつては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	226	03.医療・福祉	都道府県	三重県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令第4条第3項第2号、第25条	品質保証責任者の資格要件の緩和	医療機器分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件を緩和する。	【支障事例等】他業種のメーカーが医療機器分野へ新規参入するにあたり、製造販売(設計・流通・販売)を行うためには、省令の規定により、品質保証責任者の設置が義務付けられている。その資格要件として、品質管理業務その他これに類する業務に3年以上の従事経験が求められるため、製造や品質等の管理能力があるにも関わらず、製造販売許可を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性等】 こういった参入障壁を無くし、同分野への新規参入を促進する観点から、品質保証責任者の資格要件のうち、品質管理業務その他これに類する業務に、医療機器だけでなく、他業種での実務経験(ISO9001の取得等)も適用できるように、または安全管理責任者の資格要件と同様に、第2種・第3種製造販売の実務経験を緩和するなど、要件を緩和する。	
H26	227	01.土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	総務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け総行通第143号、22農振第1730号、国土地第71号	過疎地域自立促進市町村計画の策定に際しては、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なものうち、事業を中止した場合は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならぬ一方、一方で修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、既に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事業を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するために軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするよう求めるもの。	
H26	228	01.土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であつて、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い、民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。また、大臣権限の場合は申請書提出してから保安林の指定が解除され、事業者手続可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば4ヶ月で事業者手続できることから、事業の迅速化に寄与することができる。以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。	【再掲】 4 【農林水産省】 (3)森林法(第26条24号) (3)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業者の手続の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県)の保安林担当局に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業者に対し要請する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	229	01.土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合には国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び登山事業等の旅行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。国の協議には1～2ヶ月を要し、その間、事業者手を迷わせることになることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。	〔再掲〕 6【農林水産省】 (4)森林法(第26条249) (注)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の旅行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合は農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直し方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	230	05.教育・文化	都道府県	宮城県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱第6号 平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)[14]スポーツ施設整備事業	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地産地消推進(23)「平成26年度学校施設環境改善交付金」に係る補助要件の大規模修繕への拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地産地消推進(23)「平成26年度学校施設環境改善交付金」に係る補助要件の大規模修繕への拡大	【支障事例】 現在の学校施設改善交付金(スポーツ(社会体育施設)施設整備事業)は、施設の新・改築、改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等より、新規の施設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るための改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの縮減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通知「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(H26.6.24閣議決定)にも記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支援が必要である。 【制度改正の必要性】 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地及び会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展に中核的役割を担っているほか、2002 FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては億円))についても、補助対象とするよう求める。	
H26	231	03.医療・福祉	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療提供体制施設整備交付金要綱	医療機関の耐震化に対する国庫補助事業の補助対象の拡大	医療提供体制施設整備交付金の交付対象事業の一つである医療施設耐震整備事業について、「耐震補強推進計画」である1.0以上の3階建て建築物を対象とした補助基準等を大幅に緩和され、1.0未満の全ての病院が活用できるようにするとともに、補助対象を有床診療所まで拡大すること。	【制度改正の経緯】 南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合、地域の医療機関においては、入院患者や医療従事者等の安全確保が必要であるとともに、被災した負傷者の受け入れなど、地域の医療救護活動に重要な役割を担うことになる。特に負傷者が多く、また道路等の寸断により、孤立する地域も多く想定される本県のような地域においては、災害拠点病院や二次救急医療機関に止まらず、一般病院や有床診療所においても、医療救護活動への参画が求められる。 【支障事例】 災害時の救護救護体制を強化するうえで、医療施設の耐震化は不可欠であるが、資金の問題などで事業化に至っていないところも多く、耐震化が思うように進んでいない状況である。(病院の耐震化率 62%、有床診療所の耐震化率 51%) 【制度改正の必要性】 医療施設の耐震化の促進については、国土強靱化政策大綱にも掲げられているが、地域の医療機関が必要とする内容での施策の具体化が求められる。 【懸念の解消策】 既存の医療提供体制施設整備交付金をより一般病院が活用しやすく、更に有床診療所も対象に加えるなど、医療機関にとってできるだけ負担の少ない形で活用できるように制度を拡充することが必要である。	
H26	232	06.環境・衛生	都道府県	高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱	上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準の緩和	南海トラフ地震防災対策推進地域においては、上水道の耐震化に対する国庫補助事業の採択基準を資本単価要件を厳格すること。	【制度改正の経緯】 国土強靱化基本法が施行され、水道施設の耐震化は重要な課題として挙げられている。とりわけ、南海トラフ地震防災対策推進地域にある本県にとって、水道施設の耐震化は、喫緊に取り組むべき課題となっている。 【支障事例】 中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県は被災直後の断水率が99%、被災1ヶ月後でも51%であり、被害が想定されている都道府県の中でも群を抜いた数値となっている(被害想定(40都道府県の断水率の平均):被災直後31%、被災1ヶ月4%)。しかし、上水道施設の耐震化に係る国庫補助メニューの採択基準には、資本単価要件(90円/㎡以上)が課せられており、本県全での上水道事業者は、基準をクリアできずに国庫補助を受けることができない(県内上水道事業者16市町村の平均資本単価は55.1円/㎡)ため、上水道施設の耐震化が進んでいない。 【制度改正の必要性】 施設を新設する際に資本単価要件を課すことは理解できるが、耐震化をすることに資本単価要件を課すことが合理的でない。また、資本単価要件が90円/㎡であるが、その設定根拠が明確でない。 このことから、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域において、国土強靱化政策大綱による上水道施設の耐震化を促進するには、上水道の耐震化事業に対して、資本単価要件を課さないことが必要である。	
H26	233	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	緊急消防援助隊施設整備費補助金交付要綱第3条 消防組織法第44条、第45条、第49条 緊急消防援助隊に関する政令第6条	緊急消防援助隊施設整備費補助金に係る補助金採択基準の廃止	本市では、緊急消防援助隊施設整備費補助金を活用し、緊急消防援助隊登録車両の更新に合わせ、車両の更新を行っている。しかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定都市にあっては、補助金採択基準(交付額ベース、以下同し。)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助金を活用し車両更新を行う際に課題となっている。 そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、等しく交付決定が受けられるよう、補助金採択基準の廃止をお願いしている。	【支障事例】 指定都市消防本部は、緊急消防援助隊として多くの部隊を登録しており、全国各地で発生する大規模災害に率先して部隊を派遣し、被災地での救助救護活動に貢献しているところである。 緊急消防援助隊施設整備費補助金を活用する事業は様々なが、消防車両の整備が主なものである。本市は近年指定都市へ移行したが、指定都市移行前においては、水槽付ポンプ車1台(3,000万円程度)でも当該補助金を活用して購入できていた。 しかしながら、指定都市移行後においては、補助金採択基準が9,500万円に厳格されたため、補助対象費用で1億9,000万円以上が必要となり、1台2,500万円程度のポンプ車や救急車では、更新する台数を年度に集中させるか、梯子車(1億7,000万円程度)や救助工作車(9,000万円程度)などの高額な車両と共に更新するなどの手法をとる必要がある。 このように、緊急消防援助隊施設整備費補助金について、補助金採択基準が指定都市移行後は950万円から9,500万円の10倍となり、補助金の要望ができていない状況のため、消防車両の整備に支障をきたしている。	〔再掲〕 6【総務省】 (10)緊急消防援助隊施設整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊施設整備費補助金の交付基準については、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見直しを行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	234	02.農業・農地	都道府県	広島県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項及び第5条第1項	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。 【懸念の解消】 国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって排水系統を分析し周辺農地に大きな影響をもたらすと判断する必要があるなど農地転用制度の適正な運用を確保している。農地転用許可について県(本県では市町(権限移譲済))が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限も都道府県へ移譲することによる支障はない。	4ヘクタールを超える農地転用に関する農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。	【支障事例】 4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても、各農業委員会において意見書を添付するため農業委員会でも審査が行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、利便と効率化する経済効果に基づく企業やベンチャー企業等が進捗し、不要な出費を強い場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとし、執行は都道府県知事の目標面積設定事業に委任し、国の目標面積案について、都道府県知事と協議することとする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するなど、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場等の場については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成20年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事(同項に権限を有するもの)とし、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における農地転用(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の取組も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体に於ける農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	235	07.産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限を都道府県知事へ移譲 【懸念の解消】 第4条一括法で移譲とらなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事項が規定され、日本商工会議所による標準定款例に依って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を超えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事へ移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4条一括法で移譲とらなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事項が規定され、日本商工会議所による標準定款例に依って各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで同質性が堅持できなくなるは考えにくい。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生することは考えにくい。 (地区)県境を超えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対処も検討できるのではないか。	4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る定款の認可、定款変更の認可等事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(昭25法138)の施行状況等を踏まえて、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	236	04.雇用・労働	都道府県	広島県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号ほか	職業安定業務の都道府県への移管 【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がいたため、企業支援や人材育成など産業施策と一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、リターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく「雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めており、働き手への負担が軽減される。また、雇用保険を都道府県で分擔することなく全国単位で維持することを目指しているため、保険料額も大きく変わらず、保険の分割による地域格差の発生は少ない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一体的維持を想定している。統一マニュアルに従い運用管理 ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が情報に応じて臨機応変な対応をすることが可能になる利点も大きい。 ④「ILO条約」については、国が全国統一基準を設計し、法に基づき地方に助言・指導、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	職業安定業務の都道府県への移管	【制度改正の必要性】 利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①取組だけでなく必要な支援を身近な場所ですべられる。 ②企業支援と雇用対策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。	【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体とした取組をこれまで以上に推進する。 (ii)上記の取組の成果と課題を検証し、その結果を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等については、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88条条約の整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な連携、保険の充実、保険の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性質を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	237	06.環境・衛生	都道府県	広島県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法第6条ほか 水道法施行令第14条第1項	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲 【懸念の解消】 給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画書)事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国より)県の方が短いため、市町村からは県への移譲要望あり(担当課レベルで開議) 国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の特長に」とあることと、広域的な事業調整機能や流域単位の連携推進機能確保ことが求められている。上記法に依る。これを実現するためには、平常時から認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。 【懸念の解消】 給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。	水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画書)事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国より)県の方が短いため、市町村からは県への移譲要望あり(担当課レベルで開議) 国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の特長に」とあることと、広域的な事業調整機能や流域単位の連携推進機能確保ことが求められている。上記法に依る。これを実現するためには、平常時から認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。 【懸念の解消】 給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)(1)については、広域化等を関係する水道事業基礎強化計画(仮称)を策定した上で、業務の従事体制を十分に整える都道府県であり、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業者(都道府県が経営主体であるものを除く)を対象に移譲する。 なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道水供給事業から受水することである事業については、当該水道水供給事業との事業統合を行うことと上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。 (以下一部抜粋) ・水道事業の認可(6条1項) ・水道用水供給事業の認可(26条) ・水道事業及び水道用水供給事業に係る情報の徴収及び入札検査(39条1項)

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	238	07.産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【財源移譲のスキーム】 計画認定権限と合わせて、地域産業資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲(補助金の流れ県から中小企業者等へ交付(国は関与しない)) (補助金内訳) 現行制度並み(補助率2/3、補助限度額3,000万円) 【財源措置】 当金は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化(全国的見地の創設)や基金への取組開始に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うケースは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないリスクの方が大きい。	【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年39) (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うこととし、各経済産業局が設置している評議委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断の主体性に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	239	06.環境・衛生	都道府県	広島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時は、国への協議に約2か月を要した。) 同意協議を廃止して意見聴取へ変更することにより、現行の手続フロー(①国への事前調整→②協議会開催→③国への協議)における③の廃止となり、H23実績では約2か月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行なうから、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大意意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。	
H26	240	06.環境・衛生	都道府県	広島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定義務を廃止する。	【制度改正の必要性】 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定めることとされており、市町村の分別収集量等を集約するもので、策定義務に乏しい。 【懸念の解消】 第6条に規定する都道府県の責務である市町村への技術的援助等は、法の規定により、本計画とは関係なく実施可能である。なお、第8条第4項、第5項の市町村の提出義務等については、県において技術的支援、助言等を実施するために市町村計画の内容を把握する必要があるため、現行の策定することが望ましいと考える。	
H26	241	04.雇用・労働	都道府県	広島県	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 法における支援措置(助成金)を(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類の種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。 【懸念の解消】 改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保証法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支援はないと考える。	【再掲】 6【厚生労働省】 (9)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
H26	242	04.雇用・労働	都道府県	広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 介護労働者の雇用管理の改善を促進するために設けられた助成金制度が平成22年度末に廃止されており、認定制度が形骸化している。(助成金制度廃止後に改善計画の認定申請が行われた例はない) 助成金制度廃止前は、法における支援措置(助成金)を(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられていたが、助成金受給の際には別途国へ申請が必要であり、二重に手続きすることとなり、申請者に大きな負担となっていた。当該認定を要件とした支援が新たに創設された場合においても、都道府県が計画認定を行い(国(各地方労働局)が助成金等窓口になるのは企業の負担となるため、避けるべきである。	【再掲】 6【厚生労働省】 (10)介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成46) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	243	02.農業・農地	都道府県	広島県	農林水産省、国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたっては都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かす農林業その他の事業の展開を図ることを目的とされている。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。	6【総務省(7)】【農林水産省(12)】【国土交通省(15)】 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成57)(2)(総務省、農林水産省及び国土交通省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	244	09.土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項	地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止	道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可を廃止し、届出制に変更する。	【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大部分であり、その料金は地域生活に大きな影響を与えていることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。 届出制にされた場合、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 最近において、料金値下げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国有料道路への波及が懸念されることなどから、認められなかった事例がある。	
H26	245	01.土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。 【懸念の解消】 知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(第26条24) (注)法第26条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合と農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第2項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	246	01.土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(425計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまで1か月を要した)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制別の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。事前調整が必要であることは異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見聴取を受けた国土交通省が、関係市町に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	【再掲】 ①国土交通省 (14)国土利用計画法(第9条12) (14)国土利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指図事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。
H26	247	03.医療・福祉	都道府県	広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	児童福祉法に基づく保育所の保育士数に係る基準緩和	最低2人の保育士を置くこととされている認可保育所の人員配置の基準において、2人から1人については、保育士補助者の数が可とすることで柔軟に対応できるよう基準を緩和する。	【具体的支障事例】 中山間地域等の保育所では少子化の影響で、保育所の入所人数が減少している。一方、中山間地域等では、就労人口の減少とともに、保育士不足が顕著になっている。保育士の人員配置は入所児童数により算定し、入所児童数は変化するため、特定の保育所における具体例を示すことは難しいが、県の中山間地域に所在する市において、「保育士が足りないため、定員数の入所児童数を受けることができない」といった状況がある。 県が運営する「保育士人材バンク」において、中山間地域では、求人情報94人に対し求職人数は11人となっており、人口減少が顕著な中山間地域における保育士不足は更に深刻な状況となっている。 【制度改正の必要性】 この状況下、保育士配置の最低基準の2人の確保も難しい場合もあり、左記のような柔軟な対応が必要である。基準緩和の具体的な内容としては、例えば、一定程度の研修を受けた保育の支援員のような人材の配置などが考えられる。	【再掲】 ①厚生労働省 (1)児童福祉法(第22条164) (1)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第23条生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 *前、その時期等であって、保育する児童が1人である場合等における保育士の数が2人を下回ってはならないという取扱い(基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(1)(b)に加え、平成27年4月からの子ども子育て支援新制度の着実な実施を図るとともに、「特種児童福祉施設(アプソ)及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(滞在保育士)の積極的支援を含む。)に強力に取り組む。
H26	248	07.産業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりと密接に関連するものであり、市町村で完結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部を廃止するもので、市町村の計画を国が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市において、具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止より当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されることと考える。	
H26	249	01.土地利用(農地除く)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号	区域区分等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり、予定していた都市計画審議会へ諮問することがなかった)。都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国は「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組みの保持が必要」としているが、都道府県内部で農政局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行いことができる。	【再掲】 6【農林水産省】 (7)都市計画法(第43条100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更を同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときは除く。)(における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農林水産大臣(農林水産大臣)の調整に関する法律(第44条58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。なお、上記の措置に関し、農地法(第27条22)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	250	02.農業・農地	都道府県	広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 国は、食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があることから協議の同意を得ることとしており、国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給量への食料自給率の目標50%を基準と定めており、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。 各都道府県に対しては農家の高齢化、農業の担い手不足、条件不利な農地の状況、地理的条件等が都道府県の実情をありとろ考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がなされている。また、農振法第12条の3に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の算定が見込まれることについては考慮されていない。考慮されないなど都道府県の実態を反映しておらず、協議となっているものも目標と定めては、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており、それに応じなければ同意されないという実態があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。 確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変わるべき。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総確保体の仕組みの定立を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総確保体の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に關する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、先行し都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の際等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総確保体の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分・個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	251	02.農業・農地	都道府県	広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止	農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその準則が示されており、その基準に従って計画策定・変更をすればよき、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。	
H26	252	07.産業振興	都道府県	広島県	経済産業省	A 権限移譲	改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正により新設される経営発達支援計画については、地域の実情を踏まえた計画とすることにより、現行制度と同様、都道府県が認定することが望ましい。 複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムの導入状況・導入人数・6団体、検討中・3団体 【懸念の解消】 全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものとする。	4【経済産業省】 (6)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)商工会又は商工会議所が都道府県と共同で行う経営発達支援事業についての経営発達支援計画の認定(5条1項)については、都道府県の意見が踏まえられることとなるが、平成26年度中に商工会、商工会議所等に通知する。 【措置済み】(平成26年12月19日付中小企業庁経営支援部小規模企業振興課通知)	
H26	253	01.土地利用(農地除く)	一般市	高岡市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第78条第1項 開発許可制度運用方針Ⅱ-3	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとした市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されていること。 市街化調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものであるが、同条例1号から第19号に該当しないものについては、第14号より、都道府県知事が開発審査会(同法第78条)の議を経て、同号に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特別市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができない。すなわち、高岡市は許可の権限があるにも関わらず、一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。 【制度改正の内容】 開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機関としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り扱うことができるとすることが望ましい。 現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえた自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直しいただきたい。	【開発】 5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭42法7))252条第1項を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号)に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。これにより、主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直しとし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特設の支障がない限り都道府県開発審査会の権限に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できると等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	254	01.土地利用(農地除く)	一般市	高岡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	【都市計画法】第34条第1項第1号～14号 【開発許可制度運用方針】III-13	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、市街化調整区域において、法に基づき許可を受けて建築された後、一定期間満了に利用された土地等を再利用する市街化行為で、開発等に供する用途と周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるもの要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域において住居・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当し原則許可できない状況となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市においては、広大な敷地を有し、建築に併せて各種インフラ整備されている当該土地・既存建築物が、企業の受け皿として有効活用され、地域産業の活性化、雇用の確保につながることが望ましいと考える。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境や治安の悪化の原因となる。また、既存建築物や開発許可を受けた土地等の有効活用は、既存産業や生産設備等を維持するための貴重なストックとして役割を果たすだけでなく、市街化調整区域における農地転用の併用開発行為の抑制につながることも期待されることから、周辺環境に影響を及ぼさない、一定期間満了に利用された土地であることなど、一定の要件に合致した場合は既存建築物の工場への用途変更への制限を緩和できるとし、法律への明文化についてご配慮いただきたい。 【現行制度で対応困難な理由】 都市計画法第34条10号については、一定(概ね1ha以上)の広がりを持たない特定の土地・建築物を対象に地区計画を定めることは困難であること、同法同条14号については、「開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特例市)とされており、いずれにも該当しない高岡市は開発審査会を設置することができないこと」から現行制度での対応が困難である。	
H26	255	11.その他	一般市	鎌ヶ谷市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第10条第1項及び第3項178号民事局第二課長回答(戸籍簿抄本の電話予約による平日時間外又は休祭日等の交付は認められない)	住民票取次所における戸籍簿抄本の交付の可能性	鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍簿抄本の交付を追加する。本市では、申請者からの電話予約により、住民票を民間法人や民間事業者が取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようにしている。しかし、戸籍簿抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び最寄りの取次所での戸籍簿抄本の交付を要望する市民も多く住民サービスの向上につながり。	鎌ヶ谷市は、千葉県北西部に位置し人口約10万人、面積約2千haで、支所、出張所(1カ所)が無く、住民サービスとして住民票の取次所での交付を実施しています。取次所では休祭日や夜間でも交付が可能です。民間取次所7カ所、公共8カ所、平成26年度実績753件。一方、戸籍簿抄本については、平日窓口と送達課のみ交付が可能で、電話予約による時間外や休祭日については、法務省の通知(回答)で交付不可であることを住民に説明しています。住民からの戸籍交付に関する問合せについては、1日15以上件、月曜日には特に多く110件以上です。例として、ハスポーツの申請や帰国、転籍などの郵便書簡、携帯電話の家賃滞りに使用するので戸籍交付の電話問合せがあり、仕事の関係で平日来庁は困難であることから、身元住民サービスである取次所での戸籍簿抄本の交付を要望することが多くなります。 戸籍簿抄本の電話予約受付手続としては、電話予約時に、申請人等の住所、氏名、生年月日、本籍地、電話番号、必要理由(使用目的)を開いて交付書簡を取次所に配達します。本籍地に違いがある場合は、配達できない旨の連絡をしますが、本籍地に相違があることを伝えるだけです。法務省回答がある、本籍地を指示することや対象戸籍の有無については、電話連絡者へ回答することはありません。また、電話予約の対象を戸籍簿抄本のみとして、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票(住所の漏網)を交付対象外にするところ、個人の所在探検を助長する恐れはありません。	【法務省】 【戸籍法(昭22法224)】 (1)戸籍簿本等の交付の請求(10条1項)については、申請時及び交付時に選り異なる人確認が行われる体制等が確保されている法務省が判断する場合に限り、オンラインファンクションによる交付申請も可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められる場合は、その旨を他の市町村に周知する。
H26	258	06.環境・衛生	その他	豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議	環境省	B 地方に対する規制緩和	環境型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)、別表1III-1-(11)	環境型社会形成推進交付金(廃棄物施設解体)の補助要件の緩和	ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の新規により廃止施設がなくなるが、環境型社会形成推進交付金の対象は、施設解体に合わせた新たな廃棄物処理施設整備を伴う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体作業が進んでいないのが現状である。ついでに、仮設に併せ併存施設の解体については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合でも、交付対象として頂きたい。	【広域化の経緯】 田原は、ごみ処理施設におけるダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年にごみ処理の広域化計画について(平成9年4月28日付)第17号厚生省環境整備推進課長通知)を都道府県に通知し、ごみ処理の広域化を進めている。 【制度改正の内容】 環境型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)では、廃棄物施設解体については跡地に新たな廃棄物処理施設を整備する場合にはのみ交付対象事業に含めることができるとしている。これをごみ処理広域化に伴い廃止となる廃棄物施設等の解体については交付対象となるように交付条件の拡大を望む。 【制度改正による効果】 自治体の交付条件の拡大を行うことによりこれまで広域化に消極的であった自治体が広域化を積極的に進めることとなり、さらには防災面からも未解体の廃焼炉が抑えることは、国の目指す方向性に合致するものである。また、広域化のスケールメリットを生かすことで、国、地方自治体双方にとって将来的に経費の節減につながる。 【地域の実情】 豊橋市と田原市で国の方針に従い、豊橋田原ごみ処理広域化計画を定め、平成34年度に現在の豊橋市既存焼却施設の周辺に両市の焼却と粗ごみを共同処理する施設を建設する計画となっている。新施設稼働時時点で焼却炉施設は豊橋市5炉、田原市に4炉あり、解体費用は約30億円と見込んでいる。 【国の動向】 核家族化の進行、女性の社会進出など社会状況の変化に伴い、放課後児童クラブのニーズは年々高まりつつあり、国においても平成18年度では、新たに約9万人分の定員枠拡大する方針が示された。 【本市の実情】 本市における放課後児童クラブは、公設公営を66箇所設置し約4,200人の児童の受け入れを行っており、また、運営費補助を行っている市民協会の21箇所約580人の児童の受け入れを行っている。(平成26年度) 本市においてもニーズは年々増加しており、児童数の40%から50%を超えるニーズが発生している学区区もあることから、公設公営の放課後児童クラブについては、待機児童が発生している施設において小学校施設等を活用した整備や、既存施設の改修による一定規模(10人から40人)の定員枠の拡大を行っているが、小学校における人数水準の推進等の影響により、現状において小学校施設の活用による定員枠の拡大が困難な状況であり、今後はさらに困難な状況が予想される。 【本市の実情を踏まえた必要性】 このため、今後、待機児童対策の推進にあり、公設公営の放課後児童クラブによる一定規模の定員枠の拡大に加えて、例えばマンションの一室を借り上げて当該事業を実施するなど、民間資源を活用した小規模な定員枠の拡大についても積極的に取組む必要がある。 こうした中、放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象である現行の児童数10人以上の基準は、事業の効率性及び安定性の観点から設けられているものと考えられるが、本市の実情を踏まえて、緩和を提案するもの。	
H26	259	03.医療・福祉	指定都市	相模原市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について(平成26年4月1日厚生労働省発見0401第15号厚生労働省事務次官通知)	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童健全育成事業等実施要綱における補助対象の児童数(現行は10人以上)の緩和	【再掲】 【厚生労働省】 (21)放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童クラブについても補助対象とするよう見直し。	
H26	260	08.消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を都道府県から指定都市へ移譲	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知る基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年の少子高齢化に伴い、地域的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえ、人命が脅かされる災害が発生し、それが市町村の対応能力を超えることが明白になった場合、広域調整を要する災害現場の状況を把握し、迅速に災害派遣要請を行うことができるよう、自衛隊法を改正すべきであると考える。 これを基本としながら、以下の考えに基づき、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 指定都市は既に自治体として、消防、警察、防災等の権限を有していること。目ざらぬ、訓練等を通じ、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共有や連携を円滑に遂行できる環境を整えていること。 指定都市には、道府県による優先機能などの行政支援機能がほとんど置かれておらず、また、土木事業をはじめ、災害時の対応につながる事業についても、指定都市がその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。 【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業省においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方が連携し、ワンストップの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限(中小企業の新商品・サービスの創出等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下位の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とする)。 地域創業者育成等・創業者育成事業(創業者補助金) 小規模事業者活性化補助金	
H26	261	07.産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条19号等 中小企業の新商品・サービスの創出を促進するための法律第9条 地域創業者育成等起業・創業者育成補助金交付要綱	新たな需要を創造する新商品・サービスの創出を促進するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲	経済産業省等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【経済産業省】 【再掲】 【経済産業省】 (22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管) (23)創業者育成等起業・創業者育成事業(創業者補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査委員会に参加できるようにするとの措置を講ずる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定)記載内容
H26	262	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地転用許可の移譲	4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。 (ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の種類の面積は必要。)	【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体を持つ法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。 【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」については、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(平成25年法律第19号)に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国土交通省等の関係等について検討を行う」とその結果に基づいて必要が確認するものとする。とされている。 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることの影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。 【趣旨への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大転用可案件の調整を24農地処理しており、地方が権限の移譲を受け、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。 ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて 農林水産大臣が農用地域の農地確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとする。地方の推進体制の目標面確保の観点から、国の目標面確保について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 農林水産大臣から示された国の目標面確保及び都道府県の目標面確保の認定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標面確保及び都道府県の目標面確保の認定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町長からの代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面確保及び都道府県の目標面確保の認定基準と地方の意見の間に相違がある場合には、その原因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面確保及び都道府県の目標面確保の認定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方」について(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣と協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣と協議(農地法4条)の上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有することとし、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における農地転用可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国土地方公共団体の意見交換の機会を設け、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	263	04.雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用労働者設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第33号、第8条、第17条、第18条 等	ハローワークの地方移管	ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。 それまでの期間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的措置を明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同一内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。	【制度改正の経緯】 全国知事会が求めたハローワークの地方移管は実現していないが、アクション・プラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所(埼玉県北埼玉)で試行的にハローワーク特区が実施されている。 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」については、①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進めると、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すると、③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等を行うことができる環境を整備すること。 【制度改正の必要性等】 求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住宅相談やキャリアコンサルティング等のサービスを一体的に実施する必要があり、二重行政を解消して国と地方を通じた簡潔で効率的な行政体制とするためにも、総合行政である地方自治体にハローワークの事務・権限を移譲することが必要である。 また、国から地方自治体に提供される情報は、求人情報など国が把握している情報の一部であり、求職者情報や相談記録、事業主指導記録等は提供の対象となっていない。このため現状では地方自治体においてハローワークと同等の条件で職業紹介サービスを行える環境になっていない。 地方自治体が職業紹介をより効果的に実施できるように、ハローワーク職員用端末と同様の情報を活用できるようにすることが必要である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (4)職業安定法(昭22法14)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により実施する。 (1)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、ハローワーク特定の取組、ハローワークの求人情報や地方公共団体の求人情報について提供される取組など、ハローワークと地方公共団体との一体的連携体制の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (2)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第98号条約の整合性、都道府県と地方公共団体の適切な実施、雇用対策における機動的性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (3)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公益性を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (4)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。
H26	264	04.雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	対象外	障害者雇用促進法 第38条、第43条、第46条、第47条、第52条 等	障害者雇用の実施に関する情報の開示	ハローワークが各種法令に基づき事業主にに対して行う指導権限の移譲については「ハローワークの地方移管」の中で包括的に記載しているところであるが、移譲が実現するまでの間において、障害者雇用に関する事業主への調査結果等について地方自治体への情報開示を進めること。	【制度改正の必要性等】 民間企業の障害者雇用率は本社所在地別の集計となっており、障害者雇用の実態的確に反映したものになっていない。 (本県では県外に本社がある事業所が多く、障害者雇用率は集計し出し(傾向がある)。) 本県は効果的な障害者雇用施策を推進するには事業所所在地別の障害者雇用率を調査・公表すべきであることをかねてから主張しているが、実現していない。 効果的な障害者雇用促進施策を推進するためにも、県内事業所における障害者雇用の実態把握は不可欠である。 このため、国が行っている障害者雇用の実態調査結果データなど、地方自治体が必要とする情報の開示を積極的に進めること。	
H26	265	10.運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、第5条、第9条第1、3、4、5項、第11条第3項、第15条第1、3、4項、第15条の2第1、2、3、5項、第15条の3第1、2、3項、第19条、第19条の2、第19条の3、第21条第2項、第22条の2第1、2、3、4、5、7項、第22条第2項、第30条第1項、第31条、第35条、第36条第1項、第37条、第38条第1、2項、第64条、第69条 地域公共交通連携改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金	障害者自動車運送事業(バス事業)及び当該自動車運送事業に関する助成事務を移譲すること	県内で路線が完結する障害者自動車運送事業の許可(バス事業)及び当該自動車運送事業に関する助成事務を移譲すること	< 許可移譲について > 【制度改正の必要性等】道路運送法第4、5条等の路線バスの事業経営(路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画)、運賃等に関する許可及び監査・行政処分権限は国が持つ。国が持つ許可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に反映したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。なお、他都府県をまたぐ路線に係る障害者自動車運送事業の許可については、他都府県の調整が必要であるため、引き続き国が広域的な路線維持確保のための補助事業について【制度改正の必要性等】バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。限界集落のような過疎地域におけるバス路線の必要・変更は、許可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の休廃止に際しては、県が地域協議会を組織し、国、市町村、事業者等と協議・調整を行っている。そこで、補助事業を国が一元化する事により、許可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に反映したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。したがって、地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効果的である。	【再掲】 4【国土交通省】 (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(昭26法14)により、地方公共団体が先頭に立ち、まちづくりを進め、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことに基づき、地域公共交通連携改善計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、国等に相談に応ずるなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	266	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11条第2項、第11条の2、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第53条第1項、第2項	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること	【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16町8町)に移譲済みである。 【制度改正の必要性等】実態として第5条の設置届出や第11条の2等による届出届出と管理者の変更届出が提出されないことが少なく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。 法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行政行為として実施している。届出等の届出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よきめ細かい対応が可能である。 また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.11に市へ法令移譲されている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 (なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。)	
H26	267	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第9項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、第2項、第79条第1項、3項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	
H26	268	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	鳥獣の飼養の登録、登録書の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	
H26	269	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	販売禁止鳥獣等(ヤマネウサギ及びその卵とこれらを加した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にはほぼ移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	
H26	270	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第59条第1.3.4.5.6.7項、第59条の2第1.2項、第59条の2の5第1.2項	認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲	認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。 地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報を知り提供できるなど、迅速で的確な対応ができています。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	
H26	272	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	農林水産省、国土交通省	対象外	土地改良法第90条 水資源機構法第26条 地方財政法第17条の2第2項 高速自動車国道法施行令第11条第3項 道路法施行令第23条第1項 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第2条第2項 電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第11条第2項 地すべり等防止法施行令第10条	直轄事業負担金制度の廃止	直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。建設費負担金についても早期に廃止すること。	【制度改正の経緯】 直轄事業負担金制度については、全国知事会等が長年にわたり長年にわたり廃止を求めてきた。 直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。 平成22年11月14日 国土交通省の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が公表した制度廃止に向けた工程表(案)では、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後の方針について結論を得る」とされた。 平成24年11月30日「地域主権推進大綱」が閣議決定され、直轄事業負担金の廃止について、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後の方針について結論を得る」と明記されたが動きはなし。 【制度改正の必要性等】 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理的な制度であり、埼玉県の直轄事業負担金は272億円に達しており、大きな負担を強いられている(平成26年度当初予算額)。 道路法施行令第23条第1項等による建設費に係る直轄事業負担金制度を早期に廃止すべきである。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	273	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を徹底できるとすること。	【制度改正の経緯】 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた義務付け・枠付けの第3次、第4次の見直し検討においても、保健所長の医師資格要件の緩和が討たれた。 地方からは、医師確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時的措置については、時限的な措置であり、資格要件が非常に厳しく、全国的な実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。 厚労省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要がある。感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的に地知らぬと意識決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があることから、保健所長の要件を条件に委任している。その要件を条例に委任すると、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながるから、条例への委任は困難とした。 【支障事例等】 本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。 しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。 そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から準拠基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について徹底できるようにすべきである。	
H26	274	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第2号、附則第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令(平成23年厚生労働省令第112号)	保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し	保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従って基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすること。	【制度改正の必要性等】 住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量余地を広く、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。 待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用のゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。 そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従ってべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすべきである。 【制度改正の経緯】 第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従ってべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。ただし、保育所の居室面積基準については、地価が高く、待機児童が100人以上をいれる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までは、「標準」とする条例措置が創設された。 【改正の経緯】 平成23年9月に24都府県が指定され、その後の追加で現在は40都府県(埼玉県内は3市)埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉施設法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。	【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (2)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・居室面積(同基準3条)については、三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成27年3月31日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としての措置を、平成29年3月31日まで延長する。 ・朝、夕の時間帯であって、保育する児童が1人である場合における保育士の数が2人を下回ってしまわないという見直し(同基準33条2項)について、地方の実情を踏まえて、引き続き検討を進める。 上記(1)に加え、平成27年4月からの子どもと子育て支援制度の普及に先んじて実施する必要があると見做す。地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組む。
H26	275	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第30条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2-別表第6、医療法第30条の4第2項第12号に規定する医療病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数量等 厚生労働省医政局長通知「医療計画について」	基準病床数の算定基準等の緩和	基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるようにすること。 基準病床数の算定に使用する入院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。 基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算を行えるように、医療法等の規定を改正すること。また、特別病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。	【改正の必要性】 ①現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間中の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。 本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている(平成30年:患者数58,000人)。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近(=過去)値を使用することとなっている。このため、医療計画期間中に想定しない限り、計画の終期(平成29年度末)までに必要な基準病床数の算定ができない状況である(現在の基準病床数:46,451床)。 そのため、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近(=過去)値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めべきである。 【改正の必要性】 ②基準病床数の算定に使用する数値の一部(入院率や平均在院日数)は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前(昭和60年)の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つとなっている。 そのため、基準病床数の算定に使用する入院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直す必要がある。 【改正の必要性】 ③行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図ろうとしても病床過剰地域では、厚生大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。 そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特別病床制度については、厚生大臣への協議を廃止すべきである。	【再掲】 (1)厚生労働省 (2)医療法(昭23法205) (3)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況(共有12号)については、都道府県において地域医療構想の策定・運用状況(共有12号)については、今後の医療需要の増大と地域ごと異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	276	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指第3号サービス介護給付費単位数3訪問看護費。	高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和	看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。	【制度改正の必要性等】 高齢者が住み慣れた家庭で安心して暮らしていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、このサービスがすべての中核で提供されるよう普及促進に努めている。 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一休型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町村でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。 その要因として、一休型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。 また、連携型で事業を実施しようとする事業者は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。 【懸念の対応策等】 普及を促進するためには、一休型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬減額を担保し利用者数に応じた段階制とするこ及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額を引き上げて連携型事業所が確保を確保しやすくすることが必要である。	
H26	277	07.産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土交通省、総務省(消防防)	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般規則)第7条の3	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し	高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(次世代自動車の世界最先進普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しくして、欧米に比べ、設置コストが高額となっており、設置事業者にも多くの負担となっている。このため、安全性の確保が求められる事項については、欧米並みのコストで水素ステーションの設置を可能とし、規制を緩和する必要がある。現在は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本県では、平成28年6月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を急ぎに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等の改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 水素ステーションの設置に係る基準(一般高圧ガス保安規則(昭41通商省令53)等)については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)等に基づき、平成27年中に予定される水素ステーションの普及開始に向け、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【総務省】 (4)消防法(昭23法186) 消火水素スタンドに係る消防法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
											【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (イ)液化水素スタンドに係る建築基準法上の基準の整備については、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、高圧ガス保安法(昭26法204)上の技術基準が定められたことを踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】 (建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成26年232)、圧縮ガス又は液化ガス燃料電池又は内蔵機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充てるための設備の基準を定める省令(昭41国土交通省令1200)) また、第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンドに係る基準の整備については、規制改革実施計画に基づき、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	278	01_土地利用(農 地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市公園法施行規則第7条の2第3項	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性等】 本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。 しかしながら、古用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七條の二において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置することが困難な状態にある。 都市公園法施行規則第七條の二第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占用物としての太陽光発電施設の設置については、当該太陽光発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準(施行規則7条の2第3号)には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。
H26	279	01_土地利用(農 地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	都市公園法施行令第5条	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	【制度改正の必要性等】 都市公園等については、電気自動車用充電器の需要が大きく見込られるところであるが、電気自動車用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。 将来、電気自動車の利用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園に住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車用充電器の需要が期待できる。 都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	6【国土交通省】 (7)都市公園法(昭31法79) (1)公園施設である駐車場に設置する電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。
H26	280	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省(資源 エネルギー庁)	対象外	電気事業法施行規則附則第17条	電気自動車用普通充電器の設置に係る電気事業法の規制緩和	電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気供給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	【制度改正の必要性等】 本県においては平成26年3月31日時点、埼玉県世代自動車インフラ整備プロジェクトに基づき、公共性を有する急速充電器182基、普通充電器46基が稼働しており、急速充電器のみならず普通充電器についても設置の需要がある。このため、規制を緩和することにより、より一層の充電器の普及及びは電気自動車の普及が期待できる。 電気事業法施行規則附則第17条を改正し、電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気供給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。	
H26	281	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省、財務省	対象外	地方財政法附則第33条の9	高金利地方債の繰上償還や借換えの要件緩和	財政指標などを要件とせず、補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講じること。	【制度改正の経緯】 公的資金による地方債を繰上償還するには、利子相当額を「補償金」として支払わなければならない制度となっている。 平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち、金利5%以上の地方債について補償金を免除した繰上償還が実施された。 平成22年度から24年度までは対象団体等の要件が緩和され措置が延長された。 平成25年度は、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象団体を限り、補償金免除繰上償還が実施された。 【制度改正の必要性等】 本県においては、平成19年度から24年度までの特例措置により、6%以上の借入746億円について繰上償還を実施した。しかし、財政指標などの要件により金利5%以上6%未満の借入については繰上償還が認められず、依然として141億円の残債(平成24年度決算ベース(普通会計債及び公営企業債の合計))がある。 地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち高金利地方債の金利負担が財政運営を圧迫しているため、地方財政法附則第33条の9の特例措置について、財政指標などを要件とせずにより延長を行い、地方自治体の財政負担を軽減する必要がある。	
H26	282	05.教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	対象外	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第4条、第5条、第6条、第17条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項、第4項 高等学校等就学支援金交付金交付要綱 高等学校等就学支援金事務処理要綱	高等学校等就学支援金制度の手續の簡素化	高等学校等就学支援金に係る審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を簡略化(月額に割らず、1単位当たり単価のままで支給)することを求める。	【制度改正の経緯】 県民雇用機が依然として厳しい中、所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。平成26年4月から公立高等学校においても、就学支援金制度が導入された。 【支障事例等】 公立高等学校の定時制(単位制)及び通信制(単位制)では、授業料が高等学校等就学支援金の支給限度額を超過する場合は多く見られ、それを生徒や保護者が負担している。通信制高校や単位制高校については、就学支援金の額が1単位当たり単価で定められており、月額で支給される。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、一人一人のデータ管理や集計作業が生じ、非常に事務が煩雑となっている。所得の基準年度が第1期と第2〜4期で分かれており、制度が分かづらう上、1年生は年必の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、所得審査のため書類提出書を添付する必要がある。 このため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項及び第4項を改め、所得の審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を、月額に割らず、1単位当たり単価とし簡略化すべきである。	
H26	283	05.教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	対象外	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の国庫補助基準及び事務処理等について(通知)	奨学のための給付金制度に係る証明書類の一部廃止	奨学のための給付金制度の申請に係る所得等証明書類について、世帯区分に応じた証明書類のうち、23歳未満の扶養されている兄弟がいる高校生等の世帯について、申請者(保護者)の誓約をもって健康保険証の写しの提出を廃止することを求める。	【制度改正の経緯】 平成26年4月に低所得世帯生徒への対応について、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、奨学のための給付金制度(国庫負担3分の1の国庫補助事業として、予算の範囲内で補助金を交付)が創設された。 【支障事例等】 この給付制度は、補助対象を3つの世帯(①生活保護受給世帯(平成26年度975世帯見込み)、②保護者全員等の市町村民税非課税世帯(同3,604世帯)、③保護者全員等の市町村民税非課税世帯(同2,187世帯)で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる高校生等の世帯)に区分しており、その確認に必要な証明書類は多岐にわたり、それぞれの世帯で必要とする所得等証明書類も異なっており、事務が煩雑である。 特に上記③の世帯については、世帯全員の健康保険証の写し等を添付する必要があるが、①②の世帯も提出書類が異なることから、申請者の負担を軽減するため、申請額が異なる(本当に23歳未満のみ)を全て確認する必要があり、審査に多大な時間がかかる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	284	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土 交通省	対象外	住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)公募要領 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領	既存市街地エコタウン化推進のための関連補助事業の補助要件緩和及び申請手続の簡略化	既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めることを目的とする補助事業について、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。	【制度改正の必要性等】 経済産業省及び国土交通省が所管する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」は、年間一次エネルギー消費量がネットで賅われない新築及び既築の住宅への補助事業である。前者は建築士または所有者に対して、後者は中小工務店を交付対象とした事業であるが、住宅の熟慮損失低減やエネルギー削減率を算出しなければならぬため、一般住民や中小企業では申請が困難である。 また、年間一次エネルギー消費量がネットで賅われない省エネ改修等についても対象にするなど、一般住民が取り組むことができるようになる必要がある。 既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めるため、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)公募要領及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領を改め、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。	
H26	285	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	厚生労働省発令0401第12号平成26年4月1日厚生労働事務次官「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要領」	水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和 また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和(統合協定書における3年以内)を延長)すること。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要領に基づく「特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和(「居住人口50万人以上、及び給水量の増大」を削除)すること。 また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和(統合協定書における3年以内)を延長)すること。	【現状】 水道事業は水需要低下のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や新築化のための費用増加、今後の職員の高齢による技術力の低下等、様々な課題に直面している。 水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を促した施設の統合等にも有効な手法である。 本県では、平成23年3月「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジョンと位置付け、将来(おおむね半世紀先)の「水網から蛇口まで」の一元化した県内水道一本化を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、職員に和らぎを届けていく水道を目指すこととしている。 【制度改正の必要性等】 この広域化の推進に関して現行でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広域化施設整備費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には統合後の水道事業が認可を受けている又は統合予定日が3年以内の事業者間での協定書の締結等が条件とされている。しかし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に関する要件を満たすことが困難であり、採択要件を満たすことができない。 また、水道事業者間では方針、経営、施設整備状況に格差があり、事業統合を目指す段階的な広域化方策を実施するには3年間で短く、困難が予想される。	
H26	286	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	保育所の設置認可等についての取扱について(平成12年3月30日現設第10号厚生省児童家庭局保育課長通知) 不動産の貸身を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について(平成16年5月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知) 改正児童福祉法第35条第5項第1号(平成27年4月1日施行予定)	認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要素の緩和	認可外保育施設からの移行に関しては、認可保育所への移行に比べ、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていること、施設である場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。	【制度改正の必要性等】認可保育所の審査要件では、経済的基礎(1)土地・建物等について所有権を有すること(賃借の場合は原則として賃借権を設定・登記し、社会福祉法人以外の場合は11年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること。②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/2に相当の資金を有すること)を求めていること、保育所運営費から認可前の子供に支払った運転資金に係る借入金の返済ができないことといった制約がある。 これらの制約が、認可化移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけて、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を及ぼす事態が生じかねない。 そのため、「保育所の設置認可等について」の取扱について等々を改め、認可外保育施設からの移行に関しては、認可保育所への移行が難むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すべきである。 なお、平成27年4月1日施行予定の改正児童福祉法第35条第5項第1号において、保育所の認可申請に対する審査基準として経済的基礎要件が明文化されている。	【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法14) (1)保育所の設置認可等に係る経済的基礎の要件(子ども、子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平24法67)による改正後の35条5項1号)については、当該認可の事務は自治事務であり、保育する児童の数は保育所が安定して運営可能と都道府県等が認めるとし(通知)等について周知する。 (排置済み(平成26年12月12日付け雇用均等・児童家庭局、社会・援護局通知))
H26	287	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する 規制緩和	社会資本整備総合交付金 交付要領附属第2編 4-12-(7)	老朽化する都市公園の管理に 対して長寿命化対策事業の要件緩和	公園施設長寿命化対策支援事業について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。 本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。 このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられていることである。 そのため、社会資本整備総合交付金交付要領を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	
H26	288	05.教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要領別表1(1) 26施設第6号「平26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[13](1)	公立学校施設の老朽化対策の 耐力度調査を要件とする長寿命化改良事業の 補助要件の見直し	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としないか、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。	【現状】 本県の公立小・中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後はこれらの施設が更新時期を一時集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小・中学校施設が保有種別の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的な課題である。 【支障事例】 しかし、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件とすることから、本制度を活用した取組事例は全国的に少ない一方、コンクリート圧縮強度試験による調査は、簡易ではあるが建物の劣化状況の検証は可能であり、1棟(3,000㎡)当たり約300万円(1,000㎡/㎡)を要する耐力度調査に比し、1棟当たり約20万円が済む。	【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (1)長寿命化改良事業の補助要件である耐力度調査については、地方公共団体の負担を軽減するため、撤廃を含めて見直す。
H26	289	05.教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する 規制緩和	学校教育法第4条 学校教育法施行規則第3条～第19条	市立総合支援学校(特別 支援学校)の設置の際の都道府 県の認可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置に関して都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 (参考) 指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	【支障事例】 学校の設置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。 最近の例として、京都市立白河総合支援学校東山分校(高等部のみ設置)の開設(平成25年4月開設)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び併設校の認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき、京都府に事前に(平成24年3月)届出及び許可を得る手続きを行っており、申請に当たっては、申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況など関連書類を事前に提出する等の必要があった。 上記の例のような事前の認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スムーズな事業進捗・行政運営につなげることもできる。 また、教職員配置について、仮に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合には、特別支援学校の教員配置、校種異動など総合的な事業異動を行う上で計画的に連携できないなどの支障をもたらす可能性がある。 なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に成立した第4次一括法において、都道府県の「認可」から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。	【再掲】 【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (1)学校教育法の設置する特別支援学校の設置廃止等の認可(4条1項2号)については、事前届出とした上で指定都市に移譲する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	290	06.消防・防災・安全	指定都市	京都市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 建築基準法第85条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条	災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。	【支障事例等】 応急借上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)、市町村(受付窓口)、都道府県(貸借人)、不動産業者、貸貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続が、被災者自体の負担となる。 特定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。 「応急借上げ住宅(みなし仮設)」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急仮設住宅とは異なり、既に建築基準法を満たした建築物であることから、1年を超える期間の延長を一度に認めるとしても、安全上、防火上及び衛生上の問題は生じないのではないかと考える。 みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の被災者を市営住宅(みなし仮設と位置付け)において受け入れていた本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行う必要がある。 【制度改正による効果】 入居期間の複数年決定などの事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うことで、被災者の住まいの確保に要する時間の短縮、手続きの負担軽減につながる。また、行政の事務負担も軽減される。 また、行政の事務負担の軽減により、他の災害対応業務に労力をまわすことができるため、復興に向けたスピードアップにつながる。と考える。	
H26	291	03.医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条、第75条、第78条の2、第78条の5、第115条の2、第115条の5、第115条の12及び第115条の15 老人福祉法第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2及び第16条	介護保険サービス事業者における事業開始等の届出等事務の負担軽減等	訪問介護等の介護保険法上の事業者等は、老人福祉法上の事業者にも該当するため、両法上の届出等をする必要があり、一つの届出等があった場合、他方も届出等があったこととする(みなし規定)を設ける。	【支障事例等】 訪問介護や通所介護などの介護保険法に基づく事業者等は、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業等に該当するものであることから、介護保険法上の届出等と別に老人福祉法上の届出を行う必要があり、一事業者がそれぞれの法律に基づき2種類の届出を行うなど、事業者への負担や届出事務の非効率が生じている。 事業者によっては、介護保険法及び老人福祉法に基づき、同様の内容の申請等が別々に必要となることで、指定(開設)時や変更時等に事務が複雑になっており、同じ内容の申請等を提出することに対する負担感が強い。また、いずれか一方を提出することで申請等が完了したと誤解が生じる場合もある。 【制度改正による効果】 重複して実施していた事務の効率化及び事業者の負担軽減を図ることができる。 また、従前から、現場の介護従事者は事務処理量が多いことで介護業務(利用者へのケア)が圧迫されていると言われているが、事業者の負担軽減により介護のケアの質の向上も期待される。	【厚生労働省】 (1)老人福祉法(昭38法133)及び介護保険法(平9法123) 介護保険サービスを提供するために従って、老人福祉法上の老人居宅生活支援事業の開始、変更の届出(老人福祉法4条及び14条の2)等、介護保険法上の指定居宅サービス事業者の指定、変更の申請(介護保険法70条及び75条)等のそれぞれの手続が必要であるが、申請書の一本化や重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上困難なことを、地方公共団体に周知する。
H26	292	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	A 権限移譲	農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条 農地法第4条、第5条、附則第2項	農地の総量確保	農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。 農地の総量確保の目標管理を行う。 農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。	【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】 実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標を設定することし、この設定に際し、農地確保の総量効果などの目標を設定する。従来、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分協議を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を聴取するのではなく、国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな仕組みを設けることとする。なお、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国指針、都道府県方針、市町村方針別に明確することとする。また、農地確保の施策について「確保」に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれの方針について、「実行計画」を策定する。 【農地の総量確保の目標管理】 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とするべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。 【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】 上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、抱い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体的な施策を推進する。	【農林水産省】 (4)農地法(昭27法239)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (5)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下の上記、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて 農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標管理の設定基準に加え、国の目標管理を設けることとし、都道府県知事の意見を聴くこととする。 都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標管理及び都道府県の目標管理の指定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 農林水産大臣は、国の目標管理及び都道府県の目標管理の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町長らの代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標管理案及び都道府県の目標管理の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標管理及び都道府県の目標管理の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を定むこと等の要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事に同様の権限を付するものとし、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)のあり方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基礎の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	293	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業協同組合法第72条の8第1項	農事組合法人の事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用し製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。	【支障事例等】 農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者が仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。 【制度改正による効果】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。 また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出資割合に依る株式会社よりも組合員一人一票の議決権がある農事組合法人の方が次産業を担う集落単位に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いため、設立手続きが容易であること等を踏まえ、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。	【農林水産省】 6【農業協同組合法(昭22法132) 農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができることとしており、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者が調達した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランを行うことができることを、都道府県に通知する。



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	294	09.土木・建築	都道府県	三重県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第20条第1項第2号、第25条	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	
H26	296	07.産業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第8条第1項	国際戦略総合特区にかかわる区域指定方法の運用見直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づき指定となるよう運用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を控室(増設)する旨の申請があったが、隣地を追加申請するタイミングに合わず、結果として、この法人が既指定区域を活用することができず、その試験研究が事業化につながる場合でも、事業化においてはその設備を使用することはできず、設備を十分に活用できない状況が発生する。 【制度改正の必要性等】 このため、償却期間内の補助対象外かつ申請した時点で、補助金返還等の手続きを要するが、試行から前用化までを短縮して実施できるように、たとえ償却期間内の補助対象外であっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるように、補助金適正化法の運用を見直す。	6【内閣官房(2)】【内閣府(1)】 総合特別区域法(平23法81)【内閣官房、内閣府と共管】 (1)総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。
H26	297	11.その他	都道府県	三重県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(平成16年6月10日大臣官房会計課通知)	研究開発支援制度に基づく補助対象施設の柔軟な活用を図るための経済産業省通知の見直し	国の研究開発支援制度では、開発試作用施設を商用ベースに転用した場合、補助金返還等の手続きを要するが、試行から前用化までを短縮して実施できるように、たとえ償却期間内の補助対象外であっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるように、補助金適正化法の運用を見直す。	【支障事例等】 このため、償却期間内の補助対象外かつ申請した時点で、補助金返還等の手続きを要するが、試行から前用化までを短縮して実施できるように、たとえ償却期間内の補助対象外であっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるように、補助金適正化法の運用を見直す。 【制度改正の必要性等】 このため、償却期間内の補助対象外かつ申請した時点で、補助金返還等の手続きを要するが、試行から前用化までを短縮して実施できるように、たとえ償却期間内の補助対象外であっても、返還等を行わず商用ベースに転用できるように、補助金適正化法の運用を見直す。	6【経済産業省】 (2)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 経済産業省の実施する国庫補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分については、中小企業者が研究開発を主たる目的とする補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するために行う処分制限財産(設備に限る。)の転用に当たるときは、収益の国庫納付条件を付さないことができるとして、地方公共団体に通知する。
H26	298	11.その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項及び第8項	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年11度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとなっている。年に一度の閣議決定に間に合わない・変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで変更することができないため、運用時発生した変更が困難な場合がある。このことから、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、協議を不要としたい。なお、同じ国民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定している地域防災計画は、平成23年度に第1次一括法により内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、速やかな策定・変更を行うことができるようにしていきたい。	9【内閣官房(1)】【総務省(9)】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)【内閣官房、総務省と共管】 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに先行し内閣府総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。
H26	299	06.環境・衛生	都道府県	福島県	厚生労働省	A 権限移譲	水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大	厚生労働大臣が行う計画給水量人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。	【現状と課題】 水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水量が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000㎡以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとなっている。現在、当該内の水道事業は、給水量や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。 【課題解決に係る施策の方向性】 これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最善化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。 【施策に係る支障】 しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水量人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000㎡超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。 【提案事項】 持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。	【再掲】 4【厚生労働省】 (7)水道法(昭32法177) 以下に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)については、広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県において、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完了する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。なお、都道府県内で水利調整が完了しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業と水道事業統合を行うことと上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。(以下一部抜粋) -水道事業の認可(6条1項) -水道用水供給事業の認可(26条) -水道事業及び水道用水供給事業に係る報告の徴収及び立入検査(39条1項)

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(協議決定)記載内容	
H26	300	02.農業・農地	都道府県	福島県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第1項	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律上の市町村に移譲する。このことにより、住民にとっては、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよく知る市町村農業委員会や事務処理が行われ説明等が簡略化されるとともに、行政にとっては、市町村(農業委員会)の主体的な意思決定や地域の特色を生かした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律上の市町村に移譲する。	【提案事項】 農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可事務を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律上の市町村に移譲することとする。 農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律上の市町村に移譲することとする。 農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律上の市町村に移譲することとする。 農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律上の市町村に移譲することとする。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27条2号)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44条58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおおむね、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとして、先行し都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定する。また、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の際等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、総量効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について(平成26年9月5日地方六団体)」において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。」 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事(次項に定める指定市町村)の長に、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における農地転用(農振法15条の2)に係る事務・権限については、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の機会も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	
H26	301	01.土地利用(農地除く)	都道府県	福島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法6条5項	都道府県が定める地域森林計画に係る(国への協議・同意の廃止	「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意を義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制に移行。	【根拠条文】 森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の二次伐立木材積並びに同項第七号の採択林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。 【提案事項・支障事例】 「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要しているところ、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出制に移行し、事前協議における調整期間をおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。	【再掲】 4【農林水産省】 (4)森林法(第26条24号) (1)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)の取組、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直し方向で検討し、森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(第39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。	
H26	302	09.土木・建築	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道にのみ適用されるものであり、県が管理する指定区間外(国道)については適用されることがない。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。	【支障事例】 ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。 ・具体的には、指定区間外(国道)において、整備済区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。また、管理する指定区間外(国道)の道路標識においても、県道の標識に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。	【課題解決のための施策等】 ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外(国道)についても委任を求める。 ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外(国道)に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外(国道)」を追加していただきたい。 ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。)なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できるとした。(参考資料として「資料2」を添付。)	【その他】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外(国道)の規格が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。
H26	303	10.運輸・交通	都道府県	福島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第2条第6項	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の一部廃止	港湾法第2条第6項に規定されている国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。	【提案事項・支障事例】 従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままで臨港施設ではないとされており、供用を開始するためには、国の機関が直轄工事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管理者(県)から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請する必要がある。臨港地区への指定については、埋立て(土地となった)後、原則として地方港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づき臨港地区の指定手続きが必要となり、加えて埋立後功面積と字界が決定しないと指定できないため、完成から臨港地区への指定(供用開始)まで多大な時間を要する。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣への港湾施設に係る認定申請した方が、迅速な供用開始となる。このため、国土交通大臣の認定が必要とされているものうち、国の機関による直轄工事や国の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設した施設については、既に港湾施設としての条件が認められたものとして、あたためての協議を不要としたいただきたい。協議が必要となれば、認定申請のために必要とされる埋立後功面積に係る事務作業が軽減されるとともに、事前協議から認定までに少なくとも6ヶ月程度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。		

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	304	03.医療・福祉	都道府県	福島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件について、条例委任(参酌基準化)する。	【現状と課題】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限りに、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員以外の者であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和とされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。 【支障事例】 保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事業等に対して、本務、兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。 【提案事項及び効果】 保健所長の資格要件を、保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。 具体的には、保健所長以外の職員に医師を配置する場合には、保健所長に係る医師資格要件を問わないこととしていただきたい。 特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営にも寄与するものである。	
H26	308	03.医療・福祉	都道府県	熊本県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	医療法第42条の2 平成20年厚生労働省告示第119号 「医療法第42条の2第1項第5号に 規定する厚生労働大臣が定める基準」 厚生労働省医政局長通知(平成20 年3月31日医政発第0331008号) 「社会医療法人の認定について」	社会医療法人の認定要件拡充	社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること	【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。 【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ(へき地にある診療所を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすこと)、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。(参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。	【厚生労働省】 (3)医療法(第23法205) 【社会医療法人の認定(42条の2第1項)については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施を目指す。】 この都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人については、全ての医療機関が二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該この都道府県の医師計画に必要事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。 へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。
H26	310	03.医療・福祉	都道府県	熊本県、佐賀県、大分県	厚生労働省	A 権限移譲	麻薬及び向精神薬取締法第24条 第11項及び麻薬及び向精神薬取締 法施行規則第9条の2	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲	厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること	【支障】 麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的負担等の負担となっている。 【制度改正の必要性】 麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところが少なく、状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用需要を確保する上で、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。	【再掲】 【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(第28法14) 麻薬小売業者間での麻薬の譲渡の許可に関する事務・権限(24条11項、施行規則9条の2)については、都道府県に移譲する。
H26	313	02.農業・農地	都道府県	熊本県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条 農地法第5条	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲	4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の国許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。	【農林水産省】 (4)農地法(第27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (1)農地転用許可(農地法5条及び5条の2)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の間等での移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止とする。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を確保しているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議の意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなどの農地転用における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	314	02.農業・農地	都道府県	熊本県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止	知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国への協議を廃止すること	【支障】 農地転用については、土地利用者の利便のために事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、2ha超から4ha以下の農地については知事許可にもかかわらず、国への協議が必要で、1か月～数か月の協議期間を要しており、事務手続の迅速化を阻害している。 【制度改正の必要性】 国への協議は「当分の間」として平成10年に法改正が行われ既に16年経過している。農地転用については、許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおおむね、農地の総量確保の仕組みの完成を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとし、先行都道府県等の目標面積の設定基準(事業)に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣と協議を行った上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事の同意の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	315	10.運輸・交通	都道府県	熊本県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果)	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の理由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	【支障】 本案では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこと)された認可に限る。を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令移付(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市の職員の管理が同市に移されたことを受けて、事務の合理化を目的として年度から移譲したものの、しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなり、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 經由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当期間の文書の往復に要する期間(2～3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当との事前相談が慣例化していることから、本件移譲制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	
H26	318	11.その他	一般市	萩市	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権擁護委員法第6条第3項	人権擁護委員候補推薦の議会諮問の廃止	人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を聞く義務付けの廃止	人権擁護委員の候補者の推薦に当たっては、市長市長は市町村議会の意見を聞いて委員候補者を推薦することが求められている。人権擁護委員の任期は3年間であるが、任期満了日が、それぞれの委員によって異なるため、年4回の人権擁護委員の任期の始期にあわせて推薦が必要で、該当委員の任期満了から選挙する、半年以上前からの事務作業を要し、その手続が負担となっている。また、居住する市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦後、議会諮問が必要なのは人権擁護委員だけでなく、行政相談員、民生委員などの推薦手続きと並がある。以上ことから、事務手続き等の簡略化を図るため、人権擁護委員の推薦は市町村長の権限とし、議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める。	【再掲】 6【法務省】 (1)人権擁護委員法(昭24法139) (2)人権擁護委員の推薦(6条3項)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推薦できることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。
H26	319	03.医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設設備及び運営に関する基準第11条第1項	保育所における給食の自園調理原則の廃止又は過疎地域等での適用除外	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和25年厚生省令第63号)第11条第1項において、「児童福祉施設において、入所している者が食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない」とされている。現在、一定の要件を満たす保育所においては、満3歳以上児の給食の外部購入は認められているが、3歳未満児の食事の提供については、特区認定を受けた場合を除き外部購入は認められていない。地方都市では少子化が進み、市町村保育所を除き、園辺りの保育所は入所児童が減少しているにも関わらず、保育所給食は自園調理を原則としているため、業務委託をする場合を除き、調理員の配置が必須となっている。過疎地域においては、公営の共同調理場等を活用することにより、職員配置の合理化をすることができるとともに、地域における一時的な食育を推進することが可能となる。現在も分園のある園については、本園から給食を搬送しており、特別の要件がある設備、衛生基準の遵守、食育プログラムに基づいた食事の提供をしている。アレルギー児童が増加傾向にあるが、公営の共同調理場等から保育所へ給食を搬入することにより、就学後においてもアレルギー児童への対応がスムーズに行えること、地域における保育所・小学校・中学校を一括した食育活動の展開が期待でき、運営の合理化が可能となることから、3歳未満児の給食について、調理室の設置の義務付けや自園調理の原則を緩和し、外部購入を認めるよう求めるもの。	6【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (1)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭25年厚生省令第63)のうち、保育所における給食については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準第11条1項)に關し、3歳未満児に対する給食の外部購入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	320	11.その他	一般市	萩市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第96条第1項第13号	自動車事故の損害賠償金額が一定額以下のものに係る議会の議決事項の例外化	議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第13号(法)上その義務に属する損害賠償の額を定めること、自動車事故に係る損害賠償額について、自動車事故に係る損害賠償金額が一定額以下のものを議決事項から除外する法改正	地方自治法第96条第1項第13号の規定により、普通地方公共団体が、国家賠償法、民法等により損害賠償の義務を負う場合、その損害賠償の額の決定については、すべての事業について議会の議決を得ることとされているが、自動車事故に係る損害賠償の額については、自動車賠償法、裁判手続法に基づき、市が恣意的に決定することは困難である。また、実際に業務上で発生する自動車事故による損害賠償額は、金額が大きいものが大部分であることから、自動車事故に係る損害賠償額を定めることについては、一定の金額以下のものは議決対象から除外する措置をお願いしたい。		
H26	323	03.医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)	高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成26年8月5日保医発0005第3号通知)	ドクターヘリでの診療行為に対する診療報酬算定方法の見直し	基地病院以外に病院間搬送する場合にドクターヘリ内で診療行為を行う。基地病院から搬送元の医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に救急搬送診療料が算定できるとされている。	【現状】厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法では、患者を救急用の自動車等で保護医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に救急搬送診療料が算定できるとされている。 【支障事例】患者を基地病院以外の医療機関に病院間搬送した際、基地病院から搬送元の医療機関に、ドクターヘリで行った診療行為について診療報酬相当額の請求があった。このような場合、基地病院からは保険請求できないという見解が中国四国厚生局から示され、その医療費は基地病院と搬送元の医療機関の合議に委ねるという見解が示されたことによる。本市としても、事例を示して、中国四国厚生局に確認したが、やはり基地病院、搬送元の医療機関双方ともに保険請求できないという回答であった。何故、搬送元の医療機関が負担しなければならないのか。また、他県において、根拠は未確認であるが基地病院が保険請求している事例を聞いている。 【求める改正】従って、基地病院において保険請求できるよう、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法について見直しを求める。	
H26	324	03.医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第62条	医療費の適正化対策の促進	保険者が医療費適正化対策を強力に推進し、法的根拠をもって重症・軽回受診者に対する適正な指導・助言に努めるよう、国において、国民健康保険法第62条に係る「療養に関する指示」に重症・軽回受診者への適正指導を明記する。	現在、医療費適正化対策としては、国保連合会から年1回、各保険者に提供される重症・軽回受診者のリストを活用し、指導が必要と思われる重症・軽回受診者に対し「保健師が訪問活動を行う」ということである。 一方、この訪問活動は、「重症・軽回受診者に係る医療の適正化対策の推進について(通知)」(平成10年8月5日保険発第126号)を根拠に実施しているため、訪問活動に強制力がない。また、指導権限が明記されていないため、各保険者の対応に差があり、有効な適正化対策とはなっていない状況である。 一方、各保険者が医療費適正化対策を強力に推進し、法的根拠をもって重症・軽回受診者に対する適正な指導・助言に取組み、国において、国民健康保険法第62条に係る「療養に関する指示」に重症・軽回受診者への適正指導を明記するなど、抜本的な取組を要望する。		
H26	325	10.運輸・交通	一般市	萩市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第79条の4第1項第5号、道路運送法施行規則第51条の7及び第51条の8、 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、「地方公共交通安全会議に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)」、「自家用有償旅客運送者(利用者)から収受する対価の取扱いについて(H18.9.15自動車交通局長通達)」	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運営協議会の適用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号ただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運営協議会の適用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号ただし書きとして、市町村又は市町村が承認する団体については、交通事業者を除いた市町村、実施主体及び地域住民の合意により合意されたものはこの限りではない、とするよう規制を緩和。	【現状】人口減少・少子高齢化の進展に伴い、中山間地域等交通空白地域における高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。平成18年の道路運送法改正により自家用有償旅客運送が制度化されたが、次の支障事例のとおり地域の実情を踏まえた円滑な実施が困難となっている。 【支障事例(効果)】①過疎地有償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は運営協議会で協議が調っていない場合、自家用有償旅客運送者の登録を拒否することとされているが、運営協議会は実質的に利害調整の場との合意形成が困難②自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて、対価設定について、実費の範囲内であること、営利目的としていない認めらるべきであること、具体的には、当該地域におけるタクシーの上限運賃の5分の1の範囲内であることを旨とされているが、資金の脆弱な運送実施主体では採算性確保が困難等、不合理的な状況が存在する。 【要】過疎地有償運送の実施にあたっては、運営協議会における合意形成要件を緩和し、採算性を考慮した対価設定を可能にする等、市町村の責任、裁量による事業実施ができるよう要望する。 【更に制度改正が必要と考えられる根拠】「自家用有償旅客運送の事業・経理の地方公共団体への移譲等のあるり方に関する検討会 検討会最終とりまとめ」において、運営協議会の合意形成の手法として、「利害調整ではなく関係者間の認識の共有により合意形成の円滑化に資する雰囲気を作られることを徹底すべき」とされるが、構成員に交通事業者が含まれたままでは利害関係が優先され合意形成が困難となることが危惧される。		
H26	326	11.その他	都道府県	大分県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条の3	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、実質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、18%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は届出団体(=協議不要団体)となっており、民間資金の借入れに当たっては協議を要しないこととなっている。地方債の資金については、届出制度の対象外であり、協議制度が残されている。今年度は届出制度導入3年目に当たることから、届出制度をさらに拡大し、①公的資金についても、届出制度の対象とするともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	【改正の必要性】協議不要団体が9割を超えているものの、届出実施団体が2割にも達していない現状を考慮すると、地方分権の推進の観点から届出制度をさらに充実させるための制度の拡充が必要である。 ①届出実施団体の増加している理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期やその事務手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、事務の軽減が図られる。なお、公的資金については、財政健全化確保のため、財務省で事前に毎月の借入額を把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度に移した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、地方債発行タイミングの自由度の拡大により届出制度のメリットは維持できる。 ②また、実質公債費比率が18%と16%という幅が2%の幅を挟んで3つの制度に分かれているが、特に本県のように、16%前後の団体については、毎年度協議と届出で区分が変わることがあり、決算数値が確定するまでの間は届出が協議が決まらず、事務的な支障が大きい。18%と16%で財政健全化の状態が大きく異なるとは考えられず、18%に一本化し、区分の簡素化を図るべきである。 (現行) 民間資金 16%未満=届出、18%未満=協議、18%以上=許可 公的資金 18%未満=協議、18%以上=許可 (見直し案) 民間+公的資金 18%未満=届出、18%以上=許可	【総務省】 (3)地方財政法(昭23法109) 地方債の発行に関する国の関与の在り方(3条の3第1)については、地方公共団体、市場関係者の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、平成27年度中に結論を得る。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	327	02_農業・農地	都道府県	大分県、長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の作付面積要件は満たしているものの、共同出荷要件(区域内指定野菜の出荷数量に対する割合が3分の2)を大幅にしていることから、野菜指定産地を削除した産地がある。指定野菜の安定的な供給体制の確立や、セーフティネット機能の強化による担い手の確保、規模拡大を進めるため、共同出荷要件を廃止し、対象産地を広く捉えることを求めるもの。	【改正の必要性】国民の消費生活を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象市場に安定的に出荷するための出荷計画を立て、出荷バランスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定対策は、これまで大規模生産者要件の追加改正を行って、必要な見直しが行われてきた。野菜指定産地の規模要件は満たしているものの、共同出荷要件が欠けていることから、野菜指定産地を削除した産地がある。そのため、農家の不安定な経営状況を引き、産地縮小が加速するとともに消費者への安定供給が心配される。特に、大分県では、園芸品目の生産拡大を積極的に行い、就農者の確保、産地拡大を進めており、高齢化や後継者不足が加速する農村地域では、新たな担い手を確保し、産地の維持拡大を図るため、セーフティネット機能が必要である。一方、今年度から開始される農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進め、経営規模の拡大や産地規模の拡大など、野菜指定産地の活性化を進める好機である。市場出荷における需給バランスの調整と農業経営の安定化を図るため、今後、産地の主体となる大規模経営体を中心とし、産地拡大を進めるとともに、共販要件を廃止し、対象産地を広く捉える必要がある。(現行要件)共同出荷2/3以上 → (改正案)廃止	
H26	328	06_環境・衛生	都道府県	大分県、福岡県、長崎県、沖縄県、山口県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号	毒物劇物取扱責任者の資格要件に係る規制緩和	毒物劇物取扱責任者の資格要件の認定基準の一つである「高等学校において30単位以上の化学に関する科目を修得している」ということ、旧単位数の廃止(20年)を経験した場合は証明できないため、単位取得数までの確認を求めず、「応用化学に関する学科を修了したこと」の確認で認定するようにすることを求めるもの。	【支障】毒物劇物取扱責任者の資格については、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号において、「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する科目を修了した者」が資格要件の1つとなっている。資格の確認方法については、平成13年2月7日医薬化学第3号厚生労働省医薬食品部審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受検事務の実施について」の第1.4及び平成14年11月11日医薬化学第0111001号厚生労働省医薬食品部審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」において、「高等学校において応用化学に関する学科を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認すること」となっており、現行は成績証明書等で確認している。しかし、学校教育法施行規則第28条第2項の規定により単位数等の取替期間20年が経過している場合は、成績証明書等の発行が受けられず資格要件を満たしているか確認できない。また、成績証明書等の発行が受けられない場合の取扱いについては、厚生労働省医薬食品部審査管理課化学物質安全対策室から「当時の教育課程が明記された書類と卒業證書の両方が必須となる。高等学校等に確認のうえ、確実に修得した科目のみをカウントしてもらいたい。」との回答があり、当時の教育課程が明記された書類または、「学校要覧」等が該当するが、これについては永年保存との規定がないため、卒業後20年以上経過している場合、当該高等学校に確認できない可能性がある。以上のことから、資格要件を満たしているにもかかわらず個人の責任を担う毒物劇物取扱責任者になれない事例が発生している。	
H26	329	09_土木・建築	都道府県	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第79条	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とする。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに、今後、老朽化対策や地盤・津波対策などの確立に向けた新規事業による取組みが多見込まれ、多量の河川整備基本方針等の策定、変更が必要となっている。特に地盤・津波対策については、河川・海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川については県が自主的に策定・変更できる見直しを要望するものである。【支障事例】近年では、一部川の基本方針策定において同意申請書提出、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。【懸念の解消策】平成19年度と懸念された県の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	【再掲】6【国土交通省】(1)河川法(第39法167)(2)二級河川における河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合の国土交通大臣への同意を要する協議(79条2項)については、当該協議の迅速化を図るため、技術的知見、先行事例等の情報提供を継続的に行うなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。
H26	330	09_土木・建築	一般市	八幡市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法48条表2	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条表2の(一)欄2項及び(二)欄2項、「原動機を使用する工場」で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるものに「(学校の給食調理室を除く)」を加える。	【提案内容】学校等は、自校校内外に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるように提案するものである。新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図れるものと考えます。また、既存の給食調理室を利用するため、近隣騒音への影響は少ないと考えます。【制度改正の必要性及び現行制度で対応困難な理由】本市では、実施していた中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしています。実施方法として、自校方式、共同調理場方式、親子方式等がありますが、この内、児童数の減少で調理能力に余裕がある既存の小学校の調理場で調理する親子方式が、既存施設の有効活用や経費の節減などから、有力な候補と考えています。しかし、親子方式は用途が工場として取り扱われるため、住居系の用途地域には建築基準法に抵触します。例外規定により、個別に建築許可を得る方法がありますが、許可を相保されたものでありません。給食の実施方法の検討等を複数年か、市民や議会に報告し、予算の計上ができても、最終的に建築審査会の同意が得られずに不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	6【国土交通省】(1)建築基準法(第25法201)(2)住居系の用途地域における自校分と併せて他校分の給食を作る場合の学校給食共同調理場の建築については、特定行政庁が許可(48条1項から7項)にするに当たって積極的な対応を行うことができるよう、先進的な事例に照らし、地方公共団体に情報提供を行う。
H26	331	11_その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第202条2項、第203条、第206条2項、第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	県選挙が実施している市町村選挙に対する不服審査制度を廃止し、市町村選挙への異議申し立て後直ちに提訴できる仕組みとすべし。	地方自治の改正により都道府県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の指揮監督権を有しない。②市町村の選挙について実情を最も把握しているのは当該市町村の選挙管理委員会であり、訴訟上の当事者主義にもかかわらず、市町村選挙管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選挙を被告として訴訟を提起することができるようにすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方にとってもメリットがある。	【再掲】6【総務省】(5)公職選挙法(第25法100)市町村の議会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手続(202条、203条、206条及び207条)については、市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を被告として訴訟を提起できることとするのについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	332	11.その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	政治資金規正法第20条第4項、第20条の2第2項	政治資金収支報告書のインターネット公表期間の制限緩和	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネットでの提出は、法定受託事務の処理基準において、3年と定められている。国民の利便性の向上や事務の効率化の観点から、提出期間の制限を数値すべき。	本県では収支報告書の文書保存期間は5年とし、閲覧期間の3年を超えるものについての公開は、公文書開示請求により対応している。 ○平成22年度請求件数(請求対象団体数) 34団体分 ○平成23年度請求件数(請求対象団体数) 7団体分 ○平成24年度請求件数(請求対象団体数) 3団体分 ○平成25年度請求件数(請求対象団体数) 請求なし。 ※複数の団体の閲覧等請求の場合もあり、請求ベースでは件数は上記より減少する。 ②インターネットによる提出期限を文書保存期間と合わせることで、情報の透明性向上と公開手続きの簡素化、利便性向上につながる。 ③政治活動の透明性の確保の観点から、政治団体の活動内容を国民の監視下におくことは政治資金規正法の立法趣旨にもかなうものである。 ④事務上の支障を考慮しても、長期間にわたって収支報告書を公表することで得られる利益は大きく、かつ、法解釈の変更によって容易に達成できる事項である。 ⑤都道府県の判断で可能な限り公表におけるよう、制限(法解釈上の取扱い)を撤廃された。	
H26	333	01.土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的経験的な改良工事については、国民の利便性向上につながるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。	①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。 ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工費の短縮等が図れ、国民の利便性向上につながる。 ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する総)面積の方がより重要な要素である。 ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。 ⑤本県では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がゆれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (1)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一般水系内の一級河川全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁する一級河川流域においては、当該流域の全ての敷地を確保するために、国と当該流域が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が著発している状況を踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配置がなされるよう留意する。
H26	334	07.産業振興	都道府県	群馬県	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第27条、第28条、第46条第2項第1号、2号、4号及び第4項、第59条第1項第1号、2号、第3項及び第4項	商工会議所に係る経済産業大臣の許認可権限の都道府県への移譲	事務の効率化や地域の商工関係団体に対する事務の一元化を進めるため、商工会議所に対する認可や取り消し等の権限を、都道府県等に移譲すべき。	①商工会議所については、認可や取り消し等を含め都道府県等がすべての指導監督を行っている。一方、商工会議所については、認可や取り消し等を除く日常の指導監督を都道府県等が行っているが、いずれも、地域において商工業の発展に向けて活動する団体に委ねてはならない。 ②第19回地方分権改革推進委員会において、経済産業省から、「商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明など国際を越えた事業への支援活動を行っており、国際的な信用を維持するために国が指導・監督について一定の権限を保持する必要がある」との回答がされているが、そのことをもって、一部の権限のみを国に残すことに具体的なメリットは不明である。 ③少なくとも希望する団体に対しては、手挙げ方式により権限移譲が可能となるようにするなど、地域の実情に応じた処理ができるようにすべき(ただし、該商工会議所の了解が必要)。	【再掲】 4【経済産業省】 (2)商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第36法5)138条に施行状況等を踏まえて、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	335	05.教育・文化	都道府県	群馬県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び32条 博物館法第19条 図書館法第13条	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなく、条例で所管部局を決定できるように制度改正すべき。 【支障事例】 文化振興を図る観点から、博物館及び美術館を知事部局において処理しているが、博物館法等の規定があるため、やむを得ず事務委任や事務補助執行で対応している。このため、本来知事の責任の下、事務を行いたいこと、制度上は、当該事務の執行に対する知事に権限がなく、知事部局の補助職員(部長)が、教育委員会の指揮命令の下事務を行わねばならないという問題がある。 【制度改正の必要性】 公立の博物館・図書館は、博物館法・図書館法等において、社会教育を行う施設として教育委員会が所管することが規定されているが、昨今では、社会教育の視点にとどまらず、文化振興や観光振興などの目的も兼ねた施設として位置づけられ、地域資源として積極的に活用される取り組みが進められている。こうしたことから、法律により全国一律で教育委員会が所管することを定める必要性は薄れている。	6【文部科学省】 (2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 図書館・博物館の設置・管理の所管部局(23条12号及び32条)を地方公共団体の判断により決定することができる制度については、法制度上の課題等を精査し、その実現方策について検討の上、必要な措置を講ずる。
H26	336	10.運輸・交通	一般市	山武市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、ロ	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定に使えるよう制度を見直しいただきたい。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の現行制度では、複数の自治体間を結ぶ地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統でなければ、市内全域を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象とすることができないこととされている【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱という。)】、別表6、ロ、①・②が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が廃線となった場合、補助額算定の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フィーダー系統の維持がさらに困難になる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フィーダー系統については維持しなくてはならない。この場合において、交通不便地域だけを対象人口として算定するのは不合理的ではないかと考えるため、地域間幹線系統が廃線となった場合において、他の地域間交通ネットワーク(鉄軌道路線等)に接続する地域内フィーダー系統については、従前の補助対象人口を国庫補助上限額の算定【要綱別表7、5】に使えるよう見直しいただきたい。(補助額算定の基礎となる対象人口の考え方は別添参照) 現状、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フィーダー系統であるため、対象人口は市内全域36,089人(平成22年実施の国勢調査時人口)であるが、今後もし地域間幹線系統が市内に無くなった場合、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	337	09.土木・建築	中核市	尼崎市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱第6交付対象事業	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和	「防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において「防災・安全交付金」が創設され、別事業分野に区別されずに地方から計画する「インフラの老朽化対策や、車道幅員の拡大対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能な期間となっている。このため、地域の安全防災の確保に必要な不可欠な事業であっても、基幹事業に該当しない場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必要」という条件を緩和し、従来の補助要件にとわらずに活用可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。	本市は大阪府野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均溝深10m以下の低地帯のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水機)を活用しなければ海城へ排水ができない状況にある。また、市内に総延長約10kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。 上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。 一方国におかれましては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたことである。もしもならば、社会資本整備総合交付金要綱において、「基幹事業」のみならず、「以上」を含むものとする。上記とされているため、防災安全において重きをなす施設である抽水機や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。 こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。	
H26	338	03.医療・福祉	中核市	尼崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 ・地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱 ・隣保館に指定管理者制度を導入した場合の補助金の取扱いについて(厚生労働省課長補佐通知)	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金交付要綱における補助要件の緩和	隣保館に指定管理者制度を導入した場合、現行では国の「地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金」及び「地方改善施設整備費(隣保館等施設整備費)補助金」の交付対象外となっていたが、施設役割や事業等は直営時と変わらないため、指定管理者制度の導入後も引き続き補助金の交付対象となるよう、特段のご配慮をお願いしたい。	現在、本市の隣保館(総合センター)においては、これまで実施してきた隣保館事業や、回和問題をはじめとするあらゆる人権問題啓発への取り組みをさらに発展させ、隣保館事業も実施する全市的、総合的な人権意識の普及と高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として、より効果的・効率的な運営するため、民間法人の導入(指定管理者制度)を導入し、取組みを進めている。 現在、本市の隣保館(総合センター)においては、これまで実施してきた隣保館事業や、回和問題をはじめとするあらゆる人権問題啓発への取り組みをさらに発展させ、隣保館事業も実施する全市的、総合的な人権意識の普及と高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として、より効果的・効率的な運営のため、民間法人の導入(指定管理者制度)を導入し、取組みを進めている。 現在、本市の隣保館(総合センター)においては、これまで実施してきた隣保館事業や、回和問題をはじめとするあらゆる人権問題啓発への取り組みをさらに発展させ、隣保館事業も実施する全市的、総合的な人権意識の普及と高揚を図るための開かれたコミュニティ施設として、より効果的・効率的な運営のため、民間法人の導入(指定管理者制度)を導入し、取組みを進めている。	
H26	339	01.土地利用(農地除く)	一般市	北上市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施行令第14条第三号	都市公園に定める占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第14条第三号の「第十二条第十号に掲げのものについては、六月の月定を、第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間に改めるとする等」の法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるより改正された。	【制度改正の必要性】 自治会や自治防災用の倉庫、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第7条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体については、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感が強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならめよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六月以内と短縮であるため、これまでも同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。  【制度改正の効果】 改正された場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占有許可を出すことができると考えられる。それによりは、公園の利用者と相手、利用方法や利用者の実態を把握し得る立派な地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促進されるものと考え、さらに、この制度は、おそらく全国的にもあつて活用されていると考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものと考え、	6【国土交通省】 (7)都市公園法(第17法79) (8)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令第12条10号)に係る占有期間(施行令第14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえ、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	340	01.土地利用(農地除く)	一般市	北上市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第16条	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるより改正された。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置施設を含め、老朽化、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりで、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、悪臭悪化、災害時の防災機能を生かさない等の懸念もある。本市は緑やから人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在22箇所・約12ha。このうち、約24%が箇所ベースで供用後30年以上経過、10年後は約4箇所が供用後30年を経過する見直し、平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が軽くなること期待される。  【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止は現行制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することが公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地環境などに関し、近隣と同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用できない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	(再掲) 6【国土交通省】 (7)都市公園法(第17法79) (8)都市公園法(第13法79) (1)公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止する場合都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場については、都市公園の廃止に係る公益上特別の必要がある場合(116第1号)に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
H26	341	11.その他	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の1(1)	水道資産の有効活用のための有償譲渡に係る国庫補助金返還免除	地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、有償譲渡については国庫補助金に関する条件を付すに承認することができます。国庫補助金の返還が免除されないこと、水道資産の有効活用のため、国庫補助金の返還免除を有償譲渡についても適用できるようにする。	【現状】 奈良県では平成23年12月に「県水道ビジョン」を策定し、県営水道と市町村水道が共同して水道資産(施設、人材、財務、技術力)の最適化を図る「県水道ファンクショナルメント」に取り組んでいる。水需要の減少により、利用が見込めなくなった県営水道の保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡して、県営水道全体で有効活用を検討を行っている。  【支障事例】 運営主体が異なる一方で、譲渡後も同じ水道目的に使われるにもかかわらず、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」から、県営水道の水源確保を目的とした国庫補助金の返還が必要となっている。このため、水利権を譲渡する県営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫補助金相当額を請求することになり、市町村は新たに国庫補助金の申請手続きが必要となる。  【改正の必要性】 県営水道が水源の不足する市町村に有償で水利権を分譲譲渡しても、国や県に返還額を支払うのみで、不当利得は一切ないことから、国庫補助金を求めない「財産処分」に相当すると考え、県営水道の水源確保を目的とする国庫補助金の返還の不要と認め、県営水道が水利権を有償譲渡する市町村に対し、国庫補助金返還の申請は不要と認め、市町村は国庫補助金申請の必要となくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規制緩和が実現することにより、人口減少社会に直面する水道事業の技術的構築に向けて、水道資産の最適化をスムーズに進めることが可能となる。	
H26	342	06.環境・衛生	都道府県	香川県	厚生労働省	A 権限移譲	栄養士法第1条第2項、第2条第3項、第3条の2第2項、第4条第3項、第4項、第5条第2項、第4項	管理栄養士免許の免許者を、厚生労働大臣から各都道府県知事とする。	管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える(栄養士法第2条第3項)が、都道府県知事が免許を付与することとする。 これに伴い、免許事項を登録する管理栄養士名簿についても、厚生労働省に備えている(同法第3条の2第2項)が、都道府県に備えることとするなど、栄養士免許と同様の規定とする。	管理栄養士免許の免許者は厚生労働大臣である(栄養士法第2条第3項)、その名簿の登録、訂正、抹消に係る申請や免許証の交付は、都道府県知事を経由して行われる(同法施行令第1条第2項等)。 現在、県で当該免許に係る申請を受けた後、(申請書を国に送達し、国から免許証の送付を受けて)、当該申請者に免許証を交付するまで、2～3箇月の期間を要している。 地方、同じ栄養士法に基づく免許である栄養士免許については、免許者が都道府県知事であり(栄養士法第2条第1項)、申請が交付まで、大半が1週間程度で完了している。 免許者を、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することにより、申請から交付までの期間を短縮することが可能となり、住民サービスの向上を図ることができる。 都道府県で、管理栄養士免許に係る名簿の登録や免許証の交付に係る事務が増えることとなるが、既に持っている栄養士免許のそれと共通する部分が多い。その実施は可能である。 また、管理栄養士国家試験に合格した者に対して都道府県知事が免許を付与するのであれば、地域によって免許取得の難易度が変わるといった弊害は起こらない。 なお、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上必要な知識及び技能を修得した者に対して交付する。(栄養士法第2条第1項)	



年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	344	01.土地利用(農地除く)	一般市	合志市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法 第34条	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。合併した自治体が持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築される。しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見逃された施設においては多くの施設が有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 本市は平成18年2月27日に旧合志町と旧吉志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで、整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の遺棄する公共施設が多く存在している。公共施設の維持管理に要する費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 しかし、現在、本市面積の約9割を占める市街化調整区域内に立地する公共施設については、都市計画法第34条の規定により開発が制限されることから、現在の要件では、民間事業者へ売買などを行う際に支障があまり多くの土地が市の選利財産となること想定できるため。 【都市計画法第34条の改正案】 「ただし、普通地方公共団体が相当期間保有し適切に維持管理された公共施設等の跡地利用については、地域の振興と活性化に寄与し周辺市街化を促進しない行為である場合とあってはこの限りではない。」	
H26	345	01.土地利用(農地除く)	一般市	合志市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法 第34条	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和により、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本市計画区域内に位置している。市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市域部の熊本県に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを欠く状況。また、人口増加については、年々増加している状況であるが、個人市民税等の増収は緩やかであり、一部地域に集中した人口増加に対応するための、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が喫緊の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学金官連携促進等、新たな雇用創出による市財政基盤強化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては余地が殆ど無く、約9割を占める、市街化調整区域内においては、開発行為が制限されることから、新たな企業誘致に伴う事務所・工場の設置や6次産業化に必要な農産物の加工場の設置等について土地利用の観点で支障を来している。 そのため、都市計画法第34条による市街化調整区域の開発許可要件を一部緩和し、各自自治体の創意工夫によるまちづくりを促進すべしと考える。 【都市計画法第34条の改正案】 新たな要件を見直しとして市町村の財政的自立に資する、開発であり、かつ、周辺地域における市街化を促進する恐れがなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認められたものについて市街化調整区域の開発を認めるものとする。	
H26	346	05.教育・文化	中核市	大分市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第7条及び第11条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条 市町村立学校職員給与負担法第1条	県費負担教職員の人事権等 ・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。 (備考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 市町村として、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。 学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。 【制度改正の必要性】 教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。 定数決定権が、給与・手当などの決定権限及びその財源を担い移譲されることが、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。	【再掲】 【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会長の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律3条1項)、県費負担教職員に定める定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律11条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律2条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る各条項による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律5条1項)の運用状況を踏まえて、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。 また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。	
H26	347	02.農業・農地	中核市	大分市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること	【提案事項】 農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査のうえ意見を付けて都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間と手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていくための支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、都道府県農業会議への諮問の廃止と併せて移譲されることにより、事務の簡素化・迅速化に資するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政を基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) 農地及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積案について、都道府県知事等の意見を聴くこととする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月6日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証すること」は、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)については、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の区分については、農業委員会改組の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の場を踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。